

平成30年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第1号)

平成30年9月5日(水曜日) 午前9時00分 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 請願・陳情の委員会付託

第6 議案第1号～議案第2号

提案～審議

第7 議案第3号～議案第8号

提案～付託

第8 議案第9号～議案第12号

提案～審議

第9 議案第9号

討論～採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	住民環境課長	唐澤英 樹
副村長	原茂 樹	健康福祉課長	堀正 弘
教育長	清水閣 成	子育て支援課長	唐澤孝 男
総務課長	藤田貞 文	産業課長	出羽澤平 治
地域づくり推進課長	田中俊 彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	松澤厚 子	教育次長	伊藤弘 美
財務課長	平嶋寛 秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	小澤久 人
議会事務局次長	松澤 さゆり

会議のてんまつ

平成30年9月5日 午前9時00分 開会

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

村最大のイベントであります大芝高原まつりも、1日延期はありましたが、大変なにぎわいの中で無事終了いたしました。若さあふれる村の元気を発信できたのではと思います。

昨日は、非常に強い台風21号の襲来で、西日本を中心に被害を与え、県内への影響もありました。風による怖さを改めて認識したところであり、被災された皆様にはお見舞い申し上げます。まだ海水温も高いことなどから、さらに台風の発生が心配されますが、収穫の秋を迎える農作物などへの影響が最小限であることを望むところであります。

今議会は決算議会であります。十分な審議をお願いし、ただいまから、平成30年第3回南箕輪村議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番、百瀬輝和議員、6番、唐澤由江議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） おはようございます。

議会運営委員会から御報告を申し上げます。

本日招集をされました平成30年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等につきまして、過日、議会運営委員会を開かせていただきました。次のように決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

本定例会に付議されました事件は、議案12件、報告1件であります。請願・陳情は、陳情1件が提出をされております。なお、審議の都合上、議案第9号を即決とさせていただきます。

会期は、本日9月5日から21日までの17日間といたします。この間で9月6日から18日までを休会といたします。また、最終日21日の開会時刻につきましては午後3時を予定しております。

以上で、議会運営委員会から報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月5日から21日までの17日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成30年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

まず、台風21号の状況から申し上げます。

大型で勢力の強い台風21号ということで、夕方から雨や風が強くなりました。これらを受けまして、午後6時30分前には警戒本部を設置し、職員、消防団、建設業組合等々で、いろんな状況に対しまして対応をさせていただいたところでもあります。

村内の状況でありますけれども、今朝までに確認できた部分、きのうの対応を含めましてでありますけれども、倒木が8件ありました。交通の支障等々もありましたので、建設業組合に要請をいたしまして除去に努めましたし、電線にかかった部分、中部電力にも対応をお願いしたところでございます。

越水につきましては、越水の可能性も含めて4カ所ありました。特に給食センター、南箕輪小学校の敷地内に水がかなり入りました。これは土のうを積み、対応をしたところでもあります。消防団、職員等で土のうづくりをいたしました。この原因につきましては、給食センターの西側の川がかなり水が大量に流れ込んだというようなこと等々もありまして、かなりの量の越水でありました。一時は給食センターにもかなり影響が及ぶんじゃないかと心配いたしましたけれども、若干の部分で済みました。本日の給食は予定どおりできるということでもあります。

それから、公共施設の関係でありますけれども、こども館の目隠しフェンスが倒壊をいたしました。目隠しという部分であります。

それから、国道の関係でありますけれども、南殿の伊那コルトガードレールの東側の国道の土手が一部崩れました。幅が2メートルから3メートル、高さが1メートルから1.5メートルということで、これは県にお願いを、連絡をしたところでもあります。

そのほか、個人のお宅等々につきましても、屋根が飛んだとか、あるいは主に倒木の影響がかなり影響があったんじゃないかというふうに思っております。

また、農業関係の影響につきましては現在調査中でありまして、今の段階でいきますと、若干の被害あるのかなという、そんな報告となっております。詳細がわかり次第、また議会の中で報告をさせていただきます。

さらには、久保区、田畑区の2地区におきまして、自主的ではありますが避難所を開設いたしました。もし避難をしてくる人があればということで自主的な避難所を開設したところでございます。

以上、申し上げましたような、何カ所かの対応はさせていただきましたけれども、本当に大きな被害がなくてほっとしておるところでございます。ことしは台風が非常に多いという年ということになっておりますので、この辺の対応につきましては迅速に対応させていただくということで考えております。警戒本部につきましては6時半前につくりまして、8時33分に一旦は一部の職員を残して自宅待機とさせていただいたところでもあります。職員につき

ましては、交代制ということで一晩じゅう対応したということでもありますのでお願いをいたします。

台風21号関係につきましては以上でございます。

さて、ことしの梅雨は、この地域では雨が少なく、例年よりも早い梅雨明けとなったところではありますが、梅雨明け後から、台風や梅雨前線の影響による大雨により、頻繁に大雨洪水注意報や、近隣市町村では土砂災害警戒情報が発令されたところでもあります。この土砂災害警戒情報につきましては、昨日も、伊那から南の上伊那の地域全ての市町村で出されたところでもあります。この情報が出されますと、避難準備情報を出し、避難所の開設をしていかなければならないということでもあります。

全国的には、6月28日以降の台風7号や梅雨前線による影響によりまして、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、200名を超える死者、行方不明者、4万8,000棟を超える建物が被害に遭うなど、広範にわたって大きな被害が出ております。災害によりお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災した方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

このように、全国的に災害が発生する中、本村は、おかげさまで大きな影響もなく、恵まれた地域であることを実感しております。また、7月の中旬からは、全国各地で猛暑日が続き、熱中症による搬送者も、統計を取り始めて以来、過去最多に上っております。気象庁は人の命にもかかわる災害との見解を示しておりますが、このような異常気象によるさまざまな災害は今後も続くことが予想されます。まずは人命を守るための対策を最優先に講じていかなければならないと思っております。

この暑さもお盆過ぎには落ちつきましたが、ことしは台風の発生件数も多く、史上4番目の多さということでもあります。これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、収穫期を迎える農作物への影響も心配されるところではありますが、実りの秋を迎えられることを願うところでもあります。

こうしたさまざまな自然災害や火災の発生に備え、老朽化による耐震性や利便性を改善するための大泉地区消防団屯所の移転新築工事も始まっております。地域の防災拠点として、住民の安心・安全を守り、地域の防災活動がさらに発展することを願い、年内の竣工を見込んでおります。

さて、初めに、現在の景気の動向ではありますが、内閣府が8月10日に、4月から6月期の国内総生産速報値を発表しております。年率に換算すると1.9%の増となり、2四半期ぶりのプラス成長となりました。今回は、民間企業の設備投資が伸びを主導し、個人消費が持ち直すなど、内需の拡大によるものとのことでもあります。個人消費の伸びの背景には、前期に大雪などで野菜価格の高騰を招いた悪影響が解消し、自動車やエアコンの購入がふえ、賃上げ効果も消費に波及したと見られるとのことでもあります。しかし、専門家の見解では、天候要因で野菜の値上がりや外出の抑制により、前期に個人消費が落ち込んだ反動がお仕上げた側面も強いのではないかとされております。設備投資や輸出は今後の拡大を見込む声もありますが、米国発の貿易摩擦の広がりといった先行きリスクは山積しており、景気回復が続くかは楽観できないとのことでもあります。

また、私どもの地元金融機関が公表しております伊那谷の経済動向では、総じて悪化に転じたとされております。昨年9月期のプラス転化、または12月期の回復基調と、2期連続の

上向き傾向から一転して、前期は好調感が後退、そして今期は1年ぶりのマイナスとなったとのことであります。首都圏の景気動向が地方にはなかなか波及していないところでありますが、来期の見通しにつきましては水面下ながら改善を予想しているということであります。

米中の貿易摩擦や酷暑といった不安材料もありますが、最低賃金も引き上げとなっておりますので、経済効果が少しでもあらわれることを期待するところであります。

続きまして、6月定例会以降の主な村の事業につきまして報告させていただきます。

初めに、道の駅大芝高原開駅であります。

開駅に向けて進めておりました国庫補助事業の村道3170号線道路改良工事、公園案内看板設置が終了し、おかげさまで多くの来賓や来場者を迎え、7月21日に開駅式を盛大に挙行することができました。

今後、味工房を拠点とした地元農産物を活用した加工販売の推進、森林セラピーロードや大芝の湯など、自然豊かな憩いと癒やしの場の提供、村の地域防災計画に位置づけられています大芝公園の防災機能の充実など、開駅を契機に、ブランディングや地消地産の促進に取り組みながら、新たな観光誘客とさらに交流人口等の拡大に向け、地域振興の拠点として活用されるよう取り組んでまいります。

第33回大芝高原まつりは、25日には天候が回復したものの、台風20号から降り続いた雨により、駐車場に予定していたグラウンドは水たまりができ、ぬかるんだ状態で、駐車場に使用できなくなったために、やむなく26日曜日に延期しての開催となりました。

延期した26日は、青空が広がり、真夏を思わせるほどの暑い中、ステージ発表やお祭りパレード、ふるさとの味コーナーやたらいレースなど、多彩な催し物に大勢の人手が見られ、花火大会まで熱気あふれるお祭りになりました。上伊那の夏祭りを締めくくるお祭りを大勢の方々に楽しんでいただき、特に若者の参加が目立って、活力のあふれる祭りとなりました。

花火大会につきましては、厳しい経済状況の中ではありますが、198団体の皆様から615万円の御寄附を賜り、大芝高原まつりのフィナーレを盛大に飾ることができました。御協賛をいただきました皆様へ、改めて感謝を申し上げます。

また、大芝関連では、特に、ことしは味工房が4月にリニューアルオープンし、7月には道の駅が開駅となり、より大勢の方々に大芝高原を利用いただき、味工房のジェラート、ガレット、おやきなどが好調で、前年より大幅に売り上げを伸ばしました。この勢いを継続させていきたいと考えていますが、反面、経費も多額となり、改善をしなければと考えております。現在、内容を分析しております。前半につきましては、宣伝の意味合いもあります。また、当初の設備投資等もありまして、集客のためやむを得ない面もありましたが、後半につきましては、収益を重視しながら改善に努めていきたいというふうと考えておるところであります。

10月6日からは、恒例となりました第13回のイルミネーションフェスティバルが開催されます。毎年、県内外からの問い合わせも多数寄せられ、関心の高いイベントとなっております。村民の皆さんが企画し、行政が後押しをするという、まさに地方創生にふさわしいイベントであり、村を発信する秋の一大イベントとして盛大に開催されますことを願っております。

続きまして、村の人口動態であります。ことしの1月1日は1万5,391人ということでありましたが、8月1日には1万5,476人となり、7カ月間で85人の増加となりました。昨

年は1年間で76人の増加でしたが、既に昨年1年間の増加数を上回っております。今後、消費税率アップ前の住宅建築も多く見られることから、第5次総合計画に掲げております平成37年度の目標人口1万5,500人を本年度中にも突破するものと予想しております。第5次総合計画の目標人口1万5,500人でありましたが、第4次総合計画の人口は1万4,700人ということで、800人増を見込んでの将来人口とさせていただいたところでありますが、既にそれもわずか3年ぐらいで達成するのではないかと、こんな予想となっております。

次に、地方創生関連に触れさせていただきますが、地方創生推進交付金を活用して実施しております子育て女性再就職支援事業につきましては、子育て女性再就職支援事業による再就職者数は、事業開始から本年7月までに86名に上っており、引き続き順調な成果を上げております。就職前の準備セミナーにつきましても、今年度、9回開催を計画しており、これまで3回開催し、38名の参加がありました。

交流人口の増加、さらには移住定住の促進に向けた取り組みとして、県の地域発元気づくり支援金を活用しましたフラッグフットボール全国小学生選抜大会を7月29日に、リニューアルをいたしました大芝屋内運動場におきまして、北海道、南関東、東海、関西、九州地方、さらに甲信越地方を代表して南箕輪村のチームを加えて6チームの参加により、南箕輪村で初めて開催いたしました。大会の開催に当たり、災害レベルの暑さ対策や、突如として発生した台風12号の影響にも憂慮いたしましたが、幸いにも台風もそれまして、涼しい中で小学生の皆さんの熱戦が繰り広げられ、観覧者を含む333名の参加があり、成功裏に終了することができました。参加したチームからは、合宿にきたいという話もあったようであります。宿泊という点では、大芝荘のほか、村内の旅館も御利用いただき、若干の経済効果もあったのではと考えております。今後も継続開催できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、大芝高原総合ネイチャーアクティビティイベントにつきましては、8月11日の山の日、芝フェス2018を開催いたしました。スラッグライン、ヨガ、フラッグフットボール、マウンテンバイク、カヌーに、計90名の参加があり、大芝高原や飛び地の魅力再発見、交流人口の増加につながったものと考えております。

今月8日には、芝コンi n大芝高原、10月にはヨガマルシェi n南箕輪を開催する予定であります。

続きまして、健康福祉関係であります。

国と市町村による助成が制度化された産婦健診事業につきましては、県から、県医師会との調整が済み、10月から事業開始ができるとの通知がありましたので、村でも10月から取り組みを始めるよう準備を進めております。

出産をした後は、身体的にも精神的にも不安定で、育児不安が高まる時期であると同時に、マタニティーブルーや鬱病などが発生しやすい状況であります。育児不安や産後鬱病を早期に発見し、育児支援をすることは、虐待防止の一つでもありますので、産後2週間と1カ月に行われる産婦健診の費用を助成し、母体の回復状況とあわせて、産後鬱病など、精神状態の把握を行うことで、関係機関が連携して早期からの支援につながるものと期待しているところであります。

また、原油価格の高どまりにより、灯油価格も高騰した状態で推移しており、小幅な値下がりもありますが、冬場の価格は前年度を上回るものと見込まれます。したがって、本

年度も、高齢者世帯、生活弱者の経済的負担を軽減する目的から、前年度と同様に福祉灯油券の交付を実施したいと思っております。

つきましては、以上二つの事業を実施するために費用を計上しました補正予算案を今議会に提出させていただいておりますので、お認めをいただけますよう、よろしくお願いいたします。

次に、子育て関係であります。

保育園の状況につきましては、園児数は、8月1日現在で702名となっており、平成30年度末には759人の上の見込みとなっております。今後3年ほどは、園児が特に多い状況が続く見込みであります。

また、暑さ対策の一環であります保育園のエアコン設置についてであります。既に全保育園の75%が設置済みでありますので、残りの未設置部分は早期に解消を図ってまいります。来年の夏までに保育園は全園設置済みにしていくと考えております。設置済みにしていく予定でありますので、この辺も御理解をお願いしたいと思います。

続いて、こども館の利用状況であります。開館以来、1年間で延べ3万3,000人の利用があり、放課後児童クラブのほか、遊びやイベントなどを通じて、子供の健全な居場所としての役割を果たしております。また、夏休み中は、放課後児童クラブや一般来館の子供たちで、毎日150人ほどの子供の利用があり、子育て支援の一環として大いに活用され、その効果があらわれているところであります。

産業関係であります。

来月、10月1日には、上伊那観光連盟が発展的に解散し、上伊那版地域連携DMOが設立されます。DMOの位置づけが、DMO自体が稼ぐ主体ではなく、DMOの仕組みを通じて、地域にお金が落ち、地域が潤うこととされており、本年度は戦略会議を重ね、事業戦略を計画してまいります。国は、人口減少時代及び国内旅行の閉塞感などから、インバウンド観光の推進を掲げており、インバウンド観光をにらみながら、当面、上伊那観光連盟が行ってこまました観光PRを、より内容を充実させまして、上伊那全域のPRを一元的に行っていく予定であります。

村の観光協会も、上伊那版DMOの構成員となります。村には、これといった観光資源もない中でありますので、村の魅力を大切にしながら、上伊那版DMOで埋もれてしまわないような取り組みをしていきたいと考えております。セラピーロードや村の農産物、自然景観及び村の文化などを観光資源として捉え、ことしも実施を予定している、ちょこっと農業塾や農業体験ツアーなどで提起し、交流や体験などを通して、都市部との交流を深め、新たな観光ビジネスモデルを創造、確立、実践をしていけたらと思っております。新たな観光ビジネスと地域農業の振興に寄与する活動が本格化することを期待しているところであります。

建設関係につきましては、上下水道関係の事業につきましてはおおむね順調に推移しております。特に建設工事関係では、上半期の進捗状況は、全体の約54%となっており、今後は、農繁期が終了する時期に合わせまして、水路改修工事等を発注するとともに、村道2038号線田畑駅前道路の道路改良工事、村道1063号線塩ノ井旧道の舗装修繕工事などを実施してまいります。

昨年度から始めました水と親しむつどい、また、例年実施をしております天竜川河川清掃及び帰化植物駆除事業につきましては、残念ながら、台風12号の接近に伴い、中止とさせて

いただきました。早朝からの準備や連絡体制を考慮し、早目の判断をさせていただいたものであります。

計画した工事等につきましては、年度内完成に向けて鋭意努力して進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

教育関係であります。

小中学校におきましては、大きな事故もなく、2学期を迎えることができました。

この夏は、連日の猛暑により、学校でも7月17日以降、暑さ対策に迫られるようになりました。また、子供たちの安全第一とする中で、学校プールの開放が8月においてはほとんど中止となる状況でありました。

暑さ対策としての教室へのエアコン設置につきましては、財政上の課題もありますが、今議会に提出させていただきます補正予算案、空調設備の設計委託料を計上させていただきました。設計に基づき、補助金の状況にもよりますが、計画的に、できるだけ早期に各教室にエアコンを設置して、子供が安心して授業を受けることができるようにしていきたいと考えておりますので、補正予算につきましてもお認めをいただきますようお願いいたします。

また、6月18日に発生しました大阪府北部地震では、小学生がブロック塀の下敷きとなって亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。この事故を受けまして、学校や公共施設におけるブロック塀の点検が全国的に実施されました。本村の学校においては、ブロック塀がないことを確認しております。通学路におきましては、PTAや校外指導部を中心に、危険箇所の確認や安全点検等をしていただいておりますが、ブロック塀による事故を受け、土日や夏休みを利用して、地区懇談会等で共有されております通学路の危険箇所を親子で一緒に歩いていただき、確認をしていただくことをお願いしたところであります。

村で管理しております公衆用道路等に接するブロック塀につきましては、一斉点検をしたところ、倒壊の危険性があるものが3カ所ありましたので、本年度中に撤去し、1カ所には撤去後に転落防止のためのガードレールを設置する工事を予定しております。

また、ブロック塀等の倒壊による通行人の被害を防止し、その安全を確保することを目的としまして、個人の所有する公衆用道路沿いにあるブロック塀等で、規定の要件に該当するブロック塀等を撤去する方に、撤去工事費に対する補助金を交付したいと思っております。所有者から申請をいただければ、撤去工事費用の一部を、10万円を上限に補助する制度としたいと考えております。

つきましては、この2事業の実施にかかる費用も補正予算案に計上をさせていただきます。

施設関係につきましては、学校施設におきましては、南部小学校教室棟増築工事が7月下旬から始まりました。3月末の完成を目指しております。工事中、騒音や工事車両の通行等により御迷惑をおかけいたしますが、皆様の御理解をお願いいたします。

社会教育施設は、村公民館の耐震改修工事が6月に着工し、順調に進んでおります。8月から12月までには施設の使用ができなくなっております。また、村民センターと図書館では、トイレの一部洋式化を今後実施してまいります。利用者の御理解、御協力をいただく中で事業を進めてまいります。

さて、9月議会は決算議会でありますので、平成29年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳しくは決算特別委員会の中で申し上げますが、財政状況につきまして少し触れさせていただきます。

まず、歳出であります。前年度に比べまして6億3,700万円、率にして10.4%増の67億3,500万円の決算規模となりました。

このように大きく伸びました要因としましては、こども館の建設、村民体育館や大芝屋内運動場の改修、南原保育園や味工房の増改築等、多くの大型事業を実施したことによるものであります。また、長年の懸案となっておりました南原住宅団地の焼却灰の処理も、29年度をもって処分を完了しました。これらの結果、投資的経費は4億6,500万円増の17億900万円余となりました。また、ソフト事業では、従来からの健康福祉施策のほか、こども館開館に伴い、放課後児童クラブ、子育て教育支援相談などの事業を充実させたところであります。

次に、歳入であります。

前年に比べまして6億4,800万円、率にして9.9%増の71億6,700万円となりました。

まず、村税であります。前年度比8,200万円増の21億7,000万と、21億を超える収入となりました。この内訳といたしましては、現年度分で比較しますと、個人住民税は、緩やかな景気回復により、前年度に比べ4.2%、3,000万円の増、7億4,600万円。法人住民税も、15.5%、3,000万円増の2億2,300万円となりました。また、固定資産税は、新增築家屋の増や企業の設備投資による償却資産の増加があり、3.5%、3,300万円増の9億7,900万円となりました。人口増加等々もありまして、特に個人住民税や固定資産税が増額となっており、本当にありがたい状況かなというふうに思っております。

次に、地方交付税であります。

普通交付税では、本村の人口増を背景に、高齢者人口、世帯数に、平成27年国勢調査を取り入れた費目や児童生徒数による費目の増などにより、1,900万円、1.4%増の13億5,200万円となりました。また、特別交付税も、地域おこし協力隊の経費等増による2,000万円、11.5%増の1億9,000万円となりました。これ以外の歳入では、前年度と比較して増加の大きいものとして、地方消費税交付金が1,700万円、6.3%増の2億8,200万円となりました。また、諸収入が、南原住宅団地の灰処理委託金の受入額の増や、村体育館の改修工事でスポーツ振興助成金が4,600万円ありましたことから、6,900万円増の3億3,500万円。寄附金につきましては、ふるさと納税が好調であったことから、1億200万円増の1億3,900万円と、それぞれ増額となりました。

次に、財政状況であります。

財政力指数は、本年は0.59で、前年度と同じでありました。経常収支比率は73.2%で、昨年に比べ2.6%の減となりました。経常収支比率が減となったことは好ましい傾向であるところであります。また、健全化判断比率の四つの指標は、いずれの数値も基準値以下となりましたが、こども館等の起債の借り入れにより、将来負担比率がゼロから17.6%となりました。このことはやむを得ないなというふうに考えております。人口増加による施設整備等々が一段落するまでは、この将来負担比率、起債の借り入れを主としておりますので、やむを得ないと思っておるところでございます。

最後に、平成30年度の普通交付税についてであります。

景気回復により、村民税では、個人の所得割や法人税割の増加、固定資産税では、企業の新規設備投資による償却資産が増加したことにより、基準収入額が大幅に伸びた結果、交付金額が減少したことにより、交付決定額は、前年度比3,800万円、2.8%減の13億1,300万円となりました。予算と比べますと、さほど差異がないわけでありまして、基準財政収入額につ

きましては、県の平均が0.4%増に対しまして、本村は6.3%の増ということで、大幅にこの基準財政収入額がふえたということでもあります。このことは自主財源の確保が進んでおることでもありますので、やむを得ないというふうに思っております。交付税全体におきましては、よその自治体よりも減額がかなり大きかったところで、基準財政需要額につきましても、県の平均が0.1%の増に対しまして、本村は2.2%の増ということになっておりますので、この辺も人口増加や児童や生徒数の増といったものがかなり影響しておることというふうに考えておるところであります。

こうした交付税が余り伸びなかった中におきましても、本年度の税収増もありまして、今回の補正予算におきまして、当初予算で計上いたしました基金の取り崩し額、人づくり基金を除きましてゼロとさせていただきます。もとに戻させていただいたということでもあります。さらに、学校改築基金1億円を積み立てる補正予算も計上しております。このことによりまして、来年度以降に計画されておりますICT授業やエアコン設置事業に充てることができます。本当にありがたいことでもあります。

さて、平成30年度も5カ月が経過し、これから後半に入ってまいります。本年度予定しましたハード、ソフト事業も順調に進んでおりますが、これから開始する事業もありますので、職員の力を結集し、計画どおりの推進を図っていかねばと考えております。

今後も、人口増加に対応しながら、住みよい村を、元気な村を目指してまいりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

本定例会に提出いたしました案件は、議案12件、報告1件であります。いずれも原案どおりの決定をお願いいたします。また、人事案件等につきましては、今議会開催の全協で御説明を申し上げ、最終日提案とさせていただきますので、その辺も御理解をお願いいたします。

以上を申し上げます、開会に当たりましての御挨拶をさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

議長（丸山 豊） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年5月分から平成30年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 報告第1号「継続費の精算報告について」、報告いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり、継続費精算報告書を調製しましたので、議会に報告するものであります。

細部につきましては報告書をごらんいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） これにて行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

期限までに受理した請願・陳情は、陳情1件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村学校改築基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村学校改築基金条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、現在、学校等の改築の財源のためとされている基金積み立ての目的を、今後必要となるICTやエアコンを初めとした教育機器や環境整備にも充てることができるよう改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） それでは、議案第1号につきまして細部説明を申し上げます。

新旧対照表に沿って説明をさせていただきますので、議案2ページをごらんください。

アンダーラインの部分が改正部分でございます。

まず、表題を、南箕輪村学校施設整備基金条例に改めます。

第1条は、基金の設置目的を定めておりますが、「学校の校舎・体育館及び給食センター改築の財源を積み立てるため」としていたものを、「学校及び学校給食センターの施設、整備等の整備の財源を積み立てるため」に改正をさせていただきます。

これによりまして、建物の改築のほか、今後必要となるICTなどの教育機器の整備やエアコン等の環境整備にも基金を活用できるようにしたいというものでございます。

1ページにお戻りをいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

ただいま、この条例の説明がありましたが、村長の挨拶の中にもありましたように、学校関係の、いわゆる冷房といいますか、エアコンの施設、それから、今、次長からは、ICTというお話がありましたが、エアコンにつきましては、これから補正予算でもこの後出てくるわけですが、ICT等について、どのような計画を現在持ってやっているのか。非常に時代の流れで、ICTは今どこでも言われているわけですが、ただ単にICTを導入することではなく、そのための設備、いわゆる受け入れ側の体制づくり、人的なものも含めて、そういったことに対してどのように考えているのか。国から、または県から、そういった予算がついてくるというようなこともありますけれど、それらに対しての心構えといいますか、準備状況はどんなふうになっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、ICTの関係での御質問をいただいております。

村長の話にもございましたが、ICTをこれから導入していくと。実際問題として、全国

的と言いましょか、県の中でも、村の環境設備は低いところに位置しております。その中で、今年度、東京へ研修に行ったりとか、あるいは、この間も大鹿村見させていただきましたけれども、今、ICTの関係がどうなっているかということ、事務局だけではなくて、教育委員、それから学校の担当の職員と研修を重ねてきています。それをもとに、来年度、予算を重ねながらでございますが、例えば、大型提示装置、ステップ1とかステップ2、iPadをどうするか、そこの計画を今立てているところでございます。それで、それに伴いながら、当然、今お話しされたように、使う先生方が、職員がそのノウハウを当然研修していかなければならない。県のほうでもそこに力を入れておりますし、村としても機器がそろった状況で、今、ICTの支援員も整えているところでございますので、お力をいただきながら、小中学校でという状況を計画していくという、そんなところでございます。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 最近の世の中の流れが、最近、携帯電話なんかでも、スマホが今主流で、ガラケーという従来の携帯を持っている人が非常に減ってきたと。しかしながら、ここ最近の動向の中で、ガラケーがまた復活をしてきたと。非常にシンプルな構造で、スマホだけではなかなかそこまで使い切れていないというものもあって、宝の持ち腐れというようなこと。ICTも応分に、世の中の流れはそういう方向に今動いておりますけれども、やはり一番の原点になるもの、それと、もっと活字をしっかりと教育現場でも教えていくという、活字離れが、今、学校でも進んでおるといふか、活字離れが、ペーパーレスなんていう話がありますけれど、ペーパーレスが、要するに活字離れで、国民の語彙力といいますか、それが落ちているという報道もあります。その辺について大変危惧しております。そういった点について所見をお伺いいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 活字離れのことに関しまして、私、図書館長もしていますので、非常に図書館としても、子供たちの状況をどう見るかというところで論を呼んでおります。

まず、ICTの関係に重ねてのところなんです。例えば、iPadを入れればいいのか、そういう問題ではなくて、先ほどの職員の研修というお話もさせていただきましたが、授業の基本は、ICT先にあらず。授業づくりをしっかりやって、そこでICTの機器をどう使えるか、そこが勝負でありますので、本来の授業の本質的に迫る授業づくり、そこがしっかりしていないと、何か、まだICTでという、そういうところに陥るかなって、そんなことを思っております。ですので、今、アクティブラーニングということでもICTの活用も含めて、かなり有効というふうには受けとめていますが、そこでの、例えば、新聞とか、あるいは、本来の教科書に基づいたりとか、読書とか、そこをどう重ねていくかということ、ICTとはちょっと別の形である意味見なければいけないかなとは思っております。

今、この間、スマホ依存といいましょか、そういうことで大分危惧される状況もございますので、メディアから少し離れてという、そういう時間も村としても、月の23日とか、広報していますけれども、そんな啓発も大事かなということで広めています。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、厚生労働省の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令の一部改正に伴い、南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準についての改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） それでは、議案第2号の細部説明をさせていただきます。

家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める条例は、厚生労働省の省令で制定されている基準をもとに制定しておりますが、このたび、省令が代替保育に係る連携施設の確保の義務の緩和、自園での調理ができない場合の外部搬入施設の拡大、自園での調理に関する規定の適用猶予期間の延長についての改正がされたことにより、本条例を改正するものであります。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

アンダーラインの部分が改正部分でございます。

それでは、3ページ、改正前の第7条第1項中に、「第1項から第3項まで」とありますが、その次に「並びに附則第3条」を、3ページ中ほどの「連携を行う保育所」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）」を、それから、幼稚園の次に「（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）」を、それから、認定こども園の次に「（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）」を加え、同じ項の第2号の中の「提供する保育をいう」の次に「以下この条において同じ。」を加えます。

続きまして、4ページにまたがりませんが、第3項と第4項として、代替保育にかかわる連携施設の確保の義務の緩和についてかかわる内容とその条件についてを加えます。家庭的保育事業者が何らかの理由で保育ができない場合、改正前は、連携する施設として、他の保育所、幼稚園、認定こども園を確保する必要がありましたが、その確保が著しく困難な場合で、連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確されている場合や、連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が出ないようにするための措置が講じられている場合は、ほかの小規模保育事業者でも可能とするものです。

続きまして、4ページの一番下の行から5ページをごらんください。

第17条の食事の提供の特例ですが、居宅で家庭的保育が行われているケースで、その施設内で調理しない場合の食事を搬入する施設は、改正前は、家庭的保育事業者と同一法人が運

営する事業所、連携する保育所等や社会福祉施設に限られていましたが、今回、第17条第2項第3号として、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、衛生面、栄養面、アレルギー対策等がとれていて、村が適当と認める者も搬入施設に加えるものです。

続きまして、5ページの中ほどですが、第3条第2項中、（平成24年法律第65号）を削ります。これは、今回の改正により、第7条中に子ども・子育て支援法が加えられ、法律の年と番号が表記されたことにより、この項から削除するものです。

続きまして、5ページの下の方からの附則ですが、第1項から第5項までの各項をそれぞれ第1条から第5条に改め、第2項から第2条にかわる食事の提供に関する経過措置ですが、「施設又は事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、「施行日後」を「施行日以降」に改めます。

それから、6ページになりますが、「第34条第1項第1号」を「第34条第1号」に、それから、「業務」を「部分」に改め、これに第2項を加えまして、家庭的保育事業者が自園での調理の体制を確保する努力目標の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長するように改正します。

続きまして、7ページをごらんください。

第3項から第3条にかわる連携施設に関する経過措置ですが、「第7条第1項」を「第7条第1項本文」に改めます。

2ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、今回の改正につきましては、いずれも国の従うべき規準によるものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

これは国の条例によってこのように変えるということでもありますけれども、本村においては、公立保育園6園で、きちんとして、自園で給食も提供し、それぞれの対策もきちんときながら、安心した給食が提供できているというふうに思っております。

ただ、これは本村にはないわけですが、現実には、公立保育園以外のところで行っている保育の施設についてのいろんな緩和であります。安全対策、それから、本当に子供にとって安心して預けられる体制ができるかどうかというところの監督責任でありますけれども、その点については今ないという状況でありますけれども、もしできた場合において、また外にあった場合、村以外のところでもある可能性はありますので、そこら辺に預ける可能性もあるときに、きちんとその監督管理というか、そこら辺のところができるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐澤課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） この条例に基づきましていろんな規準が定められておりますので、当然、そこらの内容を見て、村が認める場合のことも入っておりますので、監督をしていきたいと思っております。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

関連するといえますか、ちょっとずれるかと思いますが、現在、国において、次年度の予算編成が行われているといえますか、先日の報道によりますと、各省から出てきたものが、その中に、保育の全面無料化という、こういう政府案が出るということになっておりますが、それらとこの条例との、もちろんそういうふうになってくれば、またそういうふうには法律が変わっていくでしょうけれど、その辺について、見通しといえますか、現在、安倍総理がまた再任されれば、どうなるのか、安倍総理のもとで今進んでいるわけですが、その辺について、町村会でも幹部であります唐木村長に、その辺の状況等について、どういうふうに、現在、県のほうにもそういう話が届いているのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 保育園含めまして、学校、教育無償化という、このことが今出ております。概算要求という時点でありまして。まだ決定でありませんで、詳しい資料というのは余り流れてきていないというのが実態であります。

したがって、概算要求書の内容を見て、これからどういうことが予想されるのかという、そういったことを精査していくしか、やむを得ないかなというふうに思っております。これから具体的に変わってくれば、かなり詳細な資料が流れてくるのではないかなというふうに思っております。

町村会といたしましても、そこら辺は注視しております。特に町村会として一番重要視といえますか、このことも重要でありますけれども、やはり来年度はエアコン設置について的大幅予算増というの、これ、県も、阿部知事も独自に要望いたしましたし、せんだって、知事・首長会の代表、町村会の代表がそろいまして、要望、要請活動をしたところであります。

そういった部分を含めまして、また、いろんな分野で見きわめたり、対応してまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

ただいまから10時7分まで休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時10分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第3号「平成29年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第4号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第5号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議

案第6号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第7号「平成29年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第8号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号から議案第8号までは、平成29年度各会計決算の認定に関する6議案でありますので、一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険事業特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計につきまして、平成29年度の決算の調整が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後、会計管理者及び建設水道課長から、また、細部につきましては決算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、認定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 決算概要について説明を求めます。

松澤会計管理者。

会計管理者（松澤 厚子） それでは、議案第3号から第6号までの平成29年度の一般会計及び特別会計の決算概要について説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります資料の黄緑色の薄い冊子、決算調書をごらんください。

目次をめくっていただき、1ページをごらんください。

一般会計及び特別会計の決算概要についてまとめてあります。そちらに沿って説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、この調書に示してあります数値ですが、それぞれの表、明細により単位が異なっております。また、端数処理の関係で、末尾1桁の数字が一致しない箇所もありますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、1の一般会計から説明申し上げます。

平成29年度当初予算は、4月の村長選挙を控え、経常経費及び継続事業を中心とした55億6,900万円の骨格予算でした。人口増に対応した施設整備、老朽化した既存施設・設備・橋梁等の改修や更新などの普通建設事業を中心に盛り込み、村長選挙後の補正で、総額59億1,718万7,000円となりました。「子どもを安心して産み育てることができる環境の整備」、「生涯元気で暮らせる地域づくり」、「地域の創意を生かした自立・協働によるむらづくりの推進」、「自然環境や歴史的資源を生かした個性あるむらづくりの推進」を目指しスタートしました。

地方創生拠点整備交付金、社会資本整備総合交付金等を活用した事業を実施する中、最終予算額は、前年度繰越明許費を除き、65億2,293万6,000円となりました。

歳入決算総額は71億6,704万1,000円、前年度対比6億4,776万9,000円、9.9%の増となり、歳出決算総額は67億3,492万6,000円、前年度対比6億3,715万7,000円、10.4%の増となりました。この結果、歳入歳出差引残高は4億3,211万5,000円となりました。このうち、繰越財源が3,925万1,000円でございますので、正味3億9,286万4,000円が残高となります。

(1) 歳入でございます。

村税収入は21億7,033万4,000円で、前年度対比8,170万1,000円、3.9%の増となりましたが、村税が歳入総額に占める割合は、前年度より1.7ポイント低下し、30.3%となりました。

村税のうち、個人村民税は7億5,340万2,000円で、前年度対比2,636万3,000円、3.6%の増となりました。法人村民税は2億2,293万7,000円で、前年度対比2,955万1,000円、15.3%の増となりました。

固定資産税は9億9,113万4,000円で、村税収入全体の45.7%を占めており、前年度対比3,099万5,000円、3.2%の増となりました。

軽自動車税は5,189万6,000円で、前年度対比189万8,000円、3.8%の増、村たばこ税は1億1,051万2,000円で、前年度対比510万5,000円、4.4%の減、入湯税は4,045万3,000円で、前年度対比200万3,000円、4.7%の減となりました。

村民税ほか全体の徴収率は、現年度分が98.9%で、前年度対比0.1ポイントの減、滞納繰越分は23.0%で、前年度対比1.6ポイントの減、全体では96.2%で、前年度対比0.6ポイントの増となりました。

ほかに主な歳入として、地方交付税は15億4,177万8,000円で、前年度対比3,831万円、2.5%の増となりました。これは、保育園児と児童の増が大きな要因でございます。

また、ふるさと納税は1億3,568万8,000円で、前年度対比1億509万3,000円で、大幅な増となりました。これは、返礼品の米とジェラートが好評であったためでございます。

次に、(2)歳出でございます。

歳出は、農林水産費が前年度対比で1億1,419万6,000円、51.4%の増と、最も増加率が大きく、次いで議会費が1,758万9,000円、27.2%の増となりました。これらの要因として、農林水産費は前年度からの繰り越しにより実施した味工房増改築工事によるものと、議会費では議場録音装置改修工事によるものでございます。

一方、減少した費目としては、消防費が前年度比較で5,611万1,000円、22.8%の減、土木費が6,863万7,000円、10.0%の減となりました。これらの要因としまして、消防費では前年度に実施した庁舎非常用発電設備改修工事が皆減となったこと、土木費も同じく前年度に実施した大芝公園非常用水源整備工事が皆減となったことによるものでございます。

歳入歳出決算の前年度との比較につきましては、この調書の15ページ、16ページに款別決算比較表を示してございますのでごらんください。

次に、(3)村債でございます。

村債は、臨時財政対策債2億7,212万6,000円、一般補助施設整備等事業債1億5,480万円、地域活性化事業債4億3,900万円、防災対策事業債110万円、緊急防災・減災事業債380万円、公共施設等適正管理推進事業債2,670万円の計8億9,752万6,000円を借り入れました。これらは、全て交付税措置があります有利な起債と言われているものでございます。

元金3億7,521万7,000円を償還しまして、年度末残高は53億6,617万6,000円となり、前年度末より5億2,230万9,000円の増となりました。

村債の詳細につきましては、この調書の43ページから49ページに村債明細を示してございますのでごらんください。

次に、(4)基金でございます。

基金は、キャリア教育推進等の財源として、人づくり基金424万2,000円、温泉源泉ポンプ購入の財源として、大芝高原温泉関連施設整備基金1,674万円を取り崩しました。

積み立ては、財政調整基金、大芝高原温泉関連施設整備基金、学校改築基金、減債基金、福祉基金で、利息分の積み立てを行いました。

基金の状況につきましては、この調書の31ページから42ページに基金明細として示してございますのでごらんください。

次に、(5)の主要事業でございます。

特徴的なものを申し上げますと、ソフト事業としましては、子育て・教育・文化では、放課後児童クラブ、子育て教育支援相談、児童館などのこども館の運営、子育てハンドブック作成業務、神子柴遺跡出土品レプリカ作製事業などを行いました。

健康・福祉では、前年度に引き続き、特定健診・循環器健診及び各種がん検診受診等を対象として、健康意識の向上を目的とした健康ポイント制度などを実施しました。

自治・協働では、消防団が使用する携帯型の移動系防災行政無線を全分団に配置しました。

生活・環境では、伊那市、南箕輪村、箕輪町を巡回する伊那地域定住自立圏バス運行にかかわる負担金、前年度に引き続き、巡回バス運行事業、住宅用新エネルギー施設設置補助事業、住宅リフォーム補助事業などを実施しました。

産業・交流では、前年度に引き続き、若者回帰・定住増進支援事業としての保護者向け就活セミナー、地元企業見学バスツアー、企業採用者担当者向けセミナーの開催、子育て女性の再就職トータルサポート事業としての相談事業と各種セミナーの開催、多面的機能支払交付金事業として、地域の水路維持等の活動に対して、その費用の一部を補助しました。

続いて、ハード事業でございます。

子育て・教育・文化では、こども館開館により、南箕輪小学校の空き室となった旧放課後児童クラブ室を教室棟への改修工事、児童増に伴う南部小学校教室棟改築のための設計委託、村民体育館改修工事、大芝屋内運動場改修工事などを実施しました。

健康・福祉では、特徴的な事業はございませんでした。

自治・協働では、防災・消防体制充実のため、村消防団第2分団第2部南殿の消防用小型ポンプ更新、大泉屯所建築設計委託を行いました。

生活・環境では、南原住宅団地焼却灰処理運搬委託、通学路交通安全対策として、前年度に引き続き、グリーンベルト舗装を実施し、学校の周辺から順次実施しました。また、南箕輪小学校前の桜香丘横断歩道橋補修工事、地区計画事業等による道水路整備などを実施しました。

産業・交流では、地方創生拠点整備事業の繰越事業でございます大芝高原味工房増改築工事、社会資本整備総合交付金事業として、大芝公園管理棟を道の駅の拠点施設として改修工事を実施しました。

(6)繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、第2回定例会において承認をいただきましたが、大芝公園管理棟改修工事ほか計10事業、9,012万6,000円が、年度内に支払いが終わらない見込みとなったため、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越しをさせていただきました。事業の内訳については列記してあるとおりでございます。

以上、一般会計についての説明といたします。

次に、特別会計について説明申し上げます。

2、介護保険事業特別会計でございます。

歳入決算額は9億8,713万8,000円で、前年度対比2,221万5,000円、2.3%増となりました。主なものは、保険料が2億1,863万8,000円、国庫支出金2億794万7,000円、支払基金交付金2億5,171万円、県支出金1億3,262万5,000円、繰入金1億3,211万1,000円となっています。

歳出決算額は9億6,633万9,000円で、前年度対比4,203万6,000円、4.5%の増となりました。保険給付費が8億9,347万2,000円で、歳出の92.5%を占め、前年度対比272万6,000円、0.3%の増、地域支援事業費が2,216万5,000円で、前年度対比512万4,000円、30.1%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は2,079万9,000円となりました。

年度末の第1号被保険者数は3,539人で、年度末対比48人の増加となりました。

続きまして、3、国民健康保険特別会計でございます。

歳入決算額は14億8,229万5,000円で、前年度対比1億2,888万8,000円、8.0%の減となりました。歳入の基本となる保険税は2億8,855万5,000円で、前年度対比1,538万9,000円、5.1%の減となりました。これは、被保険者数の減少が主な要因でございます。

繰入金は6,288万1,000円で、前年度対比3,235万9,000円、34.0%の減となりました。

徴収率は、現年度分94.9%、滞納繰越分が30.1%、全体では86.3%となり、前年度と同率でございました。また、応能・応益の比率は57対43となっています。

保険税以外の主な収入は、国庫支出金が3億2,137万5,000円で、前年度対比3,575万8,000円の減、前期高齢者交付金3億3,450万5,000円で、前年度対比2,273万9,000円の減などがございます。

歳出決算額は14億4,022万2,000円で、前年度対比1億5,099万3,000円、9.5%の減となりました。保険給付費は8億5,403万8,000円で、歳出総額の59.3%を占めており、前年度対比1億4,249万7,000円、14.3%の減となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は4,207万3,000円となり、前年度対比2,210万5,000円の増となりました。

年度末被保険者数は3,029人で、前年度対比187人の増、加入世帯数は1,868世帯で、前年度対比76世帯の減となっています。

最後に、4、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入決算額は1億2,852万2,000円で、前年度対比947万3,000円、8.0%の増となりました。主な収入は、保険料が9,935万3,000円で、前年度対比686万1,000円、7.4%の増となりました。

歳出決算額は1億2,588万6,000円で、前年度対比923万6,000円、7.9%の増となりました。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金は1億2,527万1,000円で、歳出の99.5%を占め、前年度対比901万8,000円、7.8%の増となりました。

この結果、歳入歳出差し引き残額は263万7,000円で、前年度対比23万8,000円の増となりました。

徴収率は、現年度分99.7%、滞納繰越分33.2%、全体では98.8%で、前年度と同一となりました。

年度末被保険者数は1,806人で、前年度対比51人の増となりました。

以上が、平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明となります。

決算書、主要施策成果説明書及び決算書添付書類等を御覧、御確認いただき、詳細につきましては決算特別委員会の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、決算書添付書類は、決算統計の作成ルールに基づき作成されております。性質の区分の違い等により、決算書とは一部集計数値の違うところがございますが、あわせて決算特別委員会の際に説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般会計及び特別会計の決算概要についての説明を終わらせていただきます。
議長（丸山 豊） 続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、私のほうから、議案第7号「平成29年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」及び議案第8号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」、一括して概要説明を申し上げます。

初めに、水道事業会計からお願いいたします。

主要施策成果等説明書及び決算の添付資料の62ページ、平成29年度南箕輪村水道事業会計報告書をごらんください。

イの一般事項でございます。

平成29年度年間総配水量は約170万7,000トン进行配水し、昨年に比べ約9万3,000トンの増加となりました。有収水量は約131万8,000トン、有収率は77.2%で、昨年に比べ5%の減少となりました。これは、平成29年8月第2配水池の濁水事故発生により、配水管の洗浄に必要な放水量が増加したため、減少したことが主なる原因となります。

上伊那広域水道用水企業団からの受水量は約157万3,000トンで、昨年に比べ約13万4,000トンの減少となりました。これは、第2配水池におきまして、大泉川の表流水を活用したことにより、企業団からの受水量が減少したものでございます。

また、水道事業の経営方針を明らかにするため、南箕輪村水道事業経営戦略を策定しました。

資本投資の改良工事としましては、田畑、大泉、北原の3地区の配水管布設工事、また、計量法に基づく水道メーターの交換工事、減圧弁取りかえ工事などを行いました。

次に、ロの決算の状況でございます。

平成29年度は、水道事業収益2億7,491万8,274円に対し、水道事業費用2億4,436万4,419円、消費税及び地方消費税516万3,900円を除いた、差し引き2,653万8,971円の純利益となりました。

水道事業収益の内訳は、営業収益2億2,152万3,782円、営業外収益3,577万5,538円となり、営業収益の主な財源である給水収益は2億1,918万9,914円で、923万5,427円、4.0%の減収となりました。これは、平成29年度からの水道料金引き下げによるものです。営業外収益は、長期前受金戻入及び受取利息の減少により、386万240円、9.7%の減収となりました。

水道事業費用の内訳では、営業費用が2億2,593万9,821円で、2,363万2,079円、9.5%の減、営業外費用が998万4,428円で、12万9,181円、1.3%の減となりました。特別損失もなく、予備費の執行もありませんでした。

資本的収入は911万3,500円、資本的支出は7,339万2,378円で、差し引き不足額6,427万8,878円は、過年度分損益勘定留保資金6,024万1,643円と現年度消費税及び地方消費税資本

的支出調整額403万7,235円で補填をしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指標、資金不足比率はゼロとなっております。

続きまして、下水道事業会計でございますが、初めに訂正をお願いいたします。

(1) 総括事項の6行目、75ページでありますけれども(1) 総括事項6行目の「公共下水道事業に統合して6年が経過」とございますが、恐れ入りますが、ここは5年の誤りでございました。おわびして、訂正を申し上げます。

75ページの平成29年度南箕輪村下水道事業報告書でございます。

1、概況の(1) 総括事項でございます。

本村の下水道事業につきましては、平成3年度から積極的な整備に努めてきており、現在では、南箕輪村第5次総合計画の基本目標の一つであります「住みやすい環境づくりを進める村」をもとに、水循環・水環境の整備の分野におきまして、村民生活の安全・安心の向上や生活環境の改善、河川等公共用水域の水質汚濁の防止、保全、また、管渠工事等の面整備から維持管理を柱とした事業運営に変わってまいってきております。

こうした維持管理を主体とした新たな下水道事業の効率的・効果的な事業運営を目指しまして、農業集落排水事業を廃止し、公共下水道事業に統合して5年が経過し、下水道事業費用におきましては、管理運営費の節減に努めてきた1年でございます。全国的には、景気低迷や少子高齢化、また、節水機器の普及や自然環境保護意識の高まりにより、水需要が減少する中で、当村では、平成29年度は人口で48人増加、処理区域内でございます。増加し、下水道料金の改定に伴い、下水道使用料収益は増収となりました。

今後、平成28年度に策定いたしました南箕輪村下水道事業経営戦略に基づき、下水道施設維持管理、運営にかかる費用を確保するため、定期的に下水道使用料の見直しの検討を行ってまいります。また、年々老朽化が進む管渠、処理場、ポンプ等、各施設の更新を計画的かつ効率的に推進するため、ストックマネジメント計画の策定を進め、安全で快適な生活環境づくりを目指し、より一層健全な経営に努めてまいります。

公共下水道の普及状況では、排水区域内面積855.1ヘクタール、全体計画面積986.4ヘクタールでございます。処理区域内人口1万5,095人、普及率98.1%となり、昨年度と比べ、処理区域内人口は48人増加いたしました。水洗化人口は1万3,635人、水洗化率は90.3%となり、前年度対比、水洗化人口は313人の増加、水洗化率は1.8%の増加となっております。また、有収水量は、公共下水道145万5,488立方メートルで、昨年度と比べ2万4,448立方メートルの増加となっております。

公共下水道の建設改良の状況でございます。

建設改良工事のうち、新たな宅地造成等に伴う水洗化のための管渠接続工事など、下水道敷設延長は約400メートルの増加となり、敷設総延長159.8キロメートルとなっております。また、南箕輪浄化センターの使用電力の低減と未利用地の有効活用、また、二酸化炭素排出の減少を目的としまして、浄化センター太陽光発電施設設置工事を実施し、その他、マンホールポンプ場のポンプ交換工事等を実施しました。これらの費用は、管渠施設建設事業9,458万2,531円のうち、管渠工事、太陽光発電施設設置工事、マンホールポンプ場ポンプ交換工事分は9,390万4,920円となりました。

おめくりいただきまして、76ページの会計及び経理でございます。

収益的収支は、収入 6 億 2,717 万 6,454 円に対し、支出 6 億 2,351 万 3,546 円、消費税及び地方消費税 826 万 6,600 円を除いた、差し引き 1,192 万 9,508 円の当年度純利益となり、前年度繰越欠損金 3 億 3,410 万 4,810 円を加えると、当年度未処理欠損金の額は 3 億 2,217 万 5,302 円となりました。

内訳としまして、営業収益 2 億 7,595 万 2,176 円、営業外収益 3 億 7,165 万 3,608 円となり、営業収益の主な財源は下水道使用料で 2 億 7,051 万 2,880 円、前年度と比較しまして、下水道使用料は 1,887 万 1,631 円、7.5%の増収となりました。営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金で 1 億 8,000 万円となりました。

対しまして、下水道事業費用は、営業費用が、管渠費 460 万 9,995 円、処理場費 7,190 万 6,021 円、総係費 3,873 万 9,391 円、減価償却費 3 億 8,155 万 2,254 円となり、営業外費用は、支払利息 1 億 2,505 万 7,275 円、雑支出 2 万 9,142 円となっております。

資本的収支は、総収入額 2 億 7,820 万 3,200 円に対し、総支出額は 4 億 7,250 万 2,681 円で、不足額 1 億 9,429 万 9,481 円は、当年度分損益勘定留保資金 1 億 9,429 万 9,481 円で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指標、資金不足比率はゼロとなっております。

以上で、平成 29 年度上水道事業及び下水道事業の決算の概要説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 以上で、議案第 3 号から議案第 8 号までの説明が終わりました。

ここで、決算審査の結果について、監査委員から報告を求めます。

原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） それでは、平成 29 年度南箕輪村各会計決算審査の結果を報告いたします。

お手元の平成 29 年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書をごらんください。

この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、原監査委員と合意のもとに作成した意見書でございます。

1 ページをごらんください。

まず、審査の概要ですが、（1）のとおり、平成 29 年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの 6 会計について、6 月 29 日から 8 月 6 日までの間で、11 日間をかけて実施いたしました。

その方法につきましては、村長から提出されました関係書類及び監査委員から提出を求めました調書に基づき、（3）の①から④について、会計管理者及び各課長、係長から説明を聴取しました。また、例月の出納検査や昨年 11 月に実施した定期監査の審査結果も参考にし、工事、事業の実施状況について、現地調査もあわせて行いました。

また、財政援助団体等に対する審査として、南箕輪村商工会及び信州大芝高原イルミネーションフェスティバル実行委員会に対する審査を実施しました。

審査に付された一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、附属書類の各計数は、関係帳簿、証書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理されたものと認定しました。また、公有財産に関する調書、基金の運用状況についても誤りは認められず、おおむね適正な管理がされているものと認定いたしました。

た。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比をしながら表にし、意見を記載してあります。

決算数値等については、先ほど、会計管理者、また、建設水道課長から報告がありましたので、説明は省略させていただき、後ほどごらんください。

14ページをごらんください。

財政援助団体等における審査であります。決算審査にあわせ、南箕輪村商工会及び信州大芝高原イルミネーションフェスティバル実行委員会の審査を実施しました。対象は、南箕輪村商工会に支出した商工会中小企業出展相談事業補助金及び商工会事業活性化事業補助金、信州大芝高原イルミネーションフェスティバル実行委員会に支出した地域活動支援事業補助金の3事業であります。記載のとおり、収支につきましては、団体の監事の監査を受け、また外部の会計事務所にも依頼し、指導を受けており、会計諸帳簿、証拠書類とも適正に処理されていきました。内容についても、村から委託を受けた事業の実施にかかわるものが主であり、目的に沿った支出が行われていたものと認めました。信州大芝高原イルミネーションフェスティバル実行委員会の収支決算においては、村から地域活動支援事業補助金と南箕輪村観光協会からも補助金が出ています。同観光協会の事業費は、多くを村からの補助金で賄われています。補助の目的は異なる面もありますが、同じ事業に異なる部署からの補助金の支出のあり方を再考すべきものであると考えます。

監査委員の総括意見として、15ページ、16ページをごらんください。

平成29年度は、4月の村長選挙のため、骨格予算としてスタートしました。第1回補正予算において、前年度に引き続き、人口増に対応するための保育園、学校関係の大型建設事業などが増額され、また、前年度からの繰り越し事業が多かったことから、年度途中において資金運用には大変厳しい時期もありましたが、おおむね良好であったと判断します。

村税については、前年を上回り、特に住民税の増加は景気回復が税収にも反映されたともいえます。固定資産税の増加も新築住宅の増加によるものですが、この傾向がいつまで続くかは不透明であります。まだ数年は財政的に厳しい状況が続きますが、職員の創意工夫、努力で乗り切っていただきたいと思えます。

村税の滞納状況について、当年度の収入未済額については、前年に比べほぼ同額であります。担当課を中心に、特別会計や企業会計も含め、新たな滞納が発生しない努力がされており、今後も引き続き徴収業務に努めていただきたいと思えます。

財政力指数など、財政状況を判断する各種比率を見る中では、健全な数値を示しており、大型事業により、当面厳しい状況が続きますが、引き続き健全財政の確保に努めていただきたい。

各種契約事務については、おおむね良好であると判断しました。今後も、予算見積もり時、当初設計時において、慎重かつ適切な事務処理をしていただきたい。

歳出決算において流用・充用が見られますが、費用の過不足はできる限り補正予算により対応していただきたい。

現地調査において、改修後の施設にふぐあい箇所が見られました。調査設計の段階で、後に改めて補修が入らないよう、一度の改修で済ませるような配慮をしていただきたい。

人口が増加し、住民ニーズが多様化し、また制度改正などにより、職員の事務量はふえる

ばかりであります。新規採用職員や人事異動により新しい職場へ異動となった職員にも、戸惑うことなく職務が遂行できるよう、研修や上司からの指導等を実施していただきたい。

最後になりますが、18ページをお開きください。

平成29年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見であります。

審査の概要、審査の期日、審査の手続は記載のとおりであります。

健全化比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理をされていました。

また、19ページの水道及び下水道事業ですが、いずれも資金不足比率はゼロとなっており、この算定の基準となる事項を記載した書類も適正に作成されていると認められました。

以上が報告の内容でございますが、このほかに、事務的指導事項につきましては口頭でお伝をしましたので申し添えておきます。

以上で、監査報告を終わります。

議長（丸山 豊） 以上で審査の結果報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第8号までにつきましては、質疑を省略して、議員10人全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第8号は、議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会の正副委員長には、平成28年2月8日の議会全員協議会において、委員長に福祉教育常任委員会委員長、副委員長に福祉教育常任委員会副委員長がつくことが決定されていますので、委員会での互選を省略して、議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員長には唐澤由江議員、副委員長には三澤澄子議員を指名いたします。

日程第8、議案第9号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、個人住民税等村税の増額補正、平成29年度繰越金確定による増額補正と財政調整基金及び学校改築基金の繰入金の減額補正が主なものであります。歳出では、危険なブロック塀撤去等工事費、小中学校空調設備設計委託料のほか、学校改築基金の積み立てが主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,805万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億1,687万2,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第9号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明を申し上げます。

村長の冒頭の挨拶の中で、補正予算関係、詳しく申し上げましたので、重なる部分が多くなりますが、よろしく願いいたします。

19ページをごらんください。

歳出、1款、議会費の1項1目、0101議会事務の補正でございますが、議会のほうで企画をされておられます女性模擬議会及び中学生模擬議会の開催に必要な報償費及びケーブルテレビによります放送委託料を追加するものでございます。

続きまして、2款、総務費、1項13目、0221企画調整管理事務の18節は、平成28年度予算に債務負担行為として規定し、あわせて財産の取得についての議決をいただいて進めてきております平成28年度南箕輪村巡回バス、まっくんバスでございますが、購入事業の車両購入につきまして、契約後に、いわゆる平成28年排出ガス規制値への対応内容が明らかになったということで、このたび、エンジン及びトランスミッションの仕様を変更する必要が生じたので、106万7,000円の増額をお願いするものでございます。納入が遅延することのないよう、速やかに変更契約の事務を進めまして、改めて財産の取得の一部変更につきまして議案提出させていただきたいと思っておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

次の5項3目、工業統計調査費及びその次の9目、住宅統計調査費は、事業費及び県からの委託金が確定したことにより調整をさせていただくものでございます。なお、28ページのほうに給与費明細書がございますが、こちらの9目1節の調査員報酬の増に伴う変更ということで添付したものでございます。

おめくりいただきまして、3款、民生費、1項1目、0301社会福祉総務事務でございますが、現在、燃油の価格が高どまりの状況、さらにまだ値上がりというような雰囲気でございます。灯油価格、リッター当たりで90円を超えております。これから寒い時期に向かい、必要に応じて、高齢者だけの世帯等に対しまして福祉灯油券を交付することができますように、関係経費を計上させていただくものでございます。

次の0306障がい者福祉事業の23節は、平成29年度分の障がい児入所給付費等の国庫負担金の確定によります、精算返納金でございます。

次の3目、0316高齢者福祉総務事務の15節は、6月に発生をいたしました大阪北部の地震で、小学校を含みますお二人の方が亡くなられるという大変痛ましい事故がありましたが、村の施設につきまして緊急一斉点検を行いましたところ、老人集会施設、赤松荘にありますブロック塀が倒壊のおそれがあるものということで判定がされましたので、土留となっている部分を残し撤去する工事費用を追加させていただくものでございます。

続きまして、4款、衛生費の1項1目、0406市町村母子保健事業の13節は、県内での体制が整い、10月から開始をさせていただく予定であります産後健康診査の委託料を1人1回上限5,000円で2回までということとし、半年、70人分を計上するものでございます。また、23節は、前年度、産後母子ケア事業の確定に伴います精算返還金でございます。

次に、2目、1事業飛びまして、0408墓地公園事業の23節でございますが、墓地公園墓所の返還が当初の見込みを上回る見通しとなりましたので、使用料返還金5区画分の増額をお願いするものでございます。返還されました墓所につきましては、改めて仕様希望者を募ってまいります。

戻りまして、その上の0407環境衛生事業の財源組み替えにつきましては、ただいまの墓地公園使用料収入との関係で調整をさせていただくものということでございます。

次に、2項1目、0410清掃総務事務の19節、伊那中央行政組合廃棄物最終処分場管理費負担金は、平成29年度末に終了いたしました南原住宅団地内の焼却灰処理に要しました経費のうち、特別交付税措置をいただく都合上、30年度に最終精算といたしました分にかかる本村の負担分ということでございます。

おめくりいただきまして、6款、農林水産業費の1項5目、0631村単独土地改良事業の19節は、県営かんがい排水事業ということで実施をされております伊那土地改良区の三日町頭首工の事業費が確定をいたしました。差額分の増額をするものでございます。この事業につきましてはこれで完了ということになります。

続きまして、7款、商工費の1項1目、0701商工観光総務事務の各節の補正でございますが、観光分野の地域おこし協力隊員2名に関係します予算につきまして、実際の活動状況に合わせて組み替えをさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、8款、土木費の2項2目、0808村単道路改良事業の15節でございますが、民生費で御説明申し上げましたとおり、ブロック塀等の点検を実施いたしましたところ、村道105号線沿いにあります中央墓地公園のブロック塀が倒壊のおそれがあると判定をされましたので、撤去をいたしますとともに、安全を確保するためのガードレールを設置させていただきます。500万円の追加をお願いいたします。

次に、5項1目、0830住宅管理事業の19節、ブロック塀等撤去事業補助金でございますが、村の施設関係につきましては、申し上げましたように、危険性のあるブロック塀を撤去してまいります。個人所有のブロック塀等につきましても、倒壊等による通行人への被害発生が懸念をされます。これを防止するため、私どもを含めます公衆用道路に面したブロック塀等の撤去工事に対する補助制度を設け、促進を図ってまいりたいと思います。土地の所有者等が、村内業者による施工によりましてブロック塀等の撤去工事を行う場合、面積1平方メートル当たり1万円、総額10万円を限度といたしまして、工事費の2分の1以内の額を交付いたします。要望件数が捉えづらいところがございますが、5件分ということで計上をさせていただきます。

続きまして、10款、教育費、1項4目、1005教育振興事務の13節でございますが、この夏はこれまでの想定をはるかに超えた異常な高温が続きました。現在、村内小中学校で冷房設備が設置されておりますのは一部の教室、また保健室等に限られております。地球温暖化の影響等で、来年度以降もことしのように命にかかわるような猛暑となることが心配をされますので、国庫補助の状況等にもよりますが、できるだけ早期に各教室に冷房設備を整備して

まいります。国の本年度補正予算での対応ということも見込まれますので、3校の冷房空調設備の整備工事に向けた設計費ということで、委託料870万円を追加させていただくものでございます。工事総額といたしましては2億円を見込んでおるところでございます。

次の1006学校改築基金積立金につきましては、この後、歳入で御説明いたしますが、前年度からの繰越額、あるいは村税の伸び等がございまして、当初見込みを超えて財源を確保できた一方で、冷房設備、またICT環境の整備、あるいは学校給食センターの整備といったことで、小中学校の施設整備が急務となっております。財源が必要なことから、議案第1号で条例改正の提案をさせていただきましたが、この基金に1億円を積み立てるものでございます。

次の2項1目、1016南部小学校改築事業及び次の3項1目、1025英語指導助手招致事業の財源組み替えにつきましては、歳入のほうで御説明を申し上げます。

次の6項4目、1055文化財保護事業の13節は、塩ノ井地区の埋蔵文化財包蔵地内におきまして、住宅建設の計画がございまして、縮図調査が必要な場所ということになりますので、その作業委託料をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、14款、予備費で歳入歳出調整をさせていただきまして、4,001万5,000円の増額といたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございまして、9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1款、村税でございます。

1項1目1節の個人村民税現年度課税分を所得額の上昇等により3,300万円増額、2項1目1節の固定資産税現年度課税分を償却資産分の伸び等によりまして400万円増額、3項1目1節の軽自動車税現年度課税分を台数の増によりまして200万円増額するものでございます。

続きまして、11款、地方特例交付金は確定によります増額、おめくりいただきまして、12款、地方交付税のうち普通交付税につきましても確定による、こちらは減額になります。それから、特別交付税につきましては、巡回バス購入事業の増分及び南原住宅団地内焼却灰の処理分の負担金増の増額を見込むものでございます。

続きまして、16款、国庫支出金、1項10目、教育費国庫負担金の1節、小学校費負担金でございまして、南部小学校改築事業にかかります国庫負担金が決定をいたしましたので計上させていただくものでございます。基準単価が前年度と比べ大きく伸びたということで、大きな増額となっております。

次の2項4目1節の保健衛生費補助金は14万円の増額となっておりますが、内訳といたしまして、産後健診事業に対する補助分で35万円の増額ということになりますが、母乳相談事業のほうで一部補助対象が変更になってまいりまして、21万円の減額がございまして、差し引きの額を計上させていただいておるところでございます。

おめくりいただきまして、17款、県支出金の3項2目5節、こちらは各統計調査の委託金額の確定による増額でございます。

続きまして、18款の財産収入の増額は、墓地公園墓所5区画分でございます。

おめくりいただきまして、20款、繰入金につきましては、繰越金等の増によりまして財源確保ができましたので、当初予定をしておりました2項1目の財政調整基金及び5目の学校

改築基金からの繰り入れを行わないこととし、皆減とするものでございます。

次の21款、繰越金は省かせていただきまして、おめくりいただきまして、22款、諸収入の4項1目1節でございます。南原住宅団地内焼却灰処理の受託金ということで、最終精算分になりますが、伊那中央行政組合から支払いを受ける金額でございます。

次の5項1目4節、雑入、説明51の増額ですが、サマージャンボ宝くじの配分が確定をしたことによるもので、教育費の英語指導助手招致事業のほうに充当させていただきます。

続きまして、23款、村債でございますが、1項10目は南部小学校改築事業の関係で、国庫負担金が確定をいたしましたことによりまして、起債予定額も確定をいたしますので、減額をさせていただきますものでございます。

また、次の15目、臨時財政対策債も、起債可能額が確定をいたしましたので、減額するものでございます。

これらに伴います地方債の補正につきましては、第2条のほうに規定をし、6ページにございます第2表、地方債補正の表のとおり、限度額を変更させていただくものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

21ページ、民生費のところの福祉灯油券についてであります。

現在、90円ということで、もう、多分そのままいくのかなということであり、実施するということだというふうに思いますけれども、前年度の場合、29年度の場合に、なかなか金額がはっきりしないということで、出したのが結局2カ月だったというふうに思いますけれども、実際に手元に届いたのが1月末かそのぐらいだったと思いますけれども、使える期間が2カ月ということの範囲だったので、高齢者の場合、年始めというか、年末年始がなくなっちゃったら困るということで、満タンにもう既にしてしまったということの中で、もらった灯油券は使えなかったというお話がありまして、やはり適切に使える範囲か、それとも少し使える期間を延長するかというような形で、効率よくというか、必ず使えるような状況で発行していただきたいなということが1点。

それから、赤松荘のブロック塀の撤去でありますけれども、とりあえず撤去するというところで、再建はしないということだというふうに思うんですけど、これがどのぐらいの大きさというか、で60万円という撤去費用になっているのか、ちょっとそれだけ教えていただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

堀健康福祉課長。

健康福祉課長（堀 正弘） それではお答えいたします。

最初に、福祉灯油券についての御質問であります。

昨年は、価格の変動がなかなか見込めずということで、12月議会の補正でお願いし、結局、それから作成して、配るのは年明けになってしまったということで、本年度は、今、灯油が非常に高いものですから、今から準備してということで、12月にはお手元に届くようにということで、これから補正予算をお認めいただければ、準備に入りたいというふうに考え

ております。

それから、赤松荘のブロック塀の件であります。距離にして31メートル、ブロックの高さが1メートルから1.5メートルほど差がありますが、約2.3立米ほどになりますけれど、赤松荘側が一段高くなっております。公民館側に倒れる危険性がありますので、その上に出ている部分を撤去するという事で考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 1番、加藤です。

20ページの巡回バス購入排ガス規制対応分ということで、この巡回バス購入時点では、この排ガス規制対象車であったのか、また、購入時点以後に排ガス規制が法改正されたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 今の加藤議員の御質問にお答えいたします。

排ガス規制につきましては、既に購入時におきましては排ガス規制については定められておりました。しかし、この時点におきましては、まだ排ガス規制値に対応する内容と申しますか、仕様が定まっていないということで、契約時点ではその点について見込めなかったというものでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 今の説明によりますと、対応車種であったけれど、法規制はそこにはなされていないけれど、車種がそれに対応できる状態じゃなかったというふうに受けとめたんですが、それでよろしいんですか。

議長（丸山 豊） 田中課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 全協の際にも御説明はさせていただいたかとは思いますが、この排ガス規制値の定めにつきましては、適用時期というものがありまして、そういったものの段階の中で、その適用時期までに整備をしていけばいいということがあったかと思えます。それで、その段階においてはまだ仕様が定まっていなかったというものでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 仕様が定まっていなくても、その購入価格というものがそこでなされている中で、その法が執行されている中で、それに対応する車じゃなきゃ購入するのは、その仕様に対応するように車を仕様して購入するというのが普通だと思いますけれども、その辺はどうなんですか。

議長（丸山 豊） 田中課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 当初、平成28年度に購入する際に御説明を申し上げま

したけれども、今、この巡回バスといいますか、バスにつきましては、大変、排ガス規制の問題ですとか、消費税の駆け込み需要だとか、インバウンドやオリンピック等の影響によりまして、大変、旅客運送業界におきまして需要が高まっているという中で、このまっくんバスも3年間ぐらい、契約をしてから納入までかかるというようなことがございまして、早目に契約をし、購入手続をする必要がありました。ですから、その段階におきましては、まだ仕様が定まっておりましたが、まず購入をするということをさせていただいていただけであります。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

灯油の話が出てきましたが、これは例年どおりといいますか、非常に、今、高どまりをしているわけです。今、国際情勢が刻一刻と変わって、トランプのツイッターによることで、今、イランから、日本は約30%原油を輸入しているわけですが、イランからの取引が今度ゼロということに、アメリカに協力して、イランからは原油を買わないというようなトランプの方針に合わせるというようなことで、非常に原油が高くなる。それから、原油の成分が非常にほかから購入する原油の、何て言うんですかね、要するに灯油にするための除去する費用、そういったものが非常にトルコの原油は良質な原油なんですけれど、トルコからそれが入らないということで、非常に高どまりをするというようなことが、今、報道されております。非常に、石油関係の会社も大変な対応を今しているということでございまして、これは単価90円というふうに設定をされているんですが、そういうことでよろしいのかどうか、その辺を、現在も安いところでも86円、7円という、今現在でもそういう価格になっていますけれど、その辺をちょうど確認をさせてください。

それから、04款の0406、この委託料でございます、ケア事業の。これは、私がことしの3月だったですかね、一般質問して、産後ケアと産後うつというようなことで、そのときの村長答弁は、県の方向とあわせて検討してまいりますという村長答弁でありましたが、それがこれに当たるという理解でよろしいのかどうか。それから、この委託料の70万であります、2回までということですが、何人を予定しておるのか、その人数をお尋ねいたします。

それから、エアコンのことで、10款の1005教育振興の中で、先ほどの説明ですと、国庫補助ということで、県も挙げて、文科省にも陳情に行ったり、そえから、村長が役員をやっております町村会も国のほうに陳情に行ったり、それから、今度、102兆円を超えと言われる次年度の国の決算の中においても、文科省の予算の中にこのエアコンが全国的な問題として大きく組み込まれるというようなことが、今、報道をされております。それで、総事業費が2億円を見込んでいるというお話のようではありますが、これは国からどのぐらい来るのか、県からどのぐらい来るのか、その辺がまだ定かではないのかもしれませんが、十分、この設計委託料は小学校、中学校、そういったもので、これで全部完了するのかどうか、積立金として学校改築基金が1億、今度、積み立てをするわけですが、そういう中で、国庫補助の確認といいますか、その辺について、現在の状況をお知らせいただきたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） それでは、堀健康福祉課長から90円の灯油。

健康福祉課長（堀 正弘） 最初に、灯油の基準となる価格であります。県が統一的に県内の小売価格を調べて公表している額があります。それが現在約91円、毎週公表されますが、村では昨年からの価格が85円を越えたら冬期間の補助を考えようということで基準を定めておりますので、これで判断をさせていただくということにしております。

それから、続いて、産後ケアの人数であります。70名分ということで予定をしております。これは、これまでの年間の平均子供が生まれる数が約140人ぐらいというふうに想定して、10月以降の半年分の補助ということですので、2分の1の70名を想定したという根拠があります。

以上です。

議長（丸山 豊） 続いて、唐木村長。

村長（唐木 一直） エアコンの関係につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

今回、870万円、委託料として、設計だけはしておきたいと、すぐ採用できるようにということであります。今回の補正の部分含めて、どのぐらいの額が計上されるかというのは全くまだわかりません。補助につきましては、基準単価等々もあります。原則的には3分の1、国庫補助、県はありません。県の補助金というのはないわけでありまして、この補助金がつきますと、地方債、交付税補填の地方債が使えますので、それも使っていきたいということでありまして、したがって、補助金のつきぐあいということでありまして、来年度も当初からの部分も、要望額等々もあろうかというふうに思いますので、今から準備をしながら、補正に間に合うようにということも加味しながら計上させていただいたところでありまして、

したがって、全体的にどのぐらいの部分で終了するかというのは、これはやっぱり補助金のつきぐあいということになるかというふうに思います。かなり全国各地でこの問題が取り上げられておりますし、申請もかなり多くなってくると考えております。菅官房長官もその部分はできるだけ配慮するというような話もしたわけでありまして、その辺も期待しておるところであります。全国的には、どのぐらいの額があればということでありまして、けれども、おおよそ6,000億ぐらいあれば、みんなつくんじゃないかなという、そんな話もお聞きしておるところであります。これ、定かであるかどうかはわかりませんが、そんなことで、補助金ができるだけ多く計上されるということを期待しておるところであります。それに向けて、また、それぞれの団体、知事会、市長会あり、町村会ありというようなところで、かなり要請活動というのは行われるんじゃないかというふうに思っております。したがって、その状況を見きわめながらということで、できるだけ早期にという、したがって、そんな言い方をさせていただいたところでありまして、

以上です。

議長（丸山 豊） 村長、870万で全部のエアコンが設置できるかどうかという。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 設計費とすれば、その額で全部設計できるというふうに見込んでおるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 設計は、一応、全部のものということであれですが、補助はつき

次第。その中で、プライオリティといいますか、優先順位をまたどういうふうにやっていくのか、庁内で十分検討していくものと思いますが、学習環境に適合した、一つこの整備をぜひ進めていただきたいと。

また、来年度で全部つくのかどうかということもわかりませんが、10月より消費税が間違いなく上がってくると思います。消費税の問題等も当然含めて、あれですが、早目に契約すれば、消費税が払わんでもいいのかとか、いろいろその辺のやりとりもこれから、住宅とか、それから車購入の場合は、特別な消費税の取り扱いをするというふうに、今、政府では言っているわけですが、そういったものも対象になるのかどうか、10月から消費税が10%ということになるわけでございまして、その辺もどんなふうにお考えになっているのか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） この870万円の中には、消費税8%分含んだ金額でございます。

先ほどからもございますとおり、補助金の関係にもよります。あとは、村の予算との絡みもありますので、できれば早いうちにしたいなという思いはございます。あと、国の補正があつて、どの程度でその内示があるか、その辺のところもあろうかと思っておりますので、その辺の状況を見きわめながら、できるだけ有利な形で対応ができればと考えております。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） エアコンの設置につきましては、要望として、今補正があればということで挙げてあります。消費税との関係は、補助金につきましては基準単価でもらいますので、消費税が上がろうと上がるまいと、基準単価でやりますので、それは関係ありません。ただ、消費税分が基準単価へはね返ってくることは期待をしておりますけれど、ただ、今、先ほどから申し上げましたように、補助金のつきぐあいによって大分変わってまいりますので、その辺は見きわめていかないと何とも言えないところであります。補助金なしだと、起債も使えませんし、交付税補填の起債も使えませんしということでありますので、そのつきぐあいによって進めていきたいというふうを考えております。したがって、私は、全部というわけにはまいらないかなというふうに思っております。優先順位、どこからやるのかと、それはこれから見きわめていきたいなというふうに思いますし、10月以降になれば、当然、工事費に対する消費税は2%増というふうになってまいりますので、早くどのぐらいつくのかと、補助金のつきぐあいというふうにご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） いずれにしても、補助金のつきぐあいということですが、これは、猛暑の暑さは、いわゆる普通の暑さではなく、災害と言っても過言ではないというふうに報道もされておりますし、災害ということで補助が3分の1というのは余りにも低いということで、ぜひ、そういう点は、もちろん町村会、市長会、それから県会とか、そういう全て国に向かって一つ声を大にして、特に町村会の中心的な役割を果たす唐木村長でありますので、一つ積極的に補助率のアップということに御努力をいただきたいということをお願いしたいと思います。決意のほどをお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 補助率につきましては3分の1ということで、これは国が決める

ことでありますので、要望とすれば、そういう要望は可能であります。したがって、その辺は、また、町村会の国への交渉というのも長野県独自でやりますので、と同時に、また、地元といいますか、長野県出身の国会議員全員とも、その前段にいろんな意見交換をいたします。それにも私は参加しますので、その辺のことは強く訴えたいなというふうには考えております。ただ、それは難しい部分もあろうかというふうに思います。ただ、国もどの程度の予算をつけるのかというのは、これは本当にことしの状況を見れば、かなり大幅につけていただかないとどうにもならないのかなど。したがって、私は、菅官房長官のあの言葉を信じるよりほかはないのかなという、そんな気がいたします。そういった意味でも、要望活動というのはしっかりやっていく、こういうことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（丸山 豊） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

済みません、先ほどちょっと落としたことを1点。

22ページの衛生費のところの墓地の返還であります。このところ、いろんな墓地についてもいろんな報道がされておりました、もう次の世代、墓地をお守りするのにつながらないという状況の中で、返還されるのがこれからふえてくるのかなという見込みと、それから、例えば、樹木葬とか、止めてというか、もう永代供養みたいな形で作るところも上伊那でもちょっと出てきたようなところもありますが、それ、民間でやる部分もあるかとも思いますけれど、その辺についての考えをお聞きしたいということです、一つは。

それから、先ほどもエアコンについていろいろ議論されておりますけれども、長野県、全国平均が50%ぐらい設置されているという中で、長野県は20%いくかないかというような状況で、全国でも最低だったのは、これだけ、本来で言えば、そんなに要らないという、昔なら扇風機も要らないという、涼しい長野県であったんですけど、この節になれば、本当に命の危険という状況の中で、設置することはもう喫緊の課題だというふうに思います。

それで、高校で、同窓会が独自にお金を出して設置したところがあるわけでありまして、その電気代がすごくかかるということで、その点について、県にお願いしたら、県はそれは出せないというお話をしたというような報道もありまして、電気代、電気でやるのか、そのほかの動力でやるのかということ、これから検討していくとは思いますが、それから、それをそのまま冬に使うのかどうかということも含めて、どんなふうな検討をされるのかなというところをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（丸山 豊） 最初に墓地の、唐木村長。

村 長（唐木 一直） 墓地の関係につきましては、返還の部分につきましては住民担当課長からお答えいたします。

全体の考え方といたしまして、これから墓地をどうしていくのかというのは、いろんな問題を考えますと、ふやしていく状況にはないのかなと、既にいろんな形態が出てきておりますので、その辺は見きわめながら、どんな形態がいいのかというのは、現状では考え方を持っておりませんが、検討していく必要はあるというふうに思っております。あいた、今やっているような個々の墓地、これにつきましてはもう時代の流れからして、ふやす必要はないのかなという考え方を持っておるところであります。所有してみても、維持をしてい

けない、そういう時代になってきております。一番身近な我が家でも、この墓地はどうして
いこうかなという、そういうところまで来ていますので、個々の墓地というのはそういった
形の中で考えていけばというふうに考えております。

今現状の墓地の部分につきましては、住民環境課長からお答えいたします。

エアコンにつきましては、補助金がつき次第ということでありまして、ランニングコスト
も大分かかるということでありまして、ただ、その部分は1カ月、学校は夏休みに入りますの
で、本当に短い期間であります。そういった部分では、ランニングコストをかなり抑えてい
くことができるのかなというふうには思っております。

今のところ、初期投資を考えれば、電気ということで考えております。ガスでやると初期
投資がかなりかかってまいります。すぐにできないという部分もあります。20年ぐらいの部
分で見ますと、なから同じになるのかなという、そんな数値も、試算も出してあるところで
ございます。したがって、初期投資にできるだけお金がかからない電気でやっていけれ
ばというふうには考えておるところであります。

20%というのは、これは長野県の持つ今までの特性で、これはやむを得ないと、長野県は
涼しいという地域でありました。今はもう全国的にほとんど変わらなくなってきておるとい
うことでありますので、設置率が低かった部分をこれからどう上げていくのかという、でき
るだけ早期に上げていきたいと思っております。

保育園につきましては、冒頭の挨拶で申し上げましたとおり、これは補助金がありません
ので、単費で来年の夏までには全てやってまいりたいと、来年当初予算なり、また、うまく
いけば12月の補正予算に計上できるかなという、こんな思いもしておるところでございます
ので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（丸山 豊） 唐澤住民環境課長。

住民環境課長（唐澤 英樹） 三澤議員の墓地の関係の返還金関係でありますけれども、
年度当初で3区画分を予定しておりました。今年度に入りまして、既に4月の段階で4区画
返還がありまして、その後、また3区画出てきております。そうしたことで、今回5区画分
を新たにお願ひするものでありまして、その返還された墓地の跡地でありますけれども、募
集をかけましたところ、年度当初、4月に募集をかけましたところ、4区画分については完
売、また、その後、先月、8月に募集をかけました3件についても完売ということで、墓地
の需要もあるというのはまだ確かな状況であります。また、あと2件ほど県外にお住まいの
方で墓地を返還したいという相談もございます。そういった状況であります。

議 長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに、エアコンを冬に使うかということですね。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 各小中学校ですけれども、現在、FF等の暖房機器を使ってお
ります。基本的には、冬場につきましてはそちらを優先して使わせていただく考えでござ
います。

議 長（丸山 豊） よろしいですか、済みません。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第10号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算の確定により生じた地域支援事業費に係る支払基金交付金等の精算分及び繰越金の増額をお願いし、歳出では、認知症初期集中チームの委託料の増額及び過年度分の国庫支出金等の精算により生じた返還金の増額補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,465万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,705万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀健康福祉課長。

健康福祉課長（堀 正弘） それでは、議案第10号につきまして細部説明を申し上げます。

初めに、予算書6ページをごらんいただき、歳入から御説明をいたします。

4款2項、国庫補助金、3目の地域支援事業交付金であります。23万円の増額をお願いするものであります。この増額につきましては、歳出のほうで詳細を説明申し上げますけれども、認知症サポート医委託事業費の増額に伴う交付金の追加交付分であります。

7ページをごらんいただき、5款、支払基金交付金、1項1目、介護給付費交付金であります。295万9,000円を増額するものであります。この増額につきましては、平成29年度分の介護給付事業交付金の精算により、不足分が追加交付されるものであります。

8ページの6款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金104万7,000円ありますが、先ほどと同様、介護給付事業の精算により、県負担金の不足分が追加交付されるものであります。

3項2目、地域支援事業費交付金11万5,000円ありますが、6ページで御説明いたしました認知症サポート医委託事業費の増に伴う県負担分の追加交付となります。

おめくりいただき、9ページの14款、繰越金ありますが、前年度繰越金の確定見込みによりまして2,029万9,000円を追加するものであります。

歳入につきましては以上となります。

続いて、10ページからの歳出となります。

5款、地域支援事業費の3項1目、包括的支援事業で59万9,000円を追加するものであります。先ほど入で触れさせていただいた事業になりますが、これは、各市町村に設置が義務化されております認知症サポート医につきまして、これまでは村内の南信病院と契約をしまして委託をしておりましたが、本年度に入り、医師の退職に伴いまして、事業継続が不可能であるという連絡がありました。その後、新たな委託先を探しておりますが、引き受けていただける医院が見つかりましたので、この協議の中で、委託費が不足してくるということになりましたので増額をさせていただきたいというものであります。

11ページをごらんいただき、8款、諸支出金、1項1目、償還金利子等で836万円を追加するものでありますが、23節の償還金、利子及び割引料で、国庫支出金等過年度分精算金といたしまして、平成29年度の地域支援事業費の実績に基づき、国、県及び支払基金それぞれの法定負担割合分の確定により生じましたが差額を返還するものであります。

おめくりいただき、12ページの9款1項1目、予備費であります。歳入歳出調整を行い、1,569万1,000円を追加するものであります。

歳出につきましては以上であります。

1ページにお戻りいただきまして、以上のことから、既定の歳入歳出の予算の総額に2,465万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれを10億3,705万円とするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第11号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入としまして、前年度決算の確定により生じた繰越金の増額及び前年度所得の確定に伴い、賦課した国保税について減額補正をお願いし、歳出では、療養給付費の精算金、基金への積み立てをお願いするものであります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,662万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,977万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤住民環境課長。

住民環境課長（唐澤 英樹） それでは、議案第11号につきまして細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の6ページをごらんいただき、歳入から説明をいたします。

1款1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民保険税であります。前年度所得の確定に伴い、賦課した国保税について1,545万円を減額するものであります。

おめくりいただき、7ページの9款、繰越金でございますが、4,207万2,000円を追加するものでございます。29年度の決算確定によるものでございます。

おめくりいただきまして、8ページの歳出でございますが、7款の基金積み立てでございます。決算の確定に伴いまして、799万9,000円を増額し、800万円を基金のほうに積み立てするものでございます。

続いて、9ページの9款、諸支出金の1523国庫支出金償還事務でございますが、1,795万9,000円を追加するものでございます。一般被保険者の療養給付費の29年度分の実績に基づ

き、国庫支出金の額が確定しましたので、その精算により生じた差額分を返還するものであります。

続いて、10ページの10款、予備費でございますが、66万4,000円を追加するものであります。

歳出は以上でございます。

1ページにお戻りいただきまして、既定の歳入歳出予算の総額に2,662万2,000円を追加し、歳入歳出の予算を総額それぞれを13億9,977万2,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 9番、大熊です。

国保につきまして、本村の場合、加入者が減る傾向にこのところずっとあります。今年度に入りまして、現在どんなような状況なのか、おわかりになりましたら御説明をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐澤課長。

住民環境課長（唐澤 英樹） こちらのほうで把握している状況でありますけれども、先ほどの国保の調定の額の減になっている原因でありますけれども、やはり加入者の減と、それから所得の減というものが大きな要因になっておりまして、加入者につきましては、当初見込みよりも40人ほど減というような形で捉えております。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第12号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算により生じた繰越金の増額補正をお願いし、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金に係る補正をお願いするものが主な内容であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ79万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,938万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤住民環境課長。

住民環境課長（唐澤 英樹） 議案第12号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

4款、繰越金に74万6,000円を追加するものでございます。29年度の決算の確定によるものでございます。

おめくりいただきまして、7ページであります。5款、諸収入に5万円を追加するものでございます。村から支払う過年度還付の保険料につきまして、長野県後期高齢者医療広域連合からの全額補填分ということになります。

次に、8ページ、歳出でございますけれども、2款、1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、繰越金に29年度分の3月分の普通徴収保険料74万6,000円が含まれていることから、負担金に同額を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、9ページの3款、諸支出金でございます。1805保険料還付金でございますが、過年度分の保険料に還付が生じた、先ほどの5万円を追加するものであります。先ほどの歳入のところでお説明いたしました補填分と同額になるものでございます。

以上でありまして、1ページにお戻りいただきまして、既定の歳入歳出予算の総額に79万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,938万4,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

日程第9、これから、議案第9号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕御苦勞さまでした。

散会 午前11時56分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 3 0 年 9 月 1 9 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

8 番 三 澤 澄 子

2 番 小 坂 泰 夫

5 番 百 瀬 輝 和

1 番 加 藤 泰 久

7 番 都 志 今朝一

6 番 唐 澤 由 江

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	堀正弘
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	藤田貞文	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	選挙管理委員長	高木宣威
住民環境課長	唐澤英樹		

○職務のため出席した者

議会事務局長	小澤久人
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成30年9月19日

午前9時00分 開議

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

なお、本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、適切な時間配分をして、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

前回に続けて1番バッテリーを引き当てまして、一般質問をこれからさせていただきます。

あらかじめ通告いたしました4件について質問をいたしますが、ちょっと量が多いので、もしかしたらちょっと後のほうで割愛させていただくかもしれませんが、そのところはよろしく願います。

最初に、防災についてであります。

西日本の豪雨災害、北海道の地震による土砂災害など、被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願うものであります。

さて、1として、いつ起きるかわからない災害について、村では防災マップを全村配付し、身を守るための注意喚起をしています。我が家でも、すぐ手にとれるよう居間に置いて、いつでも見て確認できるようにしています。

本村では、十数年前の長雨による天竜川の増水で、初めて避難指示が出され、北殿区でも、花壇地区の皆さんが、北殿公民館に一晚避難する事態になりました。そのときの状況は、天竜川のすぐ近くにある家の方にお聞きしますと、川を見ると、盛り上がった状態で、いつ決壊するかわからない。家族で避難したほうがよいのではと思っていたところ、村の指示により、何も持たずに公民館に向かったとのことでした。行政の素早い判断が人命を救う分かれ目になることは、その後の災害でも、避難指示がおくれた、こんなことになるとは思わなかった等、多くの教訓を残しています。

9月の村報には、見直しをされた天竜川の洪水浸水想定区域マップを折り込み、事前の確認と注意を呼びかけています。天竜川は、あばれ天竜と言われ、何回も氾濫や浸水を繰り返し、今日の形を形成してきたと聞いています。今は電柱に想定浸水の表示がされていますが、実際はそれを意識する人はまだ多くはないと聞いていますが、今も若い人たちが新築住宅建設が進んでいます。今回の見直しで、想定区域がふえた中にも、建設地区ラッシュが今も続いています。指定区域になると、土地評価が下がるということで、住民が反対する例もあり

ます。北海道の厚真町の地震も、活断層がわからなかったと言っていますが、中日新聞のコラムによれば、アイヌの言い伝えやつけられた地名から、土砂災害や液状化が予想されたとあります。村でも、過去の洪水浸水を押さえた上で、自分のいる地域がどのような場所なのか、組単位でもう一度マップを見ながら確認しておくことが必要ではないかと思えます。

また、9月号の追加マップは小さくてわかりづらいので、全体の防災マップに書き込んでの配付をする必要があると思えますが、今後の計画についてお知らせ願いたいと思えます。

防災マップは、皆さんも御存じだと思いますが、これです。

そして、9月号に折り込んだのは、この想定水域ということで、たしか、これはもう白黒で、地図も小さくて、わかりにくいわけでありますけれども、この辺、ぜひ新しくして周知をすることが必要だと思いますが、その点についてお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

防災についての防災マップ等々の御質問をいただきました。

平成18年豪雨災害の話もありました。あのとき、初めて避難勧告、避難指示を出しましたけれども、あのときの教訓は今でも生きているのかなというふうには思っております。長野県で一番先に避難勧告、避難指示を出したのは南箕輪村でありました。その後の対応につきましても、かなりの高い評価をいただいたということでもあります。早目、早目の対応というのは本当に大事だなということを今でも思っております。その辺は、早目、早目の対応をさせていただきます。

いろんな災害の話がありましたけれども、このところ、西日本豪雨災害や北海道の地震など、災害が続いております。日本はまさに災害列島の様相を呈しております。この地域におきましても、いついかなる地震等により大きな災害が発生するかわからないところでもあります。いざというときのための万全な防災・減災対策を図っていかなければならない、このことはそのとおりであります。

防災マップの件でありますけれども、2015年に作成されたものを全戸配付し、現在も転入者に対して、転入手続の際に配付しております。しっかりとこの辺は説明しております。

このとき掲載しました天竜川浸水想定区域につきましては、平成28年12月に変更されております。この状況につきましては、自主防災組織連絡協議会を通じまして、各地区の自主防災会の周知も図ったところでありまして、村のホームページや村報などにも周知してまいりました。したがって、マップにつきましては、最新の状態に変更して配付ができればいいわけですが、そのたびというわけにはいかないというのが実態であります。

これからの作業となりますけれども、本年度に変更がかなりありましたので、最新の状態に更新したマップを作成し、全戸配付を予定しております。今も御指摘がありましたけれども、わかりやすくという、このことに重点を置きまして、縮尺を変えて、大きく見やすいマップとしていきたいと、こういうことで今検討しておりますので、そんな点はそのような御理解をお願いいたします。

本年度変更がかかったのは、1,000年確率の天竜川浸水想定区域であります。この辺もマップに取り込んでいきたい。1,000年確率ということでもありますけれども、この辺の確率の議論というのはあるところでもありますけれども、そういった国の発表でありますので、それ

を入れながらということでもあります。

マップにつきましては配布してまいりますし、住民の皆さんは、自分の命を守るため、各自でしっかりと確認をしていただくという、このことが大切だろうというふうに思っております。この辺につきましては、自主防災組織連絡協議会に図りながら、各自主防災組織ごとの説明会等を開催していただきたいと考えております。この中で周知徹底を図っていただく。また、自主防から要請があれば、担当が説明に出向く、そんな対応もしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。マップは本年度中に配付していくということで考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） それでは、2番として、防災訓練についてお聞きします。

今年度は、どこに重点を置いて訓練をしたか、参加率はどうか、お聞きします。

北殿区では、3カ所に分けて行っておりますが、前もって避難者カードを配付し、記入したのを持って参加しました。それでも、集計に大変な時間がかかり、ことしは雨模様だったのでよかったんですけども、炎天下でじっと待つのも大変なことです。それでも、このところの災害が続く中で、住民の意識も高く、年々参加者がふえていると思います。

ただ、避難指示の防災無線がよく聞こえないという声もお聞きします。全世帯の告知に工夫が必要ではないかと思えます。うち是有線放送がありますので確実にわかるわけでありませうけれども、有線放送の普及率はとても低いということでありまして、こういった方法でお知らせしていくのかということは大変かと思えます。

また、訓練の意図や評価、問題点等、後で検証したものは各家庭へちゃんと返して、これからの課題をちゃんと明確にしていくことが大事ではないかなと思えますけれども、その点についてお願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災訓練の状況についての御質問であります。

今年度は、特に住民の皆さんに対しましては、自分の命を守るという意識の高揚、このことを目的としたところがございます。

状況でありますけれども、各地区の防災訓練には3,353名の方、これは速報値でありますので、まだ確定というところまではいっておりませんが、そういった方が参加しております。前年度が4,180名でありましたので、827名減ったという状況であります。この辺は、天候の状況があったというふうには思っております。

ことしは大泉で宿泊訓練を実施していただきました。福祉避難所開設に向けた事業所との協定、これは村が行いまして、大泉区では要配慮者の避難介助訓練を実施いたしました。福祉避難所開設から要配慮者の受け入れまでは、円滑な状況で確認をすることができたところがございます。

命を守るということに重点を置きましたので、消防団にもお願いをいたしまして、各地区を消防車で、避難してくださいというお願いをいたしました。このことは平成18年の豪雨災害のときにも実施いたしました。非常に有効ではないかなというふうに思っております。

それから、防災無線が聞こえないという御質問であります。

現在、信州大学周辺に防災無線の屋外子局アンテナを増設する工事は進めております。また、そのほか、新たに住宅地もふえておりますので、そういった状況を確認しながら、屋外子局のアンテナの増設を含めて、対応を検討中であります。この辺はもうしばらく時間をいただきたいなというふうに思っております。全村把握していく必要があります。毎年把握しておりますけれども、住宅地もふえてまいります。そういった状況もありますので、しばらく時間をいただきたいなというふうに思います。

それと同時に、情報伝達につきましては、メール配信をできるだけ登録していただきたいと、これが一番早く伝わりますので、そんな取り組みも強化しておりますし、これからも強化してまいります。

あらゆる方法で住民の皆さんに呼びかけてまいりたいと考えております。

有線放送の話も出ましたけれども、これは現在の加入戸数が653戸であります。しかも、加入戸数は年々減少しております。加入率で見ると10.8%でありますので、村全体の広報を担うというわけにはまいりませんので、その辺は御理解をいただきたいなというふうに思っております。

状況につきましては以上でありますけれども、やはりまずは逃げていただく。この手段をどうしてくのかなという、これからも課題として捉えてまいりますし、住民の皆さんにできるだけ早く情報伝達をしていきたいということで、あらゆる手段はとってまいりたいというふうに思います。とりわけメール配信には、多くの登録者、さらにふやしていければということで、これは毎月といいますか、村報でも周知しながら、村へ来れば登録できますよということでお知らせはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） それでは、3番として、村は、東南海地震の指定地区域になっております。想定できない災害が毎年起きています。

週刊誌情報ですが、こういうものでありまして、女性週刊誌でありましたが、メガ地震予測というのがあるそうで、次の危険地域は、半年以内に震度5以上が起きる可能性は90%を超えていると、異常変動が集中しているのは、東京、神奈川、静岡東部が今最も危険と報じています。もう、北海道の胆振地方、北海道の地震ですけれども、もう1カ月以上前から再三警告していたと書いてあります。熊本や鳥取の地震も予測していたと書いてあります。

地震はなかなか今の科学では予測できないというふうに言われておりますけれども、予測できなくとも、できる限りの減災対策は必要だと考えます。大阪でのブロック塀倒壊による小学生の死亡事故は防げるものであります。

村でも、村公共施設にあるブロック塀は撤去し、必要な場所には安全な塀を再建することになりました。今、全国でPTAや地域の住民での安全点検を行っています。そして、危険なブロック塀の撤去と、同時に改善、改修工事にも補助する自治体がふえています。村では、今議会の補正で、5件分の撤去予算をとっていますが、再建と同時でなければ効果は期待できないというふうに思います。

国交省の通知では、6月25日付で都道府県宛てに事務連絡で、ブロック塀等の撤去等に係る支援について、防災安全交付金の効果促進事業の対象となると通知しています。住宅建築物耐震改修事業と言うそうでもありますけれども、これによりますと、防災安全交付金の活用

で、自治体負担が2分の1に軽減ということで、住宅局によれば、防災安全交付金で実施することが予想される効果促進事業の例示で、ブロック塀等の安全対策事業が示されており、その事業内容の説明には、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防ぎ、安全な避難路を確保するため、ブロック塀等の除去、除却、この場合は生け垣整備とされていますが、ブロック塀事業で想定される基幹事業としては、主に住宅建築物安全ストック形成事業がありまして、申請する上で新たに必要なのは、効果促進事業にブロック塀等の安全対策事業を記載することとあります。そういうことで、実質的には公金を活用すれば、地方負担が3分の1になるとされています。

また、大阪府の堺市でありますけれども、ブロック塀等の撤去に限度額で15万円、フェンス等の設置に25万円とか、京都八幡市は、ブロック塀、コンクリートパネル、石づくり、れんが塀撤去に10万円上限、生け垣等植樹に10万円上限。静岡市は、ブロック塀等耐震化促進事業、南海トラフ地震を想定し、2002年からやっているそうでありますけれども、撤去に10万、改善工事に25万というふうに、それぞれ撤去と修復に予算をつけている例がふえています。

9月の村報では、住宅リフォーム補助金の案内があり、対象とならない工事として外構工事が上がっています。要項は、村民の利便性を考えて変えればいいものであって、減災、村内企業の振興にもつながります。補助事業やある制度の活用等、工夫しての取り組みが大事かと思えます。

また、命を守るためにはまず避難することと、先ほどの村長の答弁もありました。地震の場合は、どんな対策が必要か。白馬村の奇跡と言われ、1人の死者も出さなかった。隣近所の日ごろの安全確認、救助体制は大きなニュースになりました。特に、高齢者世帯や子供等、災害弱者と言われる人たちは、地区社協と自主防との連携で取り組む必要がありますが、その対策はどう取り組んでおられますか、お聞きします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 減災対策の質問であります。

まずは危険性の回避ということでのブロック塀の撤去についてということで、村でも、今議会に補正予算で計上し、要項をつくりながら、10万円を限度として補助することとさせていただきます。まずは撤去ということで重点を置いたところでありまして、その辺はそんな御理解もいただければというふうに思いますし、議員の御指摘の補助部分であります。

住宅建築物安全ストック形成事業の中では、ブロック塀の除去及び生け垣整備について自治体が補助する場合、その額の2分の1の支援をとということになっております。この事業につきましては、県で定める長野県全域耐震改修等整備計画に位置づける必要があります、県が各市町村の要望状況を把握し、市町村を登録することとなるために、本村では、過日、県への登録を要望したところでありまして、要望はいたしました。

ブロック塀等にかわる生け垣の再整備につきましては、国の補助対象でもあることから、今後、いろんな動きが出てまいりますので、その動向を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。そんなことでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

要支援者、要配慮者の関係でございます。

これは、本当に自主防や地区社協やいろんな団体との連携が必要となってまいります。そ

ういったこともこれから強化をしていかなければならないだろうというふうに思いますけれども、まずは隣近所、いろんな関係を構築していただけるかということでもあります。この辺は常にお願いはしておりますけれども、なかなか本村のような状況は難しいなというのを感じております。白馬村の話がありましたけれども、本当にそういうところではできるのかなど。本村のような新しい人がどんどん入ってくるころは、なかなか難しいなというのは実態として感じておるところでありますけれども、それをどう克服していくかということ、このことも重要なことでもありますので、また粘り強くやっていく必要があるというふうに思います。

要配慮者への配慮でありますけれども、これは避難に時間がかかりますので、早目に避難準備情報を出すという、このことに尽きるだろうというふうに思っております。早期の避難を促してまいります。これ、今、気象情報、刻々と入ってまいりますので、その段階で判断しながら、避難準備情報を発令して、自主防や地区社協と協力しながら、要配慮者の避難というのは早期に行っていく、こういう体制はとっていく必要があるというふうに思っておりますし、早目の避難ということで御理解をいただきたいなというふうに思います。この辺はしっかりと早期の避難をやってまいります。今、土砂災害特別警報が出される回数が多くなってきております。それが出されますと、避難準備情報を出さなければなりませんので、その辺はそのように対応してまいりたいというふうに思います。

今回の防災訓練でも、避難経路を確認してくださいというお願いをいたしました。そういった確認をしながら避難をしていただいたということの報告は受けております。ただ、訓練でありますので、何か緊張感がちょっとないのかなという部分があります。防災グッズというか、防災の袋を持って避難してくださいということは毎年お願いしておりますけれども、本当に数少ない方です。この辺は再度徹底をしながらやっていく必要があるのではないかとこのように思っております。

隣近所の支え合い、この関係を深めていくことは本当に大切であるというふうに思っております。これは、防災だけではなくて、全てに通ずることでもあります。そんな点は、地区社協等々とも話をしながらということになるかと思っておりますけれども、大変難しい問題であるという、このことは理解をいただきながら、粘り強くやっていくしかないというふうに、本村の場合はそういう状況でありますのでお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ブロック塀の撤去でありますけれども、村で、50万で5件という予算であります。村全体の把握がどのようになっているか、ちょっと今わかりませんが、それも、撤去するだけだったら、なかなか私の周りで見ても、すぐやろうかなというふうにはならないんじゃないかなと思います。県が、再築というか、そこについてもまだこれからということでもありますので、要望を出しているということでもありますけれども、うちの中では、村の中で言えば、住宅リフォームを、要項を変えれば、すぐできるということでもありますので、ぜひその点は検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、その点について、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 住宅リフォームの補助につきましては、地域経済の活性化という面から捉えて、補助要項をつくって、実施をしてきておるところであります。ある程度、効

果はあるなというふうには考えております。

先ほど、要項は変更できるという、これはそのとおりだろうというふうに思います。有効に活用していくにはどうしたらいいのだろうか。ブロック塀につきましては、撤去の部分は要項をつくりました。修復の部分につきましては、外構工事として捉えていける部分がありますので、この辺は十分検討はさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） それでは、2番目の国民健康保険についてに移らせていただきます。

幾つか資料をつけました。

今年度から県単一化がスタートしました。現況を分析し、来年度予算編成に生かすことが求められています。

長野県保険医協会で行ったアンケート調査を資料としてつけましたので見ていただきたいと思います。本体の資料は、担当課のほうにお渡ししてあります。中身はちょっと膨大なものでありますので、一部を引用したいと思います。

資料1であります。

これは平成30年度の所得200万円、資産3万円、大人2人、子供1人世帯で比較した表であります。村は3方式に今度は変えたわけでありますけれど、試算額が32万8,020円、対所得割合が16.4%、県の順位は29位であります。前年度から3万1,765円引き上げとなったところであります。全県でいきますと、据え置きが40自治体、引き下げが14自治体、引き上げが22自治体の中で、長野市、飯綱町、茅野市に次いで高額な上げ幅になっています。上伊那8市町村では、駒ヶ根市、箕輪町に次いで高い保険料になっています。

国保は、自治体の人口構成等で大きな違いが出ます。村の加入者数や滞納収納率、短期保険証がどのように変わってきたかをお聞きします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

8 番（三澤 澄子） 済みません、続けてちょっといきます。資料2と3まで、済みません。

資料2でありますけれども、30年度の一般会計からの法定外繰入の表であります。

村は、29年度、6,000万円以上の一般会計繰り入れを行いました。30年度に向けて、県は、法定外繰入をしても保険料を抑える方針を示しましたが、村ではゼロになりました。その表であります。

資料3として、国保加入者世帯の稼得別納税義務者数の表です。

村では、年金のみが半数近くの46%、自営業と農業者が15%となっており、国保運営には厳しい状況だと推測されます。

30年度は、6カ月弱で来年の方針を示すのはちょっと難しいとは思いますが、今までの状況も踏まえ、どのように捉えているかをお聞きします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 国保の関係についての御質問であります。

御承知のとおり、保険税の税率改定をし、上げさせていただきました。この4月1日から

4. 数%という引き上げということによってさせていただいたところでもあります。この状況をどういうふうになるのかなということを見ておりました。かなりの問い合わせをいただくのかなというふうに思っておりましたけれども、ごくわずかな件数しかありませんでした。引き上げにつきましての問い合わせというのはほとんどなかったという状況でありますので、御理解もいただいたのかなというふうには思っております。

その主な要因といたしましては、所得が下がったということと、軽減世帯が多くなったということ、これによりまして思ったほど、上がった家庭はありますけれども、税率の引き上げに伴うほどの引き上げがなかったというふうに理解をしておるところであります。

平成29年度の主な特徴といたしましては、保険給付費が14.3%減少いたしました。これは本当に大きな減少だなというふうに思っております。したがって、この国保税の収入が当初見込みよりかなり大幅に国保税自体も減少してしまったということでもあります。しかし、その給付費の減少によりまして、減少分を補填できるという見込みを立てておるところでございます。

平成31年度の国保税がどうなるのかというのは、これからの国の納付金の状況を見て検討していくということになるかというふうに思いますけれども、医療費がかなり下がりましたので、この辺は大いに期待をしておるところであります。それによってまた検討をまいります。今回の県単一化のスタートに当たりましては、毎年その状況によりまして国保税を検討していくということは私は必要だというふうに思っております。そういった納付金額があれば、当然、国保税も下げていくという、こういう状況にはなるというふうに考えておるところであります。

被保険者等々の質問でありますけれども、9月1日現在では3,014人、世帯数では1,862世帯となっております。このうちの短期保険証の対象者世帯は68世帯、108人、こういった状況であります。今、滞納額が2,400万円に上っておりますので、短期被保険者証のということでもあります。1カ月の短期保険証を発行しているのは27世帯、53人です。さらに、これは一番問題でありますけれども、未交付が41世帯、55人です。未交付ということで、保険証が交付されていない部分であります。18歳以下の若年の被保険者には6カ月の保険証を交付しております。こちらは18世帯、27人となっております。若年層は6カ月ということでやっております。いずれにいたしましても、命にかかわることですので、これは慎重に対応していかなければならないというふうに思っております。短期保険証におきましても慎重に対応しておりますので、その辺はそんな御理解もいただきたいというふうに思います。9月がちょうど保険証の更新時期でありますので、この辺のお願いもしてまいりたいというふうに思います。

法定外繰入の話も出ました。本村はずっとやってまいりました。ただ、このところの財政状況、御承知のとおり、学校や保育園にかなりの額がかかりますので、この辺はやめたところでもあります。これによって助かっておるなという部分がありますので、そんな点はそんな御理解もお願いしたいというふうに思います。

稼得別の納税義務者数でありますけれども、給与世帯が579世帯、自営業が244世帯、農業が27世帯、その他が882世帯、所得なしが113世帯となっております。この所得なしの世帯のみが平成29年度よりも増加しております。この辺が7割軽減が多くなっておる状況だろうなというふうに思っております。こういったことによりまして、今年度の国保税はかなり調定

と乖離が出てしまいましたけれども、医療費の減少でカバーができたところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 現状では、制度のちょっと改正もありまして、実際には低所得の人が多くなっているということと、今言われたように、所得のない人もふえているという状況があります。全体としては、医療費の減少があつて、今、何とかやっつけていけるという状況でありますけれども、この辺については短期保険証も含め、本当に医療にかかれない人がという状況がないように、命にかかわることということで今も言われましたけれども、対応をお願いしたいと思います。

2として、その部分も含めてでありますけれども、以前にも、子供の均等割についてを質問しました。

全国知事会では、平成30年度、国の施策並びに予算に関する提言、要望を出しています。それによりますと、医療保険制度改革の推進についてという提言の中の一節ですけれども、国民健康保険制度については、財政運営の都道府県単位化の円滑な移行に向け、混乱が生じないよう、公費の弾力的活用、制度化改革の周知、広報の徹底など、万全な対策を講じるとともに、確約した財政支援の拡充について、消費税率の引き上げ等の状況にかかわらず、国の責任において確実にを行うこと。また、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引き上げ等、さまざまな財政支援の方策を講じること。全ての子供、重度心身障がい者、ひとり親家庭に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することという要望書が出ております。これが地方の声であります。長野県知事もこのことに同意して、この提言を出したというふうに思います。

そこで、小海町の例についてお話ししますが、小海町では、30年度に国保条例に第三子均等割軽減と減免と国保税率の引き下げを提案しました。信毎報道を見て、県の国民健康保険室から、減免は適当でないという指摘を受け、条例を取り下げ、この内容は、子育て支援対策として取り組むことにしました。この9月議会に要綱をつくって、補助金を出すことで子育て支援策をするというふうになっているのであります。対象はわずかでありまして、17世帯、25名、48万5,000円ですが、突破口にして改善を進めるという意向を示しています。なお、北海道や旭川市は基金から、埼玉県ふじみ野市は一般会計から、第三子均等割減免を行っています。全国で、国保会計、国保改善の運動の一つであり、制度の公平性からも、ぜひ村でも検討を始めるべきではないかというふうに思います。

また、今、村長のほうからお答えがありましたけれども、村の人口構成、特性として、条件、なかなか厳しい状況だというお話もありました。今年度の国保税は大幅に上がり、また、介護保険の上昇分と合わせて、社会保障にかかる税負担が重いものになっています。29年度まで行っていた法定外繰入をして、でも、保険料の引き下げをぜひ望むところであります。お願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 小海町の例が出されました。均等割の第三子以降の減免、これは適当ではないと、地方税法に適さないと、県や国の見解を受けて撤回したという、このことはそのとおりであります。したがって、子育て支援の関係の補助金としてその分は出し

ていくということにしたということでもあります。それは、それぞれの市町村の考え方がありますので、子育て支援をどうしてくのかという、いろんな子育て支援の方策というのがあるわけでありますので、その一環として小海町は捉えたということだろうというふうに思います。本村でもさまざまな子育て支援をやっておりますので、そこまではどうかという、こういうことは今のところ考え方は持っておりません。

それから、法定外繰入であります。

本来の趣旨でいくと、法定外繰入というのはなじまないわけでありますけれども、保険料の急激な上昇を抑えるために本村でもずっとやってまいりました。これ、国保税を上げずにやってきたということでもあります。今回やめた原因といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、いろんな施設改修等々に多額な費用を要するようになってきたということで、4,000万から6,000万の繰り入れというのは本当に大きな額でありました、本村におきましては。そういったことで、取りやめをさせていただきました。ただ、このところの医療費の減少ということがかなり見られてまいりましたので、この辺で来年度の保険料率がどうなっていくのかというのは十分注視してまいりたいなというふうに思っております。基金も若干できましたので、それらで対応が可能のうちに対応してまいりたいと、こういうふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 小海町の例、認識されているとおりでありますけれども、やはり、先ほど申しましたように、知事会では、やはり県としてもその点はぜひ、国として対応してもらいたいという要望を出しております。それが筋だというふうに思いますので、その突破口として小海町は取り組んだわけでありますけれども、全国的にも、それが公平性という点で大事だということと、今現状の子育て世代の厳しい状況を見る中で、条例の中でも進んでいるところもあります。そういう点では、やはりこれから、そういう部分も子育て支援という観点だけでなく、公平性という部分からも検討していく必要があるのではないかと思います。

それでは、3番の高校再編について質問させていただきます。

時間がありませんので、この項はちょっと1項で質問をいたします。上伊那の高校再編についてであります。

この間、上伊那地域の高校の将来像を考える協議会、第1回から意見聴取もできる限り参加してきました。

9月27日には第3回協議会が飯田のOIDE、長姫高校で開かれることになっています。当初の計画から見ると、ほぼ日程どおりに進んでいます。

先日は、伊那弥生ヶ丘高校同窓会の意見聴取を傍聴しました。我が母校であります。既に弥生は再編の対象と言われており、その中でも、同窓会員の多くの意見を丁寧に集め、思いを伝えているのが印象的でありました。その中で、経済や効率だけで、今まで積み重ねてきた地域に根差した高校をなくしていいのかという意見もありましたが、しかし、根底には、再編あり気が強く感じられる内容でありました。

そして、この間、そういうものをずっと傍聴してきて途中で感じた疑問があります。それは、上伊那地域協議会の事務局が長野県教育委員会と広域連合事務局長、次長、リニア推進課で

構成されているのであります。意見聴取は、広域連合事務局が常に行い、協議会委員にはまとめたものを報告しています。直接聞いているわけではありません。県教育委員会への今の高校の整備、充実、そういう問題にはたくさんの要望が出されていますが、それも文書で教育委員会に伝えますという返事であります。地域の思いは、協議会や委員や県教委にリアルに伝わるのかどうか、大いに疑問に思います。

そこで村長に伺いますが、3月15日に出した上伊那地域における高校教育のあり方について、正副連合長会で十分議論した上で出されたものでありますか。協議会設置を決める段階で、初めて広域連合で説明され、各議会では6月議会に報告を受けることになりました。村長は、前回の議会で、議会軽視ではないと言われましたけれども、その理由についてもう一度説明をお願いしたいと思います。そして、具申の中の一番最後のまとめのところに項で、今後は、県立高校の方向性について、地域協議会での議論に委ねるが、郷土愛と探求的な学び、実践をしている郷土愛プロジェクトや、地域の商工会議所と産業界とも連携しながら、県立高校の将来像について詰めていくことが必要だと言います。その作業については、広域連合長会でやるというふうに思いますので、どのように行っていくのかをお聞きします。

第3回の協議会のプレスリリースを見ますと、当初の日程で示した非公開と再編案の検討は載っておりません。杉本会長が議論の場は原則公開だと言われたことが一定反映されているというふうに思います。日程ありきでないということについては、来年1月中旬、第5回協議会での再編案の成案作成というふうになっていますが、それに向かって進んでいるのでしょうか。

きょう、9月19日には、県の実施方針案がやっと提示されるということであります。高校再編の実態が明らかになるにつれて、県高等学校教職員組合から協議会運営について申し入れ、高校退職教職員協議会から、急減期を行き届いた教育実現の好機とし、少人数学級編制の本格的な導入検討を、また、上伊那地域の高校教育の将来像に住民の願いを反映させてと題したアピールを発表しています。21日には、高校再編を考える上伊那の会が、杉本会長に直接、高校の統合といった再編ありきでない議論を求める申し入れも行います。地域住民が知らない間に10年先の高校生の学ぶ場を奪うことにならないよう、慎重な議論を求めるものであります。

村長の答弁をお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 高校再編の御質問であります。前回の議会でも質問をいただきました。

今の県全体の状況であります。

上伊那一番先、この協議会、地域協議会ができました。しかし、今、かなりの地域で協議会の設置が進んでおります。そういったことで、全県的な議論してこの問題が捉えられていくんではないかというふうに考えております。

日程ありきで進むという、このことはかなり難しいだろうというふうに私自身は思っております。十分な議論がなされていくということが本筋でありますので、そうなるであろうという、そういうふうには考えておるところでありますし、協議会につきましては、原則ということでやっておりますので、この辺はそういったことでやっていくんではないかというふうに思っております。正副連合長会の中での報告もあります。原則公開だとか、あるい

は拙速な日程ありきでやっていくべきではないという御意見は申し上げておるところであります。

上伊那として一番先につくったというのは、いわゆる上伊那地域の高校をどういった高校にしてくのか、どういった高校教育が望ましいのか、この辺を集約しながら申し入れた経過があるわけでありまして。上伊那の高校のあり方、理想的なあり方の意見具申をしたということがきっかけでありますので、議会軽視ではないというふうに私自身は申し上げたところがあります。

したがいまして、これからもオープンな形の中で議論が進んでいく、そして活発な意見が交わされていく、このことは期待しておるところでございます。その都度、正副連合長会の中にも経過報告がありますので、御意見として申し上げていきたいというふうには考えております。

ただ、問題といたしまして、2040年には500人近くの生徒が減るという現実をどう捉えて、どうしていくのかという、こういったこともやはり考えていく必要があるというふうに私は思っておるところであります。もちろん、地域協議会として、どことどこを反映すればいいかというような、そういった部分につきましては大変難しいだろうなというふうに思っておるところでありますので、この辺はそんな捉え方でお願いいたします。

いずれにいたしましても、生徒数が減る、こういった段階におきまして、高校再編というのは私自身は避けて通れない問題だというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 正副連合長会で出したものについて言えば、やはり経済界の意見のみ聞き、どういう働き手が必要かというのが、私自身はメインだというふうに思っております。そういう観点で、またこれからも声を上げていくというか、口出しするんじゃなくて、これから詰めていく作業がするというふうにも言っておりますが、このことが10年先の子供たちにどういった影響を与えるかという点については、本当に子供たちの生きる力や学ぶ喜び、そういうところに本当に力点を置いて、子供たち中心の議論になっているかということが一番疑問だというふうに思いますし、急減期こそ行き届いた教育実現の好機だと提案している団体もあります。そういう点で、もう一度、大きな目で、しっかりとした議論を望むところがあります。

時間がなくなりましたので、4についての環境問題については、通告してありますけれども省かせていただきます。次の機会に回したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 時間がありません。端的に申し上げます。

経済界の意見が色濃く反映されているのではないかという話がありました。今の上伊那地域を考えますと、人口がどんどんどんどん減ってっております。地域の担い手をどうつくっていくか、このことも大切なことでもありますので、そういった中で、経済界の方の声もお聞きしておるということでもあります。いずれにいたしましても、この地域を存続させていかなければならないという強い思いがあるわけでもありますので、それと絡みましての高校、どういった高校にしていくのかという、こういうことでやっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

8 番（三澤 澄子） 終わります。

議 長（丸山 豊） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時59分

議 長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2番、小坂泰夫議員。

2 番（小坂 泰夫） 議席番号2番、小坂泰夫です。

今回の議会におきましては、日本が最近、本当に災害に多く見舞われているということで、多くの議員から、防災、災害に対する質問がされております。私からも、今回一つ、避難所に関する質問をさせていただくんですけど、住民の皆さんに身近に考えてもらいやすいような質問にしたいと思っております。

防災、避難訓練の一環に、避難所運営ゲームを取り入れてという質問で、例えば、防災訓練の一つのコーナーに避難所運営ゲームを取り入れることで、一般の人が、災害時にどんなことが起こり得るのか、具体的に想像しやすくなると思ひ、自主防災活動や、また避難訓練の場所など、紹介コーナーなどをつくったりして、この避難所運営ゲームの活用を促してみたいという質問をいたします。

まず、議場の皆さん、傍聴の皆さんに資料をお配りさせていただいてあります。ちょっとこの資料をごらんください。

大きな写真は、これは私の地元である田畑公民館の平面図を大きく拡大したものです。それで、避難所運営ゲームには、小さく写っております。いっぱい写っております。これ、カードなんですけれども、カード、例えば、かるたのようなものを想像いただければと思ひます。かるたのような大きさで、それを、私の今回の場合は、田畑公民館の平面図にこのゲームができるように縮尺を、田畑公民館を大きく、縦、この図面が、平面図、縦が1メートルほどあります。そういったものに配置したものです。

それで、避難所運営ゲームとは、後ほど行政側からも返答があるかと思ひますけれども、一般住民向けのシミュレーション型訓練ということで、このゲームの目的は避難所で起き得る状況の理解と適切な対応を学ぶということで、その内容は、避難所運営を任された想定のもとで、次々にやってくる避難者の状況や要望を考慮しながら、迅速、適切に対応する術を学ぶ、ゲーム形式の教材というふうにあります。

それで、実際には、地域の皆さん、村の避難訓練等に参加されて、避難者でもあるし、でも自主防災会の役員をやったり、地域の役をやっておられて、避難者でかつ避難所を運営する側にも回り得るといのがこの地域の実情だと思ひます。そんな意味で、このゲームを、ただ避難する側の立場ではなく、避難所を運営する。それで避難所を運営する大変さを避難者としても知ることで、お互いに本当の災害が起きたときのことを想定できる、想像するということが大事ななと思ひます。

避難者カードにつきましては、右側にちょっと拡大して書いてありますけれども、本当の大きさはかるた程度なんですけれども、実際に避難者がお一人当たり、大人ですね、長さ、身の丈の長さが2メートル、そして幅が1.5メートル、実際避難して、この地域で実際に災害が

起きたときに、避難所に何日間避難しているかはわかりませんが、多くの災害、皆さん、報道でも見ておられる災害の避難者が必要とする大きさが2メートル掛ける1.5メートルの場所をとるということで、これ、田畑公民館に私がこれを配置してみましたら、講堂、結構広い講堂なんですけれど、これに通路とかも、避難者は布団を引いて、全部びっちり寝暮らすわけにはいきませんので、通路とかそういうものを配置する必要もあるそうで、講堂に60人ぐらい、また、田畑の公民館は、下のほう、南側に会議室が四つあるんですけど、多分、これ、私が配置したのは六、七人ずつなんですけれど、会議室に仮に10人入れたとして、四つの会議室なので40人、合わせて、田畑公民館に、廊下とかそういうところは使わないとしても、100人入るのがやっとなんじゃないかなというふうに見られます。

そんなあたりで、まず、村では、これ、防災担当から借りて、このゲーム、こうやって私も配置させてもらったんですけど、防災の担当もよくわかっておられることだと思います。まずは、この避難所運営ゲームについて、村側として自主防災活動等にどんどん普及してもらいたいと思いますけれど、村側の見解をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、小坂康夫議員の質問にお答えをいたします。

防災関係の御質問でございます。

避難所運営ゲームを取り入れてはという御質問でございます。

これ、防災訓練での避難所運営ゲームの実施というのは、これは本当に有効かなというふうに思っております。避難所運営ゲームにつきましては、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれの抱えている事情が書かれたカード、避難者カードを、避難所に見立てて平面図にどれだけ適切に配置できるか、また、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを限られた時間内に判断するゲームであります。

今まで、赤十字奉仕団、自主防災会役員、防災関係者、田畑自主防災会役員、大泉自主防災会、役場職員、パートナーシップ南みのわが、防災訓練等で体験をしてきました。避難所の運営を実施する上で、疑似体験ができる訓練ゲームとして適切なものでありますので、今後も自主防災会や防災関係機関への紹介を行い、できることであれば、出前講座などで取り入れていただければと思っております。

今、話がありましたように、多くの住民の皆さんが避難所運営を疑似体験して、避難者の立場としての行動の取り方等についても認識を深めていただくことができるようにしていくこと、このことは大切なことだろうというふうに考えております。

ただ、問題は、防災訓練の一環としてという部分であります。防災訓練につきましては、年1回しか実施しておりません。その中で、さまざまな訓練を実施していかなければなりません。防災組織としてこれをやるということになれば、かなりの体力が必要となってまいりますので、毎年行われております防災訓練の中で一緒にやっていくということは、私はこれちょっと難しいかなというふうに思っております。

したがって、別の機会に実施することを含めて取り入れていければ、これは本当に有効な活動かなというふうに考えております。この辺は、自主防災会へ働きかけはしてまいりますし、自主防災会の意見も聞いてまいりたいなというふうに思っております。これは有効な訓練でありますので、実施することができればいいわけであります。そんな点は、自主防

災害と一緒に考えていきたいというふうに思います。ただ、防災訓練の一環ということではなくて、これはこれとしてやっていく、こうしていかないと、なかなか難しいかなというふうに思っておりますので、その辺の問題提起はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 再質問いたします。

まず、私、今回のこの避難所運営ゲームを多くの住民の皆さん、御家族とか、地域の皆さんで体験してもらいたい。それは、いわゆる災害が起きたときに、助けてくれるのは行政だという、何か、行政任せにする考え方がどうしても最近の報道を見ていても、やっぱり大きな災害になりますと、行政の至らなかったことが何か、やたら報道されるような気がしてならないんですけど、実際に、やっぱり自分の命を守るというのは、避難しろと言われたから避難したんだとか、避難しろと言われなければ自分の命は自分が守らないようでは本当に困ると思うんです。それで、家族や地域が、こういった災害が起こることをまずみずから助ける、互いに助ける、自助、互助の考え方を主に持ってもらいたいと思って質問もいたしております。

それで、大変、災害時には身近なことになると思いますので再質問するんですけど、まず、ちょっと紹介します。

水、食料、いや、そうじゃなくてということなんですけれど、水、食料、何はともあれまずトイレ。これは、うちの議会の総務経済常任委員会で、昨年、東北と新潟に防災関係の視察に行きました。それで、この大風呂敷なんですけれど、新潟県中越大震災教訓格言集ということで、この教訓を常に忘れてほしくないということで、中越メモリアル回廊で売っていたものを買ってきました。これ、大風呂敷で、もっと小さいバンダナぐらいの大きさのものもありまして、私も、自分で、防災に関しては常日ごろ忘れちゃいけないと思って、これ、自宅のトイレの壁に張っているんですけど。

そこで、今言いました、水、食料、何はともあれまずトイレということで、これは実際に災害を受けた新潟県においても、多分どの災害でも起こっている問題だと思うんですけど、それが皆さんに資料をお配りしたイベントカード、アクシデント例ということでちょっと右下に書いてあります。このカードを順番に避難者が避難してきたり、そのほか、いろんなイベント、アクシデントが起こるんですけど、何枚目かやっていきますと、①とありまして、災害対策本部より、「断水のため、トイレを使用禁止にして」という、この避難所ごと、多分、自主防さんが事務室で田畑の対策室を仮につくったとして、そしたら、本部から、今回、大地震で、水道が断水になっちゃっていると、停電も起きたりして、それで、水洗のトイレは使わせないでくれということで、トイレを使用禁止にしてという指示が出ますということです。それで、しばらくたちますと、②とあります。「もうダメ。お願い、トレイを使わせて！」と、こういう要望が避難者から上がってくるということ、どう対応するかはさておきまして、そうしますと、しばらくすると、③として、「皆が使用禁止のはずのトイレを使って、山盛りになってるぞ。どうするんだ」というようなアクシデント、実際に、これ、本当に災害が起きると、こういうことも起こるんじゃないかなと。

それで、村側にお尋ねするんですけど、防災訓練等でもやっておられると思います。仮

設トイレの設置というのが、災害が起きて、避難所を開設するに当たって、もう早急に必要になるだろうということがこれも想像つくと思います。仮設トイレの設置について、村が直接それをするんじゃないかと思うんです。自主防に任せるでも結構なんですけれど、仮設トイレの設置について、村はどのように考えておられるか。そして、さっきも言いましたけれど、例えば、この田畑公民館で、私が配置した避難者、避難可能な人数、大まかに100人なんて言ってしまいましたけれど、防災マップにも各避難所の避難できる人数が書いてあるようですから、とはいっても、村では、各地区、また大きな学校の体育館等入れても、どうあってもその地域に住んでいる皆全てがその避難所に避難できるはずはないと思うんです。そういった点で、避難し切れない現状がある中で、住民にはどんな心構えであってほしいか。これ、通告はしておりませんので、仮設トイレの問題、また避難し切れない問題について、村としてどんなふうと考えておられるか、お答えいただければと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災、実際に災害が起これば、行政任せというふうに、かなり多くなってくるという、このことは御指摘のとおりであるというふうに思います。みずから、家族、地域で、このことが一番大事かなというふうに考えております。行政の不備がかなり指摘されているというのは、災害のたびに目にするところでありますけれども、行政は行政として、できるだけそういうことのないようにしていかなければならない、これは基本だろうというふうに思っております。

田畑の公民館の例が出されました。避難、これは100人程度だというふうに、これは幾ら詰めてもその程度であります。第一次避難という部分、こういうことになろうかなというふうに思いますし、同時に、大規模災害になれば、体育館、村民体育館だとか、あるいは学校の体育館だとか、高校の体育館だとか、そういったところもお願いしていかなければならない、こういうことだろうというふうに考えております。

一番問題は、トイレの問題、今出されました。必要最小限の部分のいろんなものは用意しなければなりませんけれども、トイレ、これは本当に大変だなという部分、それはそのとおりであります。したがって、各地区に簡易トイレは設置してあります。今、簡易トイレでも簡単にできる部分、かなり普及してきております。村でもその説明を受けたこともあるわけであります。そういった普及というのも大事かなというふうに思っております。

それから、一番有効の部分、これは広域的な避難所を含めましてでありますけれども、マンホールトイレ、下水道へ直接流していくという方式が一番いいのかなというふうには村としては考えております。この辺の検討は十分させていただきたいというふうに思っております。

避難し切れないという部分につきましては、どの程度のどういう災害が来るかによってかなり違ってまいります。本村の場合には、地震、このことが一番大きな災害になるというふうに思います。いろんな災害のといえますか、地震の想定もしておりますので、全村民が避難するということはないだろうというふうに考えておるところであります。したがって、大規模な避難所、大芝も含めまして、使えば、何とかなるんじゃないかというふうに思っております。同時に、都会と違いますので、外を有効に利用できます。この辺はその辺の利用というのもしていかなざるを得ないというふうには、災害時でありますので、そう考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 私としても、この避難所運営ゲーム、これ、行政でも多く数を用意してくれているようですので、それもお借りするなりして、地域に普及してもらいたいと思いますし、今は皆さん、携帯、スマホで、アプリで、地震だ、どうするとか、ミニ防災脱出ゲームとか、いろんなアプリがあるようです。ぜひ、住民の皆さんもそういったアプリを御家族でやってみるなどして、本当に災害について身近にいつも感じてもらえるような機会をつくってもらえればと思います。

2 番目の質問に移りたいと思います。

障がいを持つ子供たちがともに育ち、また、障がいを持つ大人たちがともに生きる地域を目指しての質問をしていきたいと思います。

事前通告では、（1）に、大まかな書き方で書いてしまいましたが、この質問、答弁を聞いてくださる皆さんにも、内容をわかりやすくお伝えしたく、少し具体的に区切って質問していきます。担当の教育委員会には、その旨、事前に伝えてありますので、そういう意味で御了承いただければと思います。

まず、（1）の最初の部分です。まず、住民の皆さんのお手元に村報8月号、ともに歩み、ともに生きるという特集の8月号が配られたと思います。内容は、副学籍制度や、それを利用する御家族の紹介がされていて、本当にすばらしい内容だと思います。何がすばしいか、私も20年以上前にこの役場の広報紙の編集を担当しておりましたし、また、現在、障がい者の支援の仕事をしておるところから申し上げますけれど、まず、一番に、副学籍を利用する児童本人と、また御家族が登場してくださったこと、これが一番大きいと思うんです。それで、広報紙の本当に原則と言われているんですけど、広報は、特に行政からの連絡、住民に伝えたいことが多いんですけど、そこに登場人物がいなければ、いろんな内容がもうかたく、建前の表現だけに終わってしまいますということがもうままありがちで、それを今回は、副学籍制度の内容について、具体的にこの児童御本人、御家族が出てくださったことで、読み手にとても伝わりやすくなっていると思います。また、現場の小学校や特別支援学校の児童や親御さんの理解、先生方、そして教育委員会の、よくここまで踏み込んだという表現の勇氣ともいえるような、そういった特集の仕方、そしてまた、広報担当もここまで深く文書化している努力、これらがそろって読み手に伝わりやすい、力強い特集になったというふうに私は思っております。多分、広報紙、長野県内の自治体の広報紙とかも見比べても、今回は本当にすばらしいと評価されるものだとは私は自負できる、この村が自負できるものだと思うんですけど、そこでお聞きします。この特集ができたきっかけ、最初の経緯というか、簡単に教えていただければと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号2番、小坂泰夫議員、村報8月号にかかわる御質問をいただきました。きっかけ、それから経緯についてお答えいたします。

きっかけといいますか、広報でこの特集を組むことができたらいいなという、そういう願いは私自身、3年ほど前から、大体それから持っておりました。と申しますのは、小中学校の入学式、あるいは卒業式で、校長先生、あるいは教育委員会のほうで式辞、あるいは挨拶

等がございます。そのときに、副学籍何名ということをお伝えしていくんですけども、なかなか式場の方が、「うん」とか、あるいは、入学式のとくに張り出すんですけど、入学者名簿を、そのときに副学籍何名という、そういう表示も入れてあったりするんですけど、何だろうという、そういうような雰囲気非常に感じてきて、子供さんはもちろんですけども、地域の方に本当に知っていただきたい、そんな思いを持ってきました。そして、今年度、特集を組むに当たって、総務課の担当をお願いすることができて、発行という、そんなことでございます。

経緯につきましてですが、総務課の担当が非常に精力的な動き、先ほども議員もおっしゃられましたけれども、副学籍を活用している本人、御家族、特別支援学校、この場合には伊那養護学校でございますが、それから小中学校等への取材をもとに、本当に全体構想をしっかり描かれてきているな、そんな経緯がございます。教育委員会、それから事務局のほうも、若干構成にかかわりながらの発行、そんな状況でございます。

議 長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） そこで、副学籍制度の内容、大切さ、今、教育長の言葉にもありましたけれど、ぜひ村の住民の多くの皆さんに知っていただきたいので、もし、村報8月号、御自宅にあらわれましたら、またこの特集にぜひもう一度目を通してほしいと思います。

それで、内容について若干お聞きしたいと思うんですけど、特集の表紙も入れれば7ページ使っておられるんですけど、この6ページ目に、「副学籍制度の主役が子どもたちであるために」という箇所に、この制度を利用したい子供たち、保護者の願いはさまざま、この制度のあり方、一番よい形は一つではない。もう、これが一番いい方法だなんていうことはない。さまざまな形を保護者や子供たちは要望しているということが推しはかれます。

教育長にそこでお尋ねするんですけど、私から、この副学籍制度の利用者が多ければよいという話ではなくて、現状、皆さんにもわかってもらいたいということで、この副学籍制度を利用する児童生徒の割合は現在どの程度でしょうか。また、児童本人、生徒本人、保護者、皆さんの努力、協力、学校現場が心がけている点などを聞かせてください。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） とても大事な御質問をいただきました。副学籍制度でございますが、副学籍校である小中学校、村でいいますと南箕輪小、南部小、南箕輪中学校に整えられます。今年度、13名の児童生徒さんが副学籍を置いています。4月時点ではありますが、うち2名の御家庭が利用をされない、しない、ほかの方は利用を希望されております。利用については、ふだんの交流や学校行事への参加、それから、下駄箱をどうするかとか、教室に机をどうするか等々、一律ではなく、本当に本人、御家庭のニーズに応じた整え方となっております。先ほどおっしゃられた、本当に利用したから云々、したから云々ではないという、本当に私自身も思っているところでございます。

それから、本人、保護者の皆さんの努力、協力、学校現場が心がけていることについてですが、8月4日に、本人、保護者で希望される方、それから、学校職員、教育委員会、私ども等で、副学籍意見交換会を昨年度に引き続き持ちました。そこで出されたお話、意見等をもとにお答えをさせていただければというふうに思います。

本人、それから副学籍校の仲間、双方とも交流を非常に楽しみにしている。伊那養護学校で交流をする場合もあるんですけど、本当に伊那養護学校のお子さんにも心待ちにしている、そ

んな言葉が出されました。

保護者の皆さんの努力、協力に関してですが、実際に、例えば、副学籍校で交流及び共同学習をする場合に、親御さんが送迎をします。御家庭の事情、お仕事等も含めて、その送迎が非常に難しい場合があること、そんな御意見もいただいております。

学校現場が心がけていることとして、大事にしていることとして、大人が考えるよりも子供たちの受け入れがとてもスムーズ、それから、子供が一番わかっている、子供たちの力に任せたい、ごく自然な交流が大事、特別支援学校と違う姿が副学籍校で見られる等の言葉が先ほどの心がけているということと重なっていると私は考えております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） では、（1）の最後として、地域の学校と、この地域で言えば伊那養護学校、特別支援学校、また、ある意味、分かれていることで、南箕輪は伊那養護学校が比較的近いので、余りそのことについて強く感じている方というのが少ないかもしれないんですけど、例えば、辰野町にしても、上伊那は広いものですから、伊那養護学校に通う子も保護者もそれぞれいろんな苦勞があります。そんな中で、特別支援学校に通う児童生徒持つ保護者の生の声、さまざまあろうかとは思いますが、その一部の気持ちを代弁させていただきます。質問いたします。

まず、生の声としまして、地域の学校から離れた養護学校に我が子が通っているということは、残念ながら、同学年、同世代の地域の学校の友達と触れ合う機会を多くを減らしている。地域の学校でできるはずだった友達ができずにいる。また、地元地域の大人たちが、障がいを持つさまざまな子たちの姿を見る機会や場面を減らすことになってしまっています。これは、ひとえに、自分たち親亡き後に、我が子らを地域社会に任せたい、任せなければならないのに、同世代の子と一緒に育っていないのは、彼らの人生を支え、支えられ、支え合う社会から切り離して、結果、彼らが生きにくい社会をつくってしまったのではないのでしょうか。この村報特集でも登場した親御さんが、自分たちがいなくなっても、安心して我が子が生きていける社会になってほしいと書かれており、また、我が子と地域の子の交流を通して、その地域の子たちが将来福祉の仕事につきたいと思ってくれたら、親御さんとしてはうれしいですとも語っておられます。

ここで、要は、地域の学校と特別支援学校が離れているということに対しての私の一つの提案したい考え方があります。南箕輪は、先ほど申し上げましたように伊那養護学校が近いですから、この村にすぐ必要な施策だとは思いませんけれど、一般的に、要は、養護学校が地域からは離れているという点で申し上げますけれど、特別支援学校から離れた地域から通う児童やその親御さんは、離れていることでさまざまな苦勞や不利な点を背負っておられます。でも、今後、少子化が進み、例えば、我が村でもですけど、今はまだ増築、ふやしている最中ですが、我が村でもいずれ空き教室や、上伊那の中でも廃校などの問題も出てきております。そういった空きスペースが多くなる未来もそう遠くないと思われまますので、そういったスペースや場所を活用して、地元地域の学校に特別支援教室だけでなく、特別支援の部門校や分校と言うんでしょうか、そういった地域に養護学校がそれぞれ、養護学校の部門ができるような考え方が必要なんじゃないかなと私としては思っております。

地元の我が清水教育長は、伊那養護学校の校長をされ、また障がい者福祉や支援の保護者、

業界にも信頼の厚い方であります。清水教育長に、ぜひ村の施策としての展望や現状から、すぐ可能、不可能ということではなくて、御自身の考えを語っていただければと思います。お尋ねします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 大きくりに申し上げまして、今後の特別支援教育、特別支援学校の展望かなというふうに、小坂議員の御意見を伺いました。

地域の子供が地域で学ぶ、暮らすという、そのためのシステムをどういうふうに整えていくかということで私自身が問われているかなと受けとめております。

現在の状況でございますが、保育園時代は、もう御存じのように、みんなと一緒に保育生活を、就学の段階で、そのお子さんの教育的ニーズに応じて、特別支援学校に就学し、卒業後、地域、南箕輪村で生活していくお子さんがおられます。大分前は隔離教育とか、あるいは、余り聞かなくなりましたが分離教育、そういうような言葉も私の経験の中では言われたこともございます。先ほど申し上げましたけれども、お子さんの教育的ニーズに応じて、どう教育環境を整えていくか、それが一番大事なかなというふうに私自身は思っております。

地域で学ぶ、暮らすことを願い、例えば、伊那養護学校の場合でございますが、小学部はなものの里分教室ということで、中沢小学校に分教室。それから、中学部の分教室ということで、駒ヶ根東中に友組が開設。そして、上伊那農業高校に中の原分教室ということで、高等部の分教室が開設をしてくれています。また、県内唯一として、須坂支援学校ということで、須坂市が特別支援学校を市立で開いてという、8年目を迎えると思います。そんな経過もございます。

私は、副学籍のお子さんも含めて、小中学生全部で1,498名をお預かりしているという、そういうふうに私自身はうんと思っております。なので、副学籍のお子さんがとか、小中学生が云々、そういうことではなくて、一人一人のお子さんが本当に可能性を最大限伸ばせる、そういう状況づくりをしていく必要があるかなと思っているんですけども。

その中で、例えば、今の副学籍のお子さんの状況をどう見ていくかといったときに、伊那養と近い、近くない、松本の支援学校に通っているお子さんもいますので、特別支援学校という、そういう立ち位置で考えていきたいなと思うんですけども、須坂市のような村立の支援学校ができればすごくいいなということをちょっと考えたこともないことはないんですけども、お子さんの人数の面とか、環境面等々、ハードルの高さもあるかなというふうに思っております。

それから、小坂議員、先ほどおっしゃられた、それぞれの地域で、南箕輪小、あるいはなので、南部小とか、中学校のところで、居住地校のところでそのような教育システムができればすごくいいかなと思いますが、須坂支援とは若干、それは異なる動きかというふうに思います。

財政面も含めて、私自身、うんと私案、私案でございますが思っているのは、今、保育園時代がここに一緒に生活、それから別れて、交流及び共同学習でつながりがあるんですけど、卒業後の地域の中で暮らす。この間をどうするかということで、今の副学籍制度をさらに活用するというので、例えば、この間は南箕輪小学校の運動会、南部小もそうですけれども、伊那養護のお子さんが来て、綱引きに出たりとか、種目に参加しています。運動会というのは、ある程度の練習とか、そのスパン、生活、単元的というか、そういう時間が必要

で、その間を、運動会の練習で、何て言いますか、点的という言い方がいいか、ではなくて、もう少し午前中に一緒に生活しようよ、そういうような副学籍教室みたいなのができたらいいかなというふうには思っております。それは、今、教室にゆとりがないので、教室にゆとりがある状況も必要でしょうし、あるいは、どうサポートしていくか、特別支援学校の自立活動の巡回相談を受ける、あるいは担任の指導を受けながらということで、もしかしたら村の支援員さんがうまくそこにかかわることができないかと、そんなことは、本当、私案でございますが考えているところでございます。

子供たちの本当に、先ほどの可能性を最大限ということで、地域の仲間として暮らしていく、生活していく、学んでいく、そこをまた考えていきたいと思えます。お力、お知恵をいただければと思います。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） ありがとうございます。

それでは、最後に、通告では2番の（2）、障がい者、障がいを持つ大人ですね、がともに生きる地域を目指してほしいということで、私からの提案としましては、例えば、大芝公園内の一部エリアを障がい者支援事業所に管理委託することで、共生社会の一環につながると思う。検討してほしいという質問であります。

先ほど来の質問や御答弁の中にもあったかと思うんですけど、国では、多くの省庁で障がい者雇用の数を水増ししていたことがもう最近問題になっておりますけれど、私は、そのことについてひとえに思うのは、やっぱり今、私たちが大人になってく中でも障がいを持つ人たちとかかわる機会というのが本当に少ないんじゃないかと。それで、これが一般の会社や省庁に、100人のうちの数人なんていう数で障がいを持つ方々が一緒に働くという環境をつくるとか、お互いに、障がいを持つ側も周りにも、お互いのことをやっぱり知らないということが、働ける環境がまだまだつukれない原因をはらんでいるんじゃないかなと思っております。それで、地域の中で障がいを持つ人たちがともに働き、ともに生きている、共生していることを身近に感じられる機会、場面をふやすべきだというふうに思っております。

そこで、大芝高原内で障がいを持つ人たちが働いている姿というのも見られたらということで、例えば、公園林地内の下草刈り、草刈りやセラピーロードの遊歩道、ウッドチップづくり、また、公園内のトイレの清掃、また、公園という法的に縛られたエリアだけでなく、公園の隣接地、公園の外でも結構です、その隣接した林地の整備、障がい者ができる仕事内容はいろいろと考えられると思えます。それら業務を一つの事業所や事業所に関係する利用者に限るのではなくて、複数の事業所の支援者、利用者が大芝の場に施設外就労という形で働きに来るということも可能んじゃないかと。まずは小さなエリアで、可能なことから試し、試行的、試的に、大芝高原を障がい者の働ける場、日常に憩える場とすることで、南箕輪村は大芝高原を拠点に障がい者とともに生きる地域を目指しています。そういったことを掲げてほしいと思えます。村長にお尋ねします。いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 障がい者の雇用の部分であります。

障がい者が自立をした生活を送るために、就労によって経済的な基盤を確立していくということは、これは本当に重要なことでもあります。国の平成25年に障害者優先調達推進法が施行されました。それによりまして、村も、障がい者の就労支援事業所が供給する物品だとか、まきストーブのまきの購入、あるいは働く場の提供といたしましては、毎月の広報の挟み込み作業だとか、啓発物の封入作業等をお願いしております。本年度、新たにこども館の清掃業務を事業所に委託して、働く場の確保、所得向上という、こういう部分につなげられたらということで実施しております。

大芝公園でどうかという御質問であります。

大芝公園につきましては、大勢の皆さんが利用しておりますので、そういった中で障がい者の皆さんの働いている姿を見れば、共生の村づくりにかなりつながってくるのかなという、こういう考え方は持っております。したがって、どういった活動が可能なのか、これ、具体的に御提案いただければありがたいなというふうに思っております。公園内のトイレの清掃や、あるいは草刈りができるのかどうか、いろんな作業がありますので、そういった作業所のほうから、事業所のほうから、こういうことならできますよということがあれば、十分検討していけるんじゃないかなというふうには思っておりますので、その辺につきましては、小坂議員にそのつなぎ役もしていただければありがたいな、村も精力的にやってみますけれども、そんな考え方を持っておりますので、よろしく願いいたします。

区域を区切ってという使用につきましては、これは大変難しい面もあります。大芝公園、ゾーニング設定もしてあります。ほとんどが保安林設定であります。それと同時に、都市公園部分、こういった部分がありますので、その辺は慎重に検討をしていかなければならないというふうに考えておりますが、今言ったような作業的な委託ということであれば、それは可能でありますので、また作業所、事業所等とも話をしていければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 以上で、私の質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これで、2番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまから11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、百瀬輝和議員。

5 番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

ことは、猛暑に加えて、台風、地震と、自然災害が多発しています。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方への御冥福をお祈り申し上げます。一日も早い復旧、復興を願います。起きることが予想されている地震、今後も続く台風シーズン、備えを怠らぬようにしていきたいです。

最初に、多様性を認め、「ここにいるよ」と言える社会に。

多様性が認められる、理解のある学校、社会を目指して、何点か提案していきます。

世の中は、多くの場合、多数は、マジョリティに配慮する偏った面があり、時には平等でない扱いを受けることもあります。現在の社会の制度や学校教育の仕組みが、性的少数者はいないものとしてできているからです。そのことが、その方たちの生活上の困難を抱えることになっています。そこで、LGBT、性的少数者、セクシャルマイノリティの村の取り組みについて伺います。

この問題は、最近、新聞紙上で目にするようになりました。特に、杉田衆議院議員の発言には目を疑いました。日本にはまだこのような考えを持っている人がいるということです。この場所や村にはいないことを信じます。その発言を立教大学名誉教授の浅井春夫さんは、自分らしく生きる権利を一部の人から奪っている殺人的発言とも言えると批判しております。2020年には東京オリンピック、パラリンピックが開催されます。五輪憲章には、性的指向による差別禁止が盛り込まれています。そのために、地方から国を動かす取り組みが大切だと考えます。その進めるための提案をこれからします。

LGBT、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの方は、人口の7.6%で、13人に1人割合になります。最初に言っておきますが、世界で、特に先進7カ国、G7で同性カップルの法的保障が何もない国は日本だけです。

最初に質問は、日常生活における問題として、例えば、役場の申請書類等の性別欄の記入や相談窓口の設置、またトイレの利用についてですが、申請書類の性別欄の必要のないものはやめるか、必要なものは男、女、その他などにできませんかということと、あと、そういうことで悩んでいる方たちの相談窓口の設置、また、男性トイレ、女性トイレ、誰でもトイレということで多目的トイレをそういうふうにはできないかということです。村長、お考えを伺います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

性的少数者の御質問でございます。

性的指向や性自認が他の多くの人と違う、いわゆる性的少数者の方々は、残念ながら全てが社会に受け入れられているとは言えずに、偏見や差別に悩み、苦しんでいるということだというふうに思います。そういった方々の相談窓口をとのことでありますが、村の現在の体制では、常設の相談窓口の設置というのは、これは非常に難しいかなというふうに思っております。村でできることは検討していきたいというふうに考えてはおります。何か月に1回かでありますけれども、人権相談や、あるいはいろんな相談窓口があるわけでありまして、そういった部分など、御案内はしてまいりたいと思っておりますし、同時に、できる検討、できることは検討してまいりたいというふうに思います。

各種申請書の性別の記載の廃止であります。国、県で定められているものを除き、申請書の性別の記載の必要性について、それぞれの担当課で検討し、不用と判断したものについては様式を改正していくことは可能であります。この辺は検討してみる必要はあるのではないかなというふうに思います。法的に定められているもの、これ以外は可能でありますので、その検討はさせていただきたいというふうに思います。

トイレについてであります。役場庁舎や村民センターを初め、多くの公共施設では、身体障がい者用トイレがあります。これは多目的トイレとして使用しておりますので、当面は

LGBTの方にも利用しやすいよう、必要に応じて表示を変えるなどの対応ができるのではないかというふうに思っております。専用のトイレというわけにはまいりませんので、多目的トイレを活用してくということも可能であります。その辺はまた検討しながら、表示等々につきましては変えていく努力はしていきたいなというふうに思っております。

ここにきて、いろんな場面で取り上げられる回数が増えてきております。多くの皆さんにそういったことが認識されていくこと、このことが必要かなというふうに思っているところであります。

議員も、今、質問の中で話がありましたけれども、先進国では日本だけだというような話もありました。したがって、法的な整備というの、これは必要かなというふうに思っております。そういった働きかけもしていく必要があるのではないかなというふうに考えております。議員も与党の一つを占めている政党に属しておりますので、ぜひ与党議員として、そういった働きかけをしていただければというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） よろしく申し上げます。

次に、学校の取り組みを伺います。

学校での課題として言われていることが、服装、いじめ、着がえのときの場所、告知すること、カミングアウトと言いますが、等が言われております。自覚する性別と体の性別が一致しない性同一性障がいに対する理解を深める取り組みです。

LGBTや子供たちのいじめの問題を考える講座が、この間、松本で行われ、当事者として講演したNさんの実体験の話です。性同一性障がいは、心と体の性別が一致せず、苦痛や苦悩が生じている状態で、精神医学上の疾患とされております。Nさんは男性として生きてきましたが、平成23年に改名し、翌年に性別を変更しました。保育園のときに女性を自覚し、他の女の子の体の違いにも気づき、小学校ではいじめられるので男の子のふりをしていましたが、無意識に女の子の言葉やしぐさが出てしまい、からかわれたり、無視されたり、ひとりぼっちで悲しかったと話しています。中学に入ると、暴力的ないじめも受け、自殺を図ったこともあったと。そんなとき、担任の先生が、「おまえ、いじめられているだろう」と声をかけてくれ、その担任に支えられ、ひとりぼっちじゃないとわかり、生きられたと。それまでは、両親も含め、誰もわかってくれないと思っていたと。平成15年、条件が満たせば、戸籍、性別を変更できる法律ができ、自分以外にも苦労している人がいることを初めて知ったと。その後、改名、性別変更し、今もホルモン療法を受けているそうです。同性愛や性同一性障がいであることを、告知、カミングアウトはとても勇気が要ることで、言われた人は信用されているということを思って、ああ、そうなんだねと、まずは受けとめてとっております。

少し次元は違いますが、教育の観点から見ると、お茶の水女子大学では、戸籍上は男性で、性自認が女性、トランスジェンダーの学生を2020年度から受け入れると表明しました。室伏きみ子学長は、多様な性、学生は好意的に受け入れているというお話です。

特に教員、子供たちの小中学校での教育が重要と考えますが、教育長のお考えを伺います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号5番、百瀬輝和議員、小中学校におけるLGBT教育の

充実をについてお答えします。

まず、現状でございますが、南箕輪小学校では、平成28年度の職員研修、人権教育の一環でございますが、その中で、先ほどお名前、Nさんということでお話がありましたが、当事者のNさんを講師に学びを深める機会を持ってきております。南部小学校では、LGBT教育について、まずは職員が研修を行う必要があると考えております。

また、中学校では、28年度、先ほど南箕輪小学校と同じく、性的マイノリティの方、Nさんの講演を、これは生徒、全校生徒、それから全職員で聞く機会を設けてきております。

小中学校で共通しているというふうに私は考えているんですが、今まで実践を重ねてきている性教育を通して、体や心の変化、男女の違い、男女の相互理解等々を学んできています。の学び、そして、性に対する理解を深めることにより、お互いを大切にしようことが、性的マイノリティ教育の第一歩と考えているところでございます。

今後、LGBT教育の充実に向け、今申し上げた性教育等々の充実をふまえるとともに、LGBT教育が大切な人権課題というふうに認識しております。性教育や人権教育の今までの確かな実践を踏まえてのアプローチ、それから、子供たちの発達段階に応じたの指導内容の一つとして考えていく必要があるかな。まず、今申し上げた、あるいは学校の願いでもありますけれども、先生方、職員研修をまずしっかり行っていく必要があると思います。そして、カリキュラムの中に位置づけていく必要、これを大事に考えております。

LGBTに限らず、先ほどのいじめ等々、お言葉がありましたけれども、議員が大事にされている、本当に理解ある学校、社会というものに向けて、多様な価値を認めること、私は多様性を認め合うという言葉をよく使いますが、それがうんと大事な、子供たちの教育において、そこを大事にしながら、住みよい社会にしていく、それをみんなで願うところでございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に、我々も含めて子供たち、特に子供たちは人生経験も少ないということがありますので、社会が本当に忙しくなって、いろいろな場面で多様化する社会になってきていますので、本当に悩んでいる子がいれば、そこに手を差し伸べるという教育体制をつくっていただきたいと思います。

次に、全国各自治体に広がりつつある同性パートナーシップ制度の取り組みについて伺います。

この制度は、同性パートナーの社会的保障を進めるため、大変重要な取り組みと考えます。家族でないから住宅の申し込みを断られる。手術の同意などができなく、病室にも入れていただけないという例があります。

この制度を、2015年に東京都渋谷区と世田谷区で最初に導入して、今、全国に広がりを見せております。ことしの8月の時点ですが、導入済みが9自治体、導入予定が3自治体、導入検討が8自治体です。自治体によって方法は違いがありますが、多くが、申請書と必要書類を提出して、カップルが宣誓書に署名をし、自治体が受領証などを発行する仕組みです。これ、法的な拘束力はなく、税制の優遇措置や遺産の相続権はありません。それでもこの制度を望む声があるのは、自治体が公認する意味が大きいということです。

渋谷区の調査によれば、証明書をパートナーが手術を受ける際に病院に提示した人や、生

命保険会社に示して、受取人を変えてもらった人がいたそうです。世田谷区の区長は、「国は、これまで、同性を愛することに正当性を与えてこなかった。自治体が公認すれば、同性カップルの土台が変わる」と話しています。

このことを村長、進めていきませんか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 同性パートナーシップ制度の御質問であります。

議員御指摘のように、渋谷区を初めとして、ごくわずかでありますけれども、全国の自治体で導入されたり、あるいは導入の検討が進んでおるといことはそのとおりでございます。

この制度につきましては、性的少数者の人権を尊重することを目的に制定されており、性的少数者への公的支援を推し進めるもので、官民のサービスの適用が広がる、また、性的少数者が社会的な承認を受けるとい効力は期待できる、こういったことが言われております。実際、そういった事例もあるようでありますので、しかしながら、このパートナーシップ制度につきましては、法的効果はほとんどがないという状況であります。税の配偶者控除だとか、社会保険における扶養の適用だとか、今後解決していかなければならない課題が多くあるのは現状であります。したがって、先ほども申し上げましたように、国全体として考えていただければなという思いは強いところでございます。

村として進めていきませんかという御提言でございます。県内の他の市町村の動向を見ながら検討はさせていただくということで、本村、進んでという、こういう今現状、まだこの質問をいただいたところでございますので、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） もう少し進んだ答弁をいただけたらと思ったんですが。

民間でも、同性カップルを認める動きが今出ております。婚姻関係と同様の割引、サービスの実施や、社員の家族手当を婚姻と同じにした企業もふえているそうです。民間企業がサービスの対象を拡大したのは、これを取り入れる自治体の動きが影響していると言われております。それでも、国が認めなければ、村長が今言ったように、越えられない壁があります。先ほどの先進7カ国、G7で、日本以外の6カ国は、同性婚やパートナーシップを国として制度化しております。これらの認めた国のほとんどの国が、地方の自治体で公認制度が始まって、全国に広がり、最終的に国が認めたという例が多いそうです。早稲田大学の棚村教授は述べております。また、棚村教授は、首長、村長が理解し、応援すれば、企業に波及し、やがて国を動かす。段階を踏んで、理解を求めていくことが必要だと話しております。少数の方々の権利なのです。

南箕輪もこの一步を踏み出して、流れをつくっていきませんか。村長、いかがでしょう、そのこと。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） そういった人たちがいるということでありますので、前向きに捉えていきたいなというふうには思っております。これは、多くの自治体でそういう動向になれば理想でありますので、その辺につきましても、また他の自治体の動向というのも気になる

るところでありますので、その辺は他の自治体の動向ばかり言ってはいけませんけれども、まず今、百瀬議員の質問がありましたように、首長が理解すればという部分がありましたので、私も、少し、ちょっと勉強させていただきたいというふうに思います。前向きに捉えてはまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 前向きに、しっかりと捉えていただいて、お願いしたいと思いません。

この件、なぜ、今回、私が一般質問に取り上げたかということ、前々から相談を受けたり、私、研修会に出たりしております。そうした中で、きょうの新聞にも出てましたが、お隣の自治体とか、長野県下の自治体に、各請願がこういう方たちから出されております。各地域の自治体が国を動かしていかなきゃいけないということで、各議会が取り組んでいるところだと思います。今回は、私は、一般質問という形で、今回、これを取り上げさせていただいたんですけれども、一般質問も、村長からすぐ答えを聞けるというか、答弁をいただけるということで、南箕輪から変えていきたいという思いがありまして、こういう質問をさせていただきました。一步一步、こういう方たちのいる場所、ここにいるよと、本当に手を挙げて言える社会づくり、また、学校の教育環境をつくっていただきたいと思えます。

次に、災害について、先ほども、他議員から災害についてのお話がありました。そこで、私も災害について、共同で災害に強い村づくりについてということで伺いたいと思えます。

私が議員になって、8年ぐらい前ですね、になって最初にこの場で質問させていただき、村で導入を決めた被災者支援システムがあります。これ、過去の震災の経験を生かした、行政にとっても、住民にとっても、助かるシステムです。担当者が変わったりで、なかなか実践で利用するまで準備ができていませんでしたが、現在の進捗状況についてお伺いします。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 被災者支援システムのその後についての質問であります。

昨年、バージョン7.0へバージョンアップいたしまして、作業を終了しております。情報担当職員によりまして、基本のシステムのデータベースとなる住民基本台帳情報を定期的に更新し、運用をしているところであります。

また、先日の防災訓練では、職員向けに被災者支援システムを使いまして、各担当者による具体的な対応事務と各種被災者情報の入力作業についての講習会を行ったところであります。災害時において直ちに対応しなければならないシステムでありますので、このことは定期的に講習会を実施していく必要があるというふうに考えております。初めてといたしますか、この防災訓練の一環として講習会を実施いたしました。これから定期的に講習会を実施しながら災害に備えていく、このことは必要でありますので、そのようにしてまいりたいというふうに思っております。

現在は、役場庁内のみの運用であります。今後は避難所との連携についても研究を進めていかなければならないというふうに考えております。

職員につきましては、日常の自分の職務を推進していかなければなりません。本村の場合には、決して職員数が多いと言えない状況であります。そういった中で、日々の業務量もふえてきておりますけれども、防災という観点から捉えると、これは必要なことでもあります。

で、時間を見ながら、定期的を実施していく、そんなことはやってまいりたいと、機会をつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

システムはできたけれども、運用ができないということでは、これはただつくただけでありますので、実際に運用ができるようにしていく、このことが必要でありますので、この問題につきましては前までに進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） しっかりとお願いします。導入されて、なかなか、これ、立ち上がらなくてきて、ようやく使えるようになったかなというお話で、担当課からはお話を伺いました。防災訓練等で実践的に使うとか、また、それをしっかりと、先ほどの議員も申しておりましたが、避難所の運営にしっかりと使えるというような形で、実践的に活用していただきたいと思えます。

次に、1年前にこれも質問させていただきました。担当者の働きかけで、ことしは実施ができたという話を伺いました。村の直轄地域、神子柴の17A B、18、19組の防災訓練の状況について伺いたいと思えます。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村直轄地域の防災訓練の御質問でございます。

これも百瀬議員から以前に御質問をいただいておりますのでございます。

昨年までにつきましては、防災訓練の参加につきましては、直轄地域の各区にお任せをしていたというのが実態であります。具体的な働きかけというのは行っておりませんでした。しかしながら、直轄地域の皆さんにも参加していただく、このことは重要だろうということで、今年度は取り組みを少し強めさせていただきました。このことから、神子柴自主防災会と協力いたしまして、村直轄地域の皆さんの防災訓練の参加を実施したところでございます。地区相談員と総務課で直轄地域の各組長さんと打ち合わせを行いながら、訓練の内容、有事の際の避難所開設等を説明し、神子柴西部地区の集会所での防災訓練に6世帯8名の皆さんに参加をいただいたところでございます。これは初めてのことでありますので、一歩前進したかなというふうに考えております。したがって、今後も継続しながら防災訓練が実施できるよう、地区の皆さんと連携して取り組んでまいりますのでよろしく願いいたします。

無論、この村の直轄区域の防災訓練への参加というのは当然のことであるので、今申し上げましたように継続してやってまいります。と同時に、区や組の未加入者への参加、これをどう働きかけたらいいのかという、大変難しい問題も残っております。自主防災組織によりましては、この未加入者含めて、全住民を対象にして、いろんな班分けをしているところもありますので、そういったことも参考にしながら、また村でも強化をしていききたいというふうに思っております。未加入の方がより大勢防災訓練に参加していただければ、より効果的な防災訓練になるのではないかと考えております。粘り強く、これはやっていかなければならないと思っておりますので、対応してまいります。そういったことが地域の連帯、連携につながってまいりますので、この防災だけではなくて、地域福祉だとか、いろんな場面につながってまいりますので、難しさはありますけれども、先ほども申し上げましたが、粘り強く対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に一歩前進だったかなと思います。この直轄地域の方たちが、例えば、災害がいつ起こるかわからない、災害に遭ったときに、じゃあ、どこへ逃げればいいのか、どうすればいいかというのがわからない。お話しさせていただいてもわからない方たちが多かったわけで、本当にこの担当者の方にはすごく御苦労されて、今回、参加された方が出たということは、一歩前進したということで、すごく私は評価したいと思います。

また、未加入者の問題については、これ、後にも言いますので、そこで少し触れたいと思います。

地域の防災を考える出発点は、自分が暮らす地域で起こり得る災害の可能性を主体的に理解することと言われております。ハザードマップ、先ほどの議員からも質問がありましたが、防災マップというのが全戸に配られております。行政情報を単に確認するだけでなく、命を守る避難行動に結びつけられるかどうか重要です。自分の住んでいる地域の防災計画、自分の災害に遭ったときのタイムラインなどの作成や防災教育の充実等により、住民同士の共助を強めていくことが求められております。

そこで、今回、このハザードマップに加えて、この防災手帳、これ、ちょっとインターネットからコピーしたんで、こんなふうになっていますが、防災手帳、これも自分で、自分の地域の危険場所を書けたり、持ち出すものをチェックできたり、災害が起きて、発災時からタイムラインで自分がどういう行動をとるかというのが書けるようになっております。こういう防災手帳をセットで配付するというお考えを持ちませんかということと、あとは、子供たちの防災意識を高める取り組みとして、小学校向けの防災手帳をつくりませんかということです。これは、愛知県の尾張旭市でことしの4月、つくって、配ったそうですが、1年から3年用と4年から6年用という2種類をつくられたそうです。自然災害の種類によって、正しい判断や行動、命を守るというふうに書かれております。行動することがイラストやクイズを使って説明しているのと、楽しく学べるよう工夫をされております。また、家族と話し合っけて記入をする部分もあり、防災意識の向上にもつながります。また、学校での避難訓練での事前学習にも利用できると思います。

この一般向けの防災手帳と子供向けの防災手帳、これ、つくって取り組んでいきませんか。村長、教育長、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 私のほうから、一般向けの防災手帳の対応にして答弁をさせていただきます。

今、議員御指摘のとおり、防災手帳につきましては、先進地事例等を見ますと、さまざまなタイプがあります。地震や台風や洪水に役立つ防災のノウハウや、災害時の備えをまとめた手帳型のもの、あるいは、村の防災マップに掲載している事柄以上の多岐にわたっての情報が掲載されておるといような、そんな手帳もあるところでございます。

村では、先ほども申し上げましたけれども、今年度中に新たな、更新した防災マップを再度、全戸に配付を予定しております。より見やすく、より内容を充実させてということで考えております。住民の皆さんには、まずはこの防災マップの存在と、マップを活用して役立てていただくことを周知していきたいというふうに考えております。

したがいまして、この防災手帳の作成につきましては、それにかわるものや防災情報をホームページに掲載するなどはしていきたいと。と同時に、先進地事例をもう少し参考にしながら研究をしていきたいと思っております。まず、ことしは防災マップを全戸に配付しなければいけない、そんな作業をしていかなければなりませんので、そんな点は御理解をいただきたいなというふうに思います。その上に立ちまして、先進地事例を参考に研究はさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 続いて、清水教育長。

教育長（清水 閣成） 防災手帳ということで、紹介していただいてありがとうございます。

小学生向けということでございます。1から3年、4年から6年という、低高で分けてありますが、非常に参考になるなと思っております。

御指摘のとおり、いざというときの行動など、防災教育として、また、各御家庭で話し合いのきっかけとか、防災意識の向上につながると感じております。ことしは、何度もお話が出ていますが、西日本の豪雨災害、台風、また、大阪や北海道の地震、自然災害が頻発し、子供たちも被災しております。自然災害は本当にいつ襲ってくるかわからない状況でございます。

村内の小学校では、定期的に災害に備えて、避難訓練、あるいは引き渡し訓練等を実施しておりますが、その中で、避難経路、避難方法を学んできています。自分の命を自分で守るという、そこが一番大事だと思いますが、その能力、態度を育てること。さらには、自分で判断し、避難できる力を育てていくことに取り組んできております。子供たちを災害からどのように守っていくのか、また、子供たちが自分の命を守るために何が必要かを、学校等の関係者と考えていく中で、防災手帳の作成、それから活用等について、検討課題としていきたいなと思っております。

本当に、先ほどお話ししましたが、例えば、避難訓練の前の事前学習のところでの手帳を活用するとか、いろんな具体例が私自身の中に浮かんでおりますが、検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に、これ、住民の意識を高めるために必要だと思います。決して、この村でつくっている防災マップ、私は、これ、すぐれものだと思います。ただ、悲しいかな、この間の防災訓練でも、持ち出しかばんの中にこれを入れて持ってきた人を私は見ていないんですね。いないですよ。これが、ええ、そんなの配られたのという意識でしかないということなんですね、住民の方たちには。本当に、これ、書く欄もあったり、いろいろ書かれているんですが、少し、やはりこの大きさだと、持ちにくいのかなというイメージもあったりしております。一つしっかりと、こういう、個人、個人が持つ手帳というの必要なんじゃないかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、済みません、次に行きます。

地震、台風、豪雨と、大規模災害が相次ぐ近年、何もかも行政任せにしないで、地域で支え合っていこうという意識が私は非常に大切だと考えます。いざというときの避難行動の判断は難しいのですが、一緒に逃げようと言ってくれる隣の人、隣人がいることが大事だと

われております。地域の防災への取り組みと、自助、自分で命を守る、共助、ともに守っていく、それと、最終的には公助、行政が守るということ、それプラス互助ということだと思います。それを明確に周知の取り組みが大切だと考えます。

避難所運営について伺いますが、これ、1年前にも質問しております。学校関係の避難所計画の策定の進捗状況と、あと、村では避難所を26カ所指定しておりますが、広域避難所として8カ所指定されております。その広域の避難所についてなんです、運営マニュアルがあるか、ないか。これ、必要だと考えますけれども、その点について伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。
村長（唐木 一直） 運営マニュアルが必要かどうかということになれば、それは必要であります。これからつくっていく必要があるというふうに思っております。

この広域避難所につきましては、主に教育関係の施設が広域避難所となっておりますので、学校とのすみ分けというのにも必要であります。そんなことはやっていかなければならないというふうに考えております。

村の避難所の部分につきましては、現在27施設あります。地区公民館が14であります。広域避難所としては村の公民館や村の体育館、屋内運動場、外部施設としては上農高校や信大の学校等々、広域避難所としてお願いしておるところであります。

災害につきましては、前々から申し上げておりますけれども、まずは命を守る行動をとっていただきたい。これは本当にお願ひしておりますけれども、なかなかそういった実態が伴わないという部分もあるわけでありまして。特に本村の場合は、平成18年の豪雨災害で、下段地区の皆さん全部、避難指示を出しました。1件、1件、ローラー作戦もしながらお願いしましたがけれども、それでもなおかつ避難をしていただけなかった方もいるわけでありまして。この辺をどう意識づけていくかというのが一番課題かなというふうに思っております。

ただ、最近では、本当に災害が多くなってきておまして、住民の意識というのも当時からかなり変わってきておるなという、そんな感じも持っておりますので、その辺はそんな対応もさせていただきたいというふうに思いますし、今回の台風21号につきましても、久保地区や田畑地区におきましては、自主避難所として開設をしていただきました。これは村の指示ということではなくて、地区で独自に開設をしていただいたということで、本当にありがたかったなというふうに思います。こういった防災意識の向上というのが必要でありますので、今後はそんな努力はしてまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 緊急時の避難所運営、広域避難所としての学校としての進捗状況ということでございます。

村内の小中学校におきましては、緊急時対応マニュアルを作成してきておりますが、御質問にありました小中学校における避難所の計画は現在のところ具体化しておりません。先ほどの村長の答弁とも重なりますが、今後、村とのすり合わせ、関係機関との連絡とか連携、それから調整を持ちながら、避難所運営にかかわるマニュアル的なものを作成を進めていく必要があると思っております。

学校側の意識も、3校とも非常に高まっております、例えば、南部小学校では、学校が

避難所として開設するよう村からの指示を受けた場合を想定してということで、施設管理者が指示を受け、開設。それから、村職員の指示により、自主防災組織と地域の団体等を中心とした自主的運営に努める。それから、管理運営面としても、避難者の収容記録簿の作成、避難者カードの配付等々、それから、食料、生活必需品の請求と配付、プライバシーの保護等々の構想を持っておりますので、今後、先ほどと重なりますが、村の計画と重ねて、幾つかの状況がいろいろ想定されるので、どこまでといったこともあるわけですが、具体的に対応できるようにしていくということが肝要というふうに考えております。フェーズの1から4とか、いろんな指示がというか、例が出されていますので、それを参考にしながらということで、学校再開に向けて等も視野に入れながらということでございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 広域の避難所については、小中学校も含めて、上農高校だとか、信州大学だとかいうところが指定されていると思います。信州大学については、先ほど言った直轄地域の方たちが恐らく避難していくのかなという思いもあります。学校施設については、やはり勉強をするスペース、あと、いろいろな考えがあると思いますので、そういうところですり合わせをしっかりと、早目の計画策定をお願いしたいと思います。

台風21号のときもそうでしたが、村長、先ほど言いましたが、避難所を早目に開設したところがありました。これは、非常にこの地域の防災意識が高くて、9月の村報でも、早い避難をということで書かれているんですが、本当にその考えがこれからうんと重要になってくると思うんです。高齢化が進む中、独居世帯、ひとり暮らしの世帯がふえてくると思います。総合防災訓練は9月に行われ、役員の変更は4月にかわるんですね。そこで、防災訓練する前は、余りわかっていない地域の役員さんたちが多く見受けられるのかなと思います。そういう防災について、特に、各地域での引き継ぎも含めた年度初めの役員等の関係団体との打ち合わせが私は大切だと考えます。

それと、また、新聞紙上でも、この間、書かれていましたけれど、国際基準、スフィア基準があります。避難後に亡くなる災害関連死を防ぐための避難所の質の改善の取り組みも必要だと考えますけれども、村長、この点、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地区防災会の役員のことでありますけれども、村としては、継続して何年かお願いしたいという、そういうお願いはしてきておりますけれども、1年交代という地区もあるわけでありまして。地区によっては2年ぐらいの地区が多くなってきておるのかなというふうに思っております。そういう中で、早目にということであります。この辺はまた、これから自主防災会の連絡協議会もつくってありますので、意見を聞いてみたいというふうに思っております。

同時に、避難所の質を上げていくという点でありますけれども、確かに、そうしていかなくてはならないだろうというふうには思っておりますけれども、これは本当に段階を踏んでやっていかないと、一気にというわけにはまいりません。行政、やるべきことが数多くありまして、なかなか手が回らないというのが実態であります。特に本村の場合には、先ほども申し上げましたけれども、職員数の問題もありまして、なかなか手が回っていない部分というのがまだ数多くあるわけでありまして。この辺については、総合的にいろんなことを勘案しながら、質を高めていく努力はしてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 私も、台風とか豪雨のときに相談されて、避難したほうがいいかなっていう、高齢者の方からお電話をいただいたりして、じゃあ、荷物をまとめて、すぐ避難できるようにしといてくださいってお話をさせていただいて、その後に、地域のコミュニティセンターが避難所になっていますので、区長さんのほうにお願いして、避難所の開設をお願いしてみたらどうですかというお話をしたことがあります。それは、9月の防災訓練の前だったんですが、そのときに区長さんからその方に言われたのが、それは役場に言ってくれっていうふうに返されたということで、また電話をいただいたんですが、そんな状況がやっぱり見受けられます。各役員さんたちの温度差にもよるんでしょうけれど、防災意識の。ですから、さっき言ったように、高齢化が進んで、ひとり世帯がふえてくる中では、やはり早目の避難というのが自分の命を守っていくということにつながっていきます。避難した後も、その環境でその方たちが苦勞することがないような形をしっかりと、これは行政がしっかり考えていかなきゃいけないことだと思いますので、言っておきます。地域でやることは地域でやるということが私は基本だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、「わが友に贈る」からです。なにげない一言が人を傷つけもすれば心に光をともしすことも。ゆえに言葉を大切に。一人の気持ちを大切に。

これで質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、加藤泰久議員。

1 番（加藤 泰久） 議席番号1番、加藤泰久です。

通告どおり、3件について質問をいたします。

きょうは、お忙しい中、区長会の皆様、傍聴に来ていただきましてまことにありがとうございます。地域の区政に携わっている区長の皆さんが大勢お見えでございますので、大変緊張しておりますが、燃えて熱く質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

寺田寅彦が、天災は忘れたころにやってくるという格言がございますが、昨今では、1日置きに天災が来るという感じでございます。西日本の豪雨災害、一日おいて、北海道地震と続き、いつ、どこで、何が起こるか分からない日本列島であります。亡くなった方々の御冥福をお祈りするとともに、被災した皆様の一日も早い復旧と復興を願うところであります。

それでは質問に入りまして、大型事業について質問をいたします。

29年度、30年度には、道の駅化に伴う大芝高原味工房と管理棟、大芝屋内運動場の改修工事、村体育館改修工事、村公民館の耐震工事や人口増による保育・教育設備においては、南原保育園増築工事、南部小学校教室棟増築工事、南箕輪小学校改築工事、南箕輪中学校改修工事、こども館建設工事等々の大型のハード事業があり、また、ことしの夏の猛暑があり、エアコン設置計画という想定外の事業が加わった。

そうした中で、計画した保育園、学校施設等の大型事業には、今年度末までに完成の見通

しがついたかどうか、質問をいたします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の質問にお答えを申し上げます。

保育園、学校施設の大型事業、めどがついたかという御質問であります。

今、議員御指摘のとおり、このところ大型事業が続いておるところでございます。これはやむを得ずという、こんな面もあるところでございます。

まず、保育園でありますけれども、平成29年度に南原保育園の増築工事を実施いたしました。これにより、本当に大型と言える事業につきましては、ほぼめどがついたというふうに考えております。ただ、保育園関係につきましては、これから修繕事業等々も残っておりますので、これからはそんなことが中心となってくるのではないかなというふうに思っております。今年度、南部保育園で、大型という事業ではありませんけれども改修工事が行われます。この工事につきましては、老朽化による屋根と外壁の塗装の塗りかえ。さらには、平成28年に行った保育園の建築物の調査業務で、防火上必要な間仕切りを設置するというような指摘がありましたので、今、実施しておるところでございます。この事業につきましては、年度末までに完了ということになってまいります。

学校につきましては、今、南部小学校、4教室分増築をしております。2億円弱というような費用で行っております。これが完了いたしますと、全て、南部小学校、学年2クラス対応ができてまいります。したがって、生徒数がかなりふえても、対応が将来にわたってできていくという、こういう状況になったところでございます。1学級は35人です。1学年70人までは受けられるということでもあります。420人までは可能という状況となっております。ただ、南部小学校につきましては、児童数がふえておりますので、給食室がどうなのかなという心配はしておるところでございます。

それから、南箕輪小学校につきましては、これからは生徒数が減ってまいります。そんな状況でありますので、教室等につきましては十分足りておるといった状況が生まれてきたところでございます。

中学校につきましては、これから、南部小学校がふえてくると同時に、中学校の生徒数もふえてまいります。3年後が約70人ぐらいふえるといった見込みを立てておるところでありますけれども、これにつきましても、現状の中で何とかやっていけるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

また、中学校につきましては、日影規制の問題、これ、前に議会でも御説明申し上げましたけれども、この問題があります。家も移転をせざるを得ないのかな。それと同時に、中学校の北側の道路の部分、どう改修していくのか。日影規制に伴ってということでもあります。墓地の移転もしなければならないという。そうしていかないと、これから中学校の建物が建たらないという状況になっておりますので、この辺は解決をしていかなければならない状況となっております。

さらには、学校給食センターでございます。これは、今年度、どういったことがいいのかということで、予算を計上しながら、調査をするということになっております。この結果を見ながら考えていければというふうに思っておるところでございます。

したがって、今まで、いろんな事業をやってまいりましたので、保育園、学校につき

ましては、学校給食センターがどうなるかによって大型事業の部分が変わってまいりますけれども、ほぼ一定のめどがついたということで申し上げておきたいというふうに思っております。一定のめどということで御理解をいただきたいというふうにお願いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 計画された大型事業が計画どおりに完成に向かっているということで、一安心したところでございますが、残す課題は給食センターということであります。

大型事業が執行される中で、今定例会で29年度の決算報告がなされますが、税収でも個人村民税、法人税、固定資産税も順調な伸びであり、財政報告において、財政健全化率を示す実質公債費比率5.7%、財政力指数が0.59%となり、上伊那市町村の財政状況においても、本村はトップクラスであると、このように報じられておりますが、これらも手がたい財政運営と交付税の有効利用によるものであり、健全財政の維持を高く評価するものであります。

そこで、次に移りまして、村長在任中に計画を予定している大型事業は何かということで質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 在任中の大型事業の質問でございます。

私の4期目も1年と5カ月が過ぎまして、あと2年7カ月ということになってまいりました。この間で実施していかなければならない事業の中で、比較的大型と言われる事業でございますし、また、加藤議員が先ほど質問として述べられた中で、夏の猛暑、どう対応していくのかという、新たな課題も出てきたところでございます。

したがって、施設関係といたしましては、保育園や小中学校のエアコンの設置、これは早急にしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。おかげさまで、保育園につきましては計画的に整備を進めてまいりましたので、あと残りの25%、2,000万円強ぐらいでできるんじゃないかということでありますので、これは来年の夏までに設置をさせていただくということでお願いをしております。小中学校につきましては、これは補助絡みの部分がかなり大きく左右してまいります。今、国の考え方、いろんな閣僚の発言を聞いていますと、この辺は十分配慮されるのかなという期待感はありますけれども、この補助状況によりましてでございますが、早期に小中学校も完備をしていかなければならないということで、小中学校を合わせますと、2億5,000万円ぐらいの予算が必要となってくるという状況でございます。

それから、小学校のICT整備、これは教育の流れとして、国の方針でもありますので、これも設置をしていかなければならないという状況であります。ICTにつきましては、計画的に、年度が決まっておりますので、それまでに整備をしております。

今申し上げました学校給食センターへの対応であります。これは、本年度、調査の結果が出ますので、どう対応していくのかということを十分検討して、最善の方法でやっていきたいというふうに思っております。

それから、最後に残ったのが郷土館であります。これ、全く手がついておりません。耐震化、耐震性、ゼロであります。本村の公共施設の中で一番危険のある建物であります。この郷土館の新設をどうしていくのかという課題が残るわけでありましてけれども、私自身は、任

期中に手がつけられればと思っておりますけれども、この辺も財政状況を見きわめていかないと何とも言えない状況であります。今申し上げましたとおり、エアコンの設置という新たな対応が出てまいりましたので、そういったことを優先してやっていきたい。郷土館につきましては、先送りをしてもやむを得ないというふうに思っておるところでございます。

あとは、道路のインフラ関係、若干残ってまいります。ことしから手をつけ始めております村道3008号線の道路改良、これも予算もかなり要するところでありまして、社会資本整備交付金の中でやっていきたいというふうに考えております。これは、企業関係との絡みもありますので、どうしても完成をさせていきたいというふうに思っております。そんなところが残されているのかなというふうに思っておるところでございます。

しかし、これからは、公共事業というのはかなり老朽化している部分がありますので、維持補修や修繕関係、かなりこれは予算が要るのかなというふうに思っております。そんな状況があるところでございます。

学校給食センターの問題でありますけれども、これから検討というか、調査の結果を見てということにしておりますけれども、現在では、児童生徒、教職員合わせまして1,400食余りをつくっております。既に対応能力の限界に近づいてきておるといのが実態であります。ただ、これも、今いろんな試算をしておりますけれども、本年度の給食数が最高ではないかというふうに思っております。これは、南箕輪小学校の人数が減ってくるという、減少してくるという関係で、もう一回ピークがありますけれども、ほぼ今年度並みということでありますので、創意工夫すれば、何とか対応ができていくのかな。その中で問題は、やはりアレルギー食が非常にふえてきておりますので、この対応を考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

今申し上げましたような施設が中心となってまいりますけれども、公共施設の老朽化が進んできておりますので、そのほうにこれからはシフトしていかざるを得ないような状況が続いてくるんじゃないかなというふうに思います。いずれにいたしましても、健全財政を維持しながらというのが大前提となっておりますので、財政状況を見きわめてやっていければというふうに思います。

この財政状況につきましても、今年度、初めて将来負担比率というのが顔を出しました。今まではゼロだったのが、17%になってきたということであります。これは、こども館の建設等々に多額な費用を要したということ、そんなことも影響しております。これも、いわゆる人口増に伴う施設改修を伴っておりますので、やむを得ないというふうに思っておるところでございます。

その中でも、今議会の中で、平成30年度予算、基金対応で予算を組んでいたところでありまして、財政調整基金、学校改築基金、これをゼロにできたという。さらに、平成29年度の余剰金で、学校改築基金に1億円を積み増しができたということ、合わせまして1億9,000万の改善ができたのかなと思っております。これは、来年度の予算編成の中で本当に助かったなというふうに思っておるところでございます。

本当にありがたいことに、人口がふえ、あるいは景気が回復してということで、加藤議員の話の中にありましたように、税収もふえてきております。交付税も、本来ならもっと減るところが、ほとんど減少率が低くなっておるとい、こういう状況で推移をしておるところであります。税収も、平成30年度は22億円を超すのではないかと予想をしておりますの

で、そういったことにも助けられながら、健全財政をまた維持しながら、いろんな事業を考えてまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの答弁をいただきまして、ここへ来て、エアコン設置問題、ICTの問題等ある中で、これらの事業も国の補助の関係で順序がいろいろあるかと思いますが、ただいまの中でも、今、答弁の中にもありましたけれども、この事業の優先順位というようなことで、国の補助との関係等を見た中で、順位をつけるとするならばどんなふうであるか、その辺を答弁いただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 優先順位ということでございます。全て必要な事業でありますけれども、そうはいつでも、一度に全ての事業をやっていくわけにはまいりませんので、優先順位をつけながらやっていきたいということで考えておりますけれども、やはりことしの猛暑を考えれば、エアコン設置、これは一番先に考えていかなきゃいけない問題ではないかなというふうに考えております。本当に、この夏、エアコンがなければ暮らせないというような状況であります。保育園や小中学校につきましては、そういうエアコン設置のない部屋で勉強をしておるといふ実態もあるわけでありまして、できるだけそれは改善をしてあげたいなという思いがあります。これを最優先とできたというふうに思っております。

それから、小学校のICT、これもかなり経費、予算を伴う事業でありますけれども、これはもう国の方針としてやっていかなければなりませんので、これもやっていくということで考えております。このICTにつきましては補助金がありませんので、既に、これはやるべきしてやらないければならない事業として地方交付税の中へ算入してありますよという国の考え方でありまして、補助金がないという中でやっていかざるを得ないということになります。

それから、学校給食センター、この対応であります。これ、今年度、調査結果が出ますので、それに向けて考えていきたいというふうに考えております。現状の中でも対応ができておりますので、工夫をしながらというふうには考えておりますけれども、これも、いずれにしろ結論づけを出していかなければならない。

続きまして、中学校の日影規制の対応であります。これはどうしてもやっていかなければならない事業であります。それが4番目かなというふうに思っております。

それから、村道3008号線の道路改良、これは既にことしから手をつけてありますので、完成をさせていきたいということになります。

大型事業の中で、最後は郷土館ということになります。これは、村民生活に影響を及ぼすという事業ではありませんので、必要な事業でありますけれども、一番後回しということになろうかというふうに思っております。

そんな順序でできたらというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） それぞれの事業におきましても、やらなければならない順位はそれぞれありますが、国の補助の関係やら、交付税等、上手に使う中で、ぜひ上手に運営して

いっていただきたいと思います。

ここで、大型事業が一段落と言ってはあれですが、今まで大型事業のためにと抑えられておりました地区計画、今、区長さん方がいるので言うわけではございませんけれども、地区計画の要望に沿うような予算づけをまたよろしくお願ひしたいと思いますが。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地区計画事業につきましては、かなり抑えてきたということは、これはそのとおりでございます。

平成29年度までは3,000万という、道路関係だけで申し上げますと3,000万ということで、今年度は3,500万、500万ふやさせていただきました。来年度どうするかということは、全体の状況を見ながらでありますけれども、これは4,000万ぐらいにはしたいという、私の思いもあります。きょう、区長さんおいでですけれども、4,000万ぐらいでさせていただければというふうに思っております。最低の3,000万から1,000万ぐらいはふやしていけたらという、こういう強い思いを持っておるところでございます。

これからは、大型事業が一段落すれば、そういった地区の要望だとか、あるいは福祉関係、まだまだ充実をしていかなければならない面もあろうかと思っておりますので、そちらのほうに手をつけていきたい。本村の福祉につきましては、そうはいつでも、今の水準でも、郡市下でも最高の分野というのが保っておりますので、そんなことも御理解をお願いしたいというふうに思います。

地区計画事業の道路以外につきましては、これは予算を減額するというのではなくて、要望があって、必要性のあるものは今までもやってきておりますので、これからもそれはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 地区計画におきましても、来年、再来年と増額というような心強い答弁をいただきましたので、安心したところでございます。

次に、村公民館について質問をいたします。

村公民館が、耐震工事のため、使用中止になっておりますが、村民センター等、類似施設がある中で、村公民館の利用状況を、29年度の利用場状況を聞きましたが、教育委員会に資料提供をお願いしたわけですが、届かなかつたので、この決算書資料添付等によって、ここで、そこに載っている数を引用させていただいております。

29年度の利用状況ということでありますが、延べ1,332団体。主な団体が、芸能関係で21団体、文化団体で9団体ほかとなっておりますが、そこで利用されている人数が延べ1万8,571人と報告されておりますが、今は工事のため使用中止になっておりますが、29年度の利用、この数字でどんな状況であったかということをお尋ねいたします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号1番、加藤泰久議員の御質問にお答えします。

まず、数字といいましょうか、29年度のということでお伝えできなかったことをおわび申し上げます。済みません。

今、議員おっしゃられたとおり、29年度、村公民館の活用状況でございますが、延べ人数

で1万8,571人、団体では延べ1,332という団体の利用がございました。一昨年度も2万196人、1,534の団体ということで、非常に多くの方々が村の公民館を利用されていると、そういう状況でございます。

今年度、改修工事ということで、実際には12月に終了するわけでございますが、ちょっと今、利用団体の人数をちょっと把握しておりませんので、必要でしたらまた後でお答えしますが、向こうでできていたものが、今、村民センターの各部屋を使ってということで、非常にちょっと苦しい状況も正直言ってございますが、ハーモニカとか、あるいは大正琴とか、ちぎり絵等々、できる限りの対応を、対応と言いましょか、センターの利用を促している、お願いしているところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいま施設が利用中止ということでありますので、村民センターの利用についてお尋ねしたいわけですが、これも29年度の利用者数が記載されておりますのを引用したわけですが、村民センターにおいては、延べ720団体、利用者数は延べで1万7,075人というようにありますが、村民会館が使用中止の中で、今までの村文化センターの利用状況、今まで村公民館で活動していた皆さんが活動中止というわけにはいかないと思いますので、近隣の分館を使ったり、村民センターを使つての活動だと思いますが、30年度になりましてから、村文化センターの利用状況、飽和状態であるのか、まだ余裕があつてやっているのか、その辺の状況をお知らせしていただきたいと思ひます。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今年度、先ほど申し上げたとおりに、村公民館の工事の関係で、こちらに、村民センターのほうで活動しておられる方が大勢いらっしゃいます。

活動の状況ですが、部屋はニーズに応じてできるだけと言いましょか、例えば、午前中に使わない部屋も正直言ってありますので、各団体、あるいは使われる方のニーズに応じて、できるだけ貸し出しをしているという状況でございます。ちょっと、どこまでの利用状況かというところまでのデータを私は持っていませんので、ですが、できるだけニーズに対応しているという状況にはございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） そういうことになれば、類似団体であります村公民館、村民センター、これは類似施設であります。それぞれの団体、利用者がうまく利用すれば、村民センターで対応できるというような考えもあるわけでございます。利用状況に応じては、そういうことで、村公民館が耐震施設となるので、これは私的考えであります、村長も、郷土館を先送りというようなことも言っておりますが、私が考えるに、それなりきの施設があるならば、今の村公民館を郷土館として対応するのも、一つ視野に入れて考える今後の課題じゃないかと思つて、または検討、研究していきたいと思ひます。

続きまして、3番目の大芝高原施設について質問をいたします。

7月の初めに、議会報の写真撮影のために、セラピーロードに行きました。暑い日であり、10時半ごろ行ったので、人が少ないかなと思ひまして行きましたが、駐車場が満杯状態で、大勢の人が利用しておりました。写真を撮りながら、利用者の方々と話をしましたが、時間帯の関係で、年配者や高齢者が多く、その中には5年間も利用して、健康維持のために歩い

ているという高齢者もおまして、お話を聞く中で、運動中に腰をかけて休憩するベンチが何カ所か欲しいというような声もあり、また、ほかの方は、2.5コースと2キロコースの交差するところにある赤松小屋に、トイレ、水道があるので、休めるようなウッドデッキにベンチ等を置いて、お互いに話し合ったり、休んだりできるようにならないかというような声もありました。

そこで、赤松小屋はどんな目的で設置されたかというようなことで、ちょっとお聞きしたところ、生活環境林保全整備事業として県が整備し、総合作業施設として、平成12年に1,340万で建設したと言われております。そして、平成16年4月1日に、上伊那地方事務所との協定により、村で管理を開始したと聞いております。

内部を見ますと、作業道具の置き場と利用されておる状態ではありますが、ただいまの利用状況についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原のセラピーロード、赤松小屋の御質問であります。

目的とか、金額とか、そういったことについては、加藤議員の話のとおりでございます。県の生活環境保全林整備事業で、赤松の小屋は総合作業施設として建設をされたものであります。協定によりまして村が管理ということになっております。

健康志向が強くなってきておりますので、セラピーロード、かなりの利用者がおります。1日平均200名、年間で7万2,000人の方に利用していただいております。これ、入り口にカウンターの装置をつけてありますので、そういった状況となっております。

赤松の小屋に関しましては、作業小屋でありますけれども、ほかに利用があれば利用できるということにしております。主には、トイレや水道でありますので、それを使う方が多いという状況であります。森林学習の拠点となったり、あるいは、講座や植物観察等の学習に利用していただければというふうに思っております。

セラピーロードを歩く方、やはり休憩するところが欲しいのかなという部分がありますので、その辺は考えていく必要があるというふうに思っております。

ちょっと、セラピーロードのアンケート結果、アンケートをとった結果がありますので、若干お話しさせていただきたいと思います。

年齢につきましては、一番多いのはやはり60歳から70歳の方であります。38%。70歳以上の方が28%、50歳から60歳の方が10%でありまして、50歳以上の方が75%を占めておるといような状況であります。同時に、村外者が64%、村内者が30%というような状況であります。村外の方がかなり利用されておるとい状況が出ております。もう少し、健康増進のために、村の皆さんへのPRは必要かなということでもあります。

それから、週にどのぐらい利用されているかというアンケートの問いに対しましては、週2回から3回が40%と、やはり定期的に歩いているんだということが伺えるところであります。

赤松の小屋の利用はどのように利用しますかというのは、やはり圧倒的に多いのがトイレであります。こんな状況となっております。

自由記載欄で、ベンチをふやしてほしいという方もおいででありますので、この辺はしっかりと対応していきたいというふうに思っておりますし、先ほども申しましたが、セラピー

ロードができてからかなり年数がたっておりますので、赤松の小屋の利用方法についても検討はさせていただきたいというふうに思います。

自由記載欄の中で、犬は入れないでほしいという、こういう方が圧倒的に多いなということを感じました。そういう問いが、答えがかなり多くなっていったということでもあります。この辺はやむを得ないかなという思いもありますので、マナーの徹底をさせていくような、またそんな方策も考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの中で、今、トイレの話が出ましたが、利用者の中からも、トイレがあけっ放しであって、虫が入ったりしててというようなことが言われておりますので、赤松の小屋を整備する中で、このトイレの充実、きれいにするとか、そこらのところも課題の一つに入れていただければと思うところであります。

この大芝の森が、セラピーロード等が、村民の癒やしと健康増進維持のために大芝高原セラピーロードがありますので、多くの人に利用していただいて、健康寿命を延ばしたり、医療費の減少につなげて、元気な村づくりを望むところであります。ぜひ、赤松小屋の充実をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 済みません、私、ルールがしっかりわかっていないので、先ほど、加藤議員、村民センターの利用、村公との兼ね合いのところでの大事な御提案をいただきましたが、それについての答弁を今しても構いませんか。

議長（丸山 豊） 先ほど、御検討をということであったものですから、そのままで行ったんですけれど、清水教育長、用意してくれてあるということですので、よろしいですか。

1 番（加藤 泰久） ああ、そうですか、お願いします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 時間、よろしいですか。ちょっと済みません。

村民センターは、利用状況は先ほど申し上げたとおりに、村公の関係でということ、実はお断りしている団体もございます。例えば、調理室がないのでとか、村公にはあるんだけど、こちらにないとか。あと、屋内運動場に御案内とか、あるいは、生涯学習施設に御案内してという、そういう団体も、やりくりをする中で今はあります。

そういった状況なんですけれども、先ほども兼ね合いというか、村公と村民センターを一つにしたらどうかという大事な御提案だと思うんですけれども、公民館というのは社会教育法に基づいて、地域の方々、地域住民の方のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行うということによって定められております。目的がそういう目的になっておるということで、営利、宗教等の活動はしてはならない、そんな規定もございます。なので、村内の住民の方の団体には減免という対応、措置もできていると、そんな状況がございます。

一方、村民センターなんですけど、公民館よりも広域、広い範囲で、例えば、村外とか県外の方も利用される場合も当然ございますが、300人規模のホールが備えられているということ、学習室等々がありまして、営利を認めておるという、そんな使い勝手がございますので、施設の規模、それから機能の違う利用施設を、目的においてそれぞれ使い分けていると言ひ

ましようか、活用していると、そんな現状があります。

先ほど議員おっしゃられました、1万8,000人と1万5,000人ですね、約3万5,000人の延べの人数、それから、団体でいきますと約2,000の団体、延べ数ですが、両方で使っているという状況ですので、郷土館といういい案だと思うんですけども、なかなかそこまでは、現状の動きを大事にした中では苦しいかなというふうに考えますが。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今の件で、若干補足をさせていただきたいと思います。

今、教育長が答弁申し上げましたように、3万5,000人を超える村民の皆さんや団体の皆さんに利用させていただいておるところであります。

現状、今、工事中の中で、振り分けながら、団体に迷惑をかけないようにということしておりますけれども、なかなか、あっち行け、こっち行けということで、そういった団体から私のところに苦情をいただいていることも事実であります。今週は村民センターで、違う週は違うところへ行けと、こういうことは起こっておりますので、村民センターと村の公民館、かなり利用がありますので、そんな御理解をいただければ、両方必要かなということを手をつけておりますので、そんな御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの教育長の答弁の中で、公民館というものは法的に設置は義務づけられているというような考えでよろしいんですか。法的に設置が義務づけられているかどうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 社会教育法の中で、設置ということに記されているというのを私は記憶していますが。ですので、設置、はい、目的は先ほど申したとおりです。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの答弁いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

議長（丸山 豊） ちょっと、加藤議員、待ってください。今、加藤議員の最後の質問について、村長のほうで、休憩、休息用としての施設の充実という最後の答弁のところの答えということは、できますでしょうか。

1 番（加藤 泰久） 何を。

議長（丸山 豊） 一番最後のところで。

加藤議員、よろしいわけですか。今の質問の、最後の。

1 番（加藤 泰久） 私は、赤松等の施設を充実させてほしいという要望で結構です。

議長（丸山 豊） 要望だけでいいですか。

1 番（加藤 泰久） はい。

議長（丸山 豊） わかりました。

これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから2時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時24分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました6項目について、村長並びに教育長並びに選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。的確なる答弁をお願いいたします。

先に、このたびの西日本豪雨並びに今月6日未明の北海道胆振地震で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日でも早い復旧、復興を願うところであります。

また、本日は、各区の区長さんも傍聴にお見えであります。より一層、緊張感を持って質問をしたいと思っております。また、今月は防災月間であり、防災に関する質問も多くなり、質問も重なるかと思っておりますが、答弁をよろしくをお願いいたします。

それでは、1項目めの防災対策の1件目、災害時、命を守る行動を促す対策についてをお伺いいたします。

このたびの西日本豪雨災害は、12府県に及び、犠牲者は200名を超え、安否不明者も60名を超えた。梅雨前線に南から大量の水蒸気が流れ込んだため、記録的な大雨が広範囲で続いた。

7月4日から7日にかけて、大雨に見舞われた県内、長野地方气象台によると、飯田市南信濃や下伊那郡阿智村浪合などでは、4日午前0時から7日午前11時までの総雨量が300ミリを超え、いずれも平年の7月1カ月分の降水量を上回った。

木曾郡王滝村の滝越地区では、川沿いの村道が崩落し、住民が一時孤立し、県消防防災ヘリコプターが出動し、救出した。

飯田市南信濃木沢に住む70歳の男性は、7月5日午前10時40分、自宅で激しい雨の音を聞きながら、防災行政無線で避難勧告が出たことを知った。飯田市は、このとき、南信濃上村地区の計183世帯392人に避難勧告を発令した。男性の自宅近くにも避難所が開設されたが、外に出ると逆に危ないと思い、避難しなかった。男性の近くでは、過去に、1961年、昭和36年の三六災害などで大きな土砂災害が起きたことがある。本当は避難しなければいけないのだろうけれど、思うところは、また勧告が出たなという感じだった。

また、長野市中条地区では、7月5日午後11時10分に849世帯に避難指示が出た。家族3人で暮らす女性57歳も、避難指示を防災行政無線などで知らされたが、避難はしなかった。自宅が近くの川よりも高い場所にあり、山の斜面からも離れているため、危険がないと判断した。

7月5日から8日の間に、避難指示や避難勧告、避難準備高齢者など、避難開始の情報を出したのは、県内20市町村、対象は少なくとも、約2万6,000世帯、約7万1,000人であった。県のまとめでは、市町村が開設した避難所を訪れたのは最大で約460人とどまった。別の場所に避難した人もいたと考えられるが、多くの住民は避難しなかったとみられる。

災害対策基本法に基づき、市町村が発令する避難情報をいつ発令するかは、市町村の判断である。避難所を設けて、避難を促す伝え方、いかに住民の避難行動につながるかが必要であると思われまます。災害時、命を守る行動を促す対策はどのようであるかをお伺いし、1項目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の質問にお答えをいたします。

命を守る行動を促す対策はという質問でございます。

常々、これは申し上げておりますとおり、住民が自分の命を守るという意識を高めていただく、このことが大切かなというふうに思っておりますし、まず、逃げていただく、命を守る行動をとっていただく、このことが一番大切なことでありますけれども、なかなか避難勧告、避難指示が出て避難をしていただけないという実態が、今、話の中であったところがあります。

災害に対する避難勧告、避難指示は、市町村長が行うということになっておりますので、できるだけ早いタイミングで決定し、そういった指示を出すことは、必要なことであり、必要なことであるというふうに思っております。本村もそういう事態に至れば、早目、早目に対応をしていきたいというふうに思っております。今、土砂災害警戒情報が出されてますと、避難準備情報を出さなければいけないということになっておりますので、そういったことも踏まえまして、早目に出していきたいというふうに考えております。

午前中も申し上げましたけれども、平成18年の豪雨災害のときは、長野県で一番早く避難勧告、避難指示を出させていただきました。そんな事例もありますので、この辺はわきまえながら、そういったことをやっていきたいというふうに考えております。

ただ、なかなか避難をしていただけないという実態はあります。今、都志議員の質問の中にもありましたように、避難してくれる人はごくわずかだというような話であります。そういったことで、今回の防災訓練では、消防団と連携をいたしまして、消防ポンプ車で広報によりまして、避難情報、避難誘導の情報伝達訓練も実施したところであります。そういったことを繰り返しながらやっていく以外にはないのかなと。18年のときの話も午前中しましたけれども、幾ら呼びかけても、説得に行っても、避難をしていただけなかったという方も何人かおりました。これはもうやむを得ないなという、そのときは感じたところでもありますけれども、そんなわけにはまいりませんので、粘り強くやっていくということをお願いしたいと思えます。

まずは、自分の命は自分で守っていただくという、このことをしっかりと意識づけを行っていききたいということと同時に、自分の住んでいる場所がどんな状況にあるのか、この辺の確認をしっかりとさせていただく、そのことに力を入れていききたいというふうに思っています。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） 市町村が発令する避難情報には、避難指示、避難勧告、避難準備高齢者など、避難開始の3種類があるが、いずれも法的拘束力はなく、行政側は具体的な指示を出すことの必要性、伝え方の工夫も大事になってくると思えます。我々村民も、警報などの意味や、地域の持っている特性を理解しておかなければいけないと思うところがあります。住民の安全、安心のための対策をお願いし、2件目のハザードマップの重要性の周知はどのようにされているかをお伺いいたします。

西日本豪雨で堤防が決壊し、広い範囲で浸水した岡山県倉敷市真備町地区では、高齢者を中心に多くの犠牲者が出た。浸水した地域は、市が作成した洪水土砂災害ハザードマップの

想定とほぼ重なった。ハザードマップには、避難場所や想定される浸水範囲のほかに、自治体の避難情報に基づき、住民がとるべき行動が示されている。真備町地区は、全体の30%近い1,200ヘクタールが浸水した。浸水と想定された水深も、ハザードマップとほぼ一致した。小田川の北側に住む男性は、緊急防災無線やテレビで情報を把握していたが、実際に水を見るまで、重い腰は上がらなかった。ハザードマップの存在は知っていたが、詳しくは見たことがなかった。このように、住民は、現実が身に迫らないと行動ができない。

村の防災マップにも、ふだんの心がけ、事前の準備などの情報、防災に必要な情報が数多く載っています。防災マップの重要性を村民の皆さんに周知することが大切であると思います。周知はどのような形で行っているかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ハザードマップの重要性の周知という御質問でございます。

ハザードマップにつきましては、全世帯に今も全部配付してあるところであります。現状として、今、全世帯がどのぐらいそれを持っておられるのかという、これはちょっと私も不明であります。かなり、どこかにしまい込んで、ない家庭もあるのかなという、そんな予測もできるのではないかなというふうに思います。

今年度、最新の状態に更新したマップを作成し、全戸配付を予定しております。今回は、更新に合わせまして、自分の住む場所がどういった位置にあるのかをわかりやすくするために、縮尺を大きくして、見やすいものにしていきたいということで考えております。

まずはハザードマップが届いたら、自分の住んでいるところがどういうところに住んでいるのか、このことをしっかりと確認をしていただく、そんなお願いはしていかなければならないだろうというふうに思っております。自主防災会にも図りながら、できれば、自主防災ごとの説明会を開催していただければありがたいなというふうに思っております。職員も出向いて説明をさせていただければというふうに考えております。これは、希望で対応してまいりたいというふうに思いますけれども、まずは確認をしていただくことで、これを配るときの村報に、ぜひ確認をとというような、こんな記事も必要かなという思いもしております。その辺はしっかりと伝わるようにと思っておりますけれども、問題は、それぞれの、個人、個人が意識を持って見ていただかないと、ただ配るだけになってしまうという、こういう状況にありますので、その辺はしっかりと伝えていく方策も工夫をしてみたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 9月号の村報には、2ページにわたって防災に関する記事が掲載されております。今月のカレンダーの裏には、天竜川の洪水浸水想定区域のマップが掲載されておりますが、午前中もありましたが、読み取りが難しく、判断ができないと思われま。住民の皆さんにわかりやすいマップの作成をお願いし、3件目の大雨特別警報に備える対策についてをお伺いいたします。

西日本豪雨では、本州付近に横たわった梅雨前線に、南から大量の水蒸気が流れ込み、広範囲で長時間、猛烈な雨を降らせた。一部では積乱雲が連続発生する線状降水帯が形成され、6日から8日にかけて、気象庁は、各地に大雨の特別警報を出し、その範囲は過去には例が

ない11府県に及んだ。村にも、7月5日から6日にかけて大雨警報が発表。1時間の最大雨量50ミリの警報が出され、土砂災害警戒、浸水注意、洪水注意報も出されていたが、幸い、大きな災害には至らなかった。

全国で異常気象が続いています。中でも、大雨特別警報の出る回数がふえているとも思われます。大雨特別警報などに対する対処はどのようなかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大雨特別警報に対する対策はということであります。

最近、本当にこのゲリラ豪雨と言いますか、大変な雨が降るとい状況であります。集中豪雨、本当に大変だなというふうに思っております。そのたびに、いろんな警報が出されてくるところでございます。特別警報が発表される、その前には、当然、大雨洪水注意報や大雨洪水警報、あるいは土砂災害警戒情報が段階的に発表されてまいりますので、それらの気象情報を注視しながら行っておるのが実態であります。

まず、大雨や洪水警報が出ますと、職員は、総務課と建設水道課になりますけれども、必ず役場に来ることになっております。その状況によりまして、順次職員が集まる体制をとっておりますので、そこら辺の状況、気象状況を的確に見きわめながら、あるいは情報を常に見逃さないようにしておるところでございます。早目に避難準備情報が出されればというふうに考えておるところであります。ちゅうちょすることなく、そういった情報を発令していくということは、これは一番大事なことでありますので、そのような対応はとってまいります。

ただ、今、本当に頻繁にいろんな警報が出ます。土砂災害警戒情報というののもかなり出されておるところであります。そのたびに避難準備情報の部分をどうしていくのかなという悩みはありますけれども、やはりちゅうちょすることなく出していくというのがいいことではないかなというふうに思います。

こういった状況になる前に、各区の区長さんには、公民館をあけていただきたいというお願いもしているところでございますので、その辺は落ちのないようにやっていきたいというふうに思います。余り激しくならぬうちに避難をするという、このことも大事なことであります。こんな対応はとっていききたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 防災の対策については、村民の皆さんの財産、生命にかかわることです。いざというときに備えての対策をお願いし、続いて、2項目めの駐輪場の整備についてをお伺いいたします。

報道によると、箕輪町は、町の管理するJR3駅の駐輪場で放置自転車の確認をした。町交番、JR東海の関係者が立ち会って、長く利用されていないと見られる18台に移動を促す警告書を取りつけた。町の条例に基づいて、年1回実施している。

南箕輪にもJRが2駅あり、駐輪場も3カ所が設置されている。北殿駅の北側の駐輪場には、サドルがない自転車などがあり、南側の駐輪場には、タイヤがパンクした自転車も見られる。田畑駅の駐輪場には、サドルにほこりが積もった自転車も見られる。

村には、放置自転車に関する条例が見当たらないが、放置自転車確認作業は必要と思わ

れます。どのような形で整理を行うかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 駐輪場の放置自転車の質問でございます。

村でも年1回実施しております。かなり処分もしてきておるところでございます。ことしも10月末にかけて実施する予定でおります。実施に当たりましては、やはり計画の掲示を行って、持ち主等の確認を行っております。警察とも一緒にやっておるところでありますし、盗難の照会なども行っております。一定の期間を置いて確認できないものにつきましては、撤去や廃棄処分をして整理を行っていく予定であります。かなり大量に行った年もあります。

条例は確かに制定してありません。しかし、村で管理をしております駐輪場内の放置自転車でありますので、管理上、支障を来すものである場合には、遺失物法及び民法に準じた取り扱いとして撤去、処分を行っておるところであります。条例はありませんけれども、ほかの法律にのっとってやっておりますのでよろしくをお願いいたします。

今後も年1回は駐輪場の放置自転車の確認作業は行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） 大勢の方が使用する公共施設です。定期的な整理が必要と思われます。対応をお願いし、続いて、知事選挙の村投票率に対して、投票率の引き上げの施策についてをお伺いいたします。

任期満了に伴う第20回知事選挙が8月5日に投開票された。阿部守一氏が63万票余りを獲得し、3選を果たした。

投票率は40%を維持したが、過去最低だった46.56%をさらに下回る43.28%にとどまった。南箕輪村の投票率も、県の投票率は上回ったものの、前回の数値を2.88%下回る47.04%にとどまった。18・19歳は33.66%、20歳から24歳までが26.26%にとどまっている。また、25歳から39歳までが32.97%から39.82%であった。人口が増加し、県下一若い村であり、都市部と投票率が似てきている。来年度は統一地方選挙の年でもあり、投票率を引き上げる施策が何か必要であると思いますが、どのような施策をお持ちかをお聞きし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

高木選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員長（高木 宣威） 7番、都志今朝一議員の村の投票率に対して、投票率を引き上げる施策はの御質問でございます。

都志議員が言われたとおり、8月5日執行の県知事選挙の本村の投票率は47.04%と、前回より2.8%下がっております。本村の投票率は、以前から上伊那郡区の中では低いほうでございましたが、このところの投票率の低さには非常に危惧しているところでございます。

投票の傾向についての分析に当たって、平成29年衆議院議員選挙のアンケート結果が公表されていますので、それを参考に申し上げます。

投票しない比率では、年代別で、18・19歳、20歳代が大きく、就業形態別では、派遣社員、学生、正社員、パート、アルバイトの比率が大きくなっております。また、職種別では、製

造業的工作、販売・サービスの仕事の比率が大きくなっていました。

投票を棄権した理由として、仕事があったからが、関心がなかったからに次いで大きくなっています。住民票の移動と選挙行使については、18・19歳、20歳代の7割以上が知らなかったと回答しています。

投票参加を呼びかける媒体別接触率は、18・19歳、20歳代では、テレビ、新聞に次いで、インターネットの広告、啓発ポスター、交通広告が上位でありました。

これらのことから、18・19歳、特に19歳の投票率が低いのは、住民票の移動と選挙権行使の認識が低いためであり、20歳代では、会社員などで仕事を理由に投票に行かなかったことが多いと考えられます。

対処としまして、学生を含む18・19歳には、住民票の移動と選挙権行使の周知、会社員などには、投票の呼びかけとともに、期日前投票、投票時間の周知が有効であると考えます。

村単独で取り組めることとしては、学校へのポスターの掲示やチラシの配布、会社員等には、村内企業へのポスターの掲示のお願いや、会社側から従業員に投票の呼びかけを依頼することができるかと考えます。

来年4月は統一選挙の年であります。県議会議員選挙、村議会議員選挙が続きますが、県の選挙管理委員会と協力しながら、改善できるところから取り組みたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） 広報活動などにより、より一層、投票率が上昇することを願いながら、4項目めの上伊那広域消防発足3年目を迎え、地域消防団と消防署との連携はどうであるかをお伺いいたします。

上伊那2消防本部が2015年4月に統合し、計6消防署を統括する上伊那広域消防本部が発足して3年目に入った。一部の出動区域を見直し、活動は効率化したが、出動区域が変わった消防署もある。伊那消防署から他消防署に移った地区の中に、南箕輪の一部、北原、久保、中込、塩ノ井が箕輪消防署の出動範囲となった。

南箕輪の消防団は、伊那消防署と箕輪消防署の2消防署との緊密の関係をつくる連携が必要となっている。上伊那広域消防になって3年目、消火作業などで円滑に作業できるように、意思疎通する取り組みも必要となっている。今までは、伊那消防署のみと連携すればよかったが、統合以来、箕輪消防署との連携も必要となった。統合3年目に入り、各消防署との連携はどのようなかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 上伊那広域消防本部に対する質問であります。

御指摘のように、平成27年4月に上伊那広域消防本部が発足いたしました。これは、私自身は、大規模災害が起きる状況の中で、画期的な一つのことであったなというふうに思っております。統合まではかなり南箕輪村の場合は苦労いたしました。伊那消防署が本部になるというようなことで、建てかえの時期と重なったというようなことで、いろんな苦労もありましたけれども、本当に広域消防本部をつくってよかったなというふうに思っております。

その中で、南箕輪は、従来は消防車がなかったわけでありましてけれども、伊那消防署にお

願いしておったということでありませぬけれども、この統合によりまして、一部地域が箕輪消防署の管轄となりました。これは、早いところから駆けつけるという鉄則にのっとって行ったところでありませぬ。したがいまして、本村は、伊那消防署の管轄区域、箕輪消防署の管轄区域と分かれることになりました。

しかし、このことによつて、不都合が生じておるとか、あるいは連携がうまくいっていないということはありません。スムーズに連携ができております。火災事例研修会などを通じて、両方の消防署との合同訓練も行っているところでありませぬので、対応はスムーズになっております。また、ポンプ操法大会の各部における訓練時にも、伊那消防署の職員、箕輪消防署の職員、両方にも指導していただいておりますので、そういった顔の見える関係もつくっているところでありませぬ。したがいまして、有事の際に連携できる体制づくりが十分できておるといふふうに考えておるところでございます。また、今後、消火活動における後方支援訓練なども計画しながら、さらに上伊那広域消防、伊那署、箕輪署との連携強化を図つてまいります。対応はスムーズにしているということをお願いいたします。

広域消防、本当につくつてよかつたといふふうに思つておりますし、今、消防署で一番仕事が多いのは救急出動であります、救急車の出動。これがほとんどを占めておるといふような実態であります。この辺もさらにスムーズにいくように、またやつていかなければならぬとは思つております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 大阪北部地震、西日本豪雨、北海道地震の発生により、防災の意識が高まる中、より一層の必要性が出てきていると思われませぬ。今後も、地域消防団との連携をとつてもらふことをお願いし、5 項目めの通学路の安全確認についての1 件目、登下校防犯プランの取り組みについてをお伺いいたします。

5 月に新潟市で、下校中の小学生が殺害され、遺体が列車に引かれた事件を受けて、文科省は、全国の公立学校が通学路の安全を確認するに当たつて、注意事項を7 月11 日付の文書で伝達した。これにさきだつて、6 月22 日には、全国教育委員会に対し、防犯カメラの設置などに向けて、通学路の安全確認を要請している。5 月18 日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議を開催し、従来の取り組みを検証した上で、今般、登下校防犯プランとして対策を取りまとめた。この登下校防犯プランは、登下校時における児童生徒の安全を確保するため、登下校時の総合的な防犯対策として5 項目を上げています。

南箕輪村教育委員会の取り組み状況はどうであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めませぬ。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号7 番、都志今朝一議員の登下校の防犯プランへの取り組みはということについてお答えします。

今お話しされましたが、登下校防犯プランにつきましては、5 月に新潟市で、下校中の児童が殺害された事件を受けて、登下校時における児童生徒の安全を確保するために、登下校時の総合的な防犯対策として取りまとめられました。

プランでは、防犯対策として5 項目先ほども述べられました、上げられており、教育委

員会、学校、家庭、地域住民、警察、自治体が連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策に取り組むこととされています。5項目につきましてですが、地域における連携の強化、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、不審者情報等の共有及び迅速な対応、多様な担い手による見守りの活性化、子供の危険回避に関する対策の促進となっております。

学校で行っているもの、今までのものをさらに充実、あるいは関係機関の連携等々含めながら、前に進んでいるわけですが、特にこの中で、地域における連携の強化と重なりながら、4番目に申しあげました多様な担い手による見守りの活性化については、さきの定例会におきましても、議員から、まっくん見守り隊の活動、子供を守る安心の家についての御質問をいただきました。南箕輪小学校では、残念ながら、まっくん見守り隊の活動が継続しなかった経緯がございます。そのことについて答弁をさせていただきました。子供たちを守っていくには、地域の見守り活動の充実が欠かせないこととございます。地区の防犯部によるパトロール、交通安全協会による街頭指導等々などの見回りも行われているところとございますが、自宅周辺で子供が1人で歩く、いわゆる一人区間など、見守りの空白地帯の危険性が指摘されております。見守りの目が隅々まで届くよう、多くの方の御協力、お力をいただけるように整えていきたいというふうに考えております。

9月11日に村で、南箕輪村交通安全対策協議会が行われ、その場で、南箕輪小学校の大島校長先生から、このような札、ちょっと遠くで見にくいかもしれませんが、安全見守りボランティア募集のお願いがありました。そのときに、安全見守りボランティアの名札を校長先生が用意され、当日、17名の方がこの札をお持ちになりました。できるときに、できるところでということで、子供たちの安全見守りをサポートしていただきたい、そういう願いで渡されたものでございます。今後、きょう、区長様がおいでということでございますので、区長会、あるいは、各区へ教育委員会としてもお願いをしていく計画で私自身おります。ちょっと、いつということは今はお伝えできないですが、学校と相談してまいりたいなと思っておりますが。

地域の中で、ボランティアの方の広がり、つながりを切に願うところでございます。今後も、議員初め、地域の皆さんのお知恵とお力をいただければと思っております。何とぞ、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） プランには、多くの人手、時間、予算が必要な内容です。また、地域住民との協力も必要不可欠と思われれます。児童生徒の安全・安心の取り組みをお願いし、続いて、2件目の通学路の緊急合同点検の実施並びに文科省への報告についてをお伺いいたします。

7月11日付での文科省より、登下校時における児童生徒の安全確保について依頼文書が伝達され、本プランでは、登下校時における安全確保を確実にするため、防犯の観点による通学路の緊急点検を実施することとしており、4省庁が連携して対応策を検討し、通学路における緊急合同点検など、実施要領を作成。実施要領に沿って、関係機関と連携して、通学路の安全及び安全対策を講じるように依頼されている。実施要項には、実施対象、実施主体、実施機関、実施内容、実施結果の報告などが掲げられている。実施期日については、4項目めの1、2については、平成30年9月末までの実施となっている。また、5項目めの実施結

果の報告を、県の教育委員会でまとめを行って、文部科学省に報告することとされています。

南箕輪村教育委員会では、緊急合同点検及び文科省への報告の状況はどうかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 通学路の緊急合同点検の実施並びに文科省への報告という御質問でございます。

先ほどの登下校の防犯プランでは、9月末までに通学路の防犯の観点による緊急合同点検を実施することとされています。

各学校では、毎年行われているんですが、校外指導部を中心として、通学路の危険箇所の確認をしております。これは、各地区の懇談会等で、先生方、職員、それから子供たち、御家庭と共有しているところでございます。また、ことしの夏休みには、ブロック塀のこともございまして、保護者に対して、親子で危険箇所の確認をということでお願いしていただくことをしてまいりました。

夏休み明けに、学校や地域から寄せていただいた情報を集め、先ほどの危険箇所等々を重ねまして、今現在、防犯に関する危ないところを抽出してきているところでございます。現在、村内ですね、6カ所が今のところ上がってきているということでございます。

ですので、それにつきまして、合同点検を今後、9月末までに行うということで予定しています。合同点検ということでございますので、警察、学校、それから放課後児童クラブも入っていますので、こども館の関係、それから南部小の放課後児童クラブの関係等も含めての確認、点検等々を実施して、結果を速やかに県、文科省への報告としていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 南箕輪村の広範囲にわたる点検です。大変と思われませんが、実施をお願いし、続いて、6項目めの教職員の働き方改革の一環である、本年度より取り入れた、夏休み中、8月13日から16日までの4日間の全校休業でどのような成果があったかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 本年度取り入れました夏休みの全休校の成果ということの御質問でございます。

本年度取り入れたこととございますが、8月13日から16日までの4日間を学校閉庁日として閉じました。教育委員会から小中学校の各家庭、子供さんの家庭に、学校閉庁日についてのお知らせを7月10日付で配付、また、広報みなみみのわ8月号、暮らしの情報に、学校閉庁日について載せさせていただきました。周知を図ってまいったところでございます。

学校閉庁日の状況ですけれども、教育委員会の連絡、これは夜、当直の方に、宿直の方ですか、に連絡してということで、私が受けることになっているので、それも含めてですが、教育委員会の連絡はゼロ件でございました。また、学校の状況ですけれども、日直を置く必要がなくなり、ありがたかった。お盆のところでもありますけれども、日直は置かなければいけないというのが本来でしたけれど。それから、地域、保護者へ向け、働き方改革を意

識化していただく点で意味があったのではないかなと、そんな意見も上がっています。それから、教務、教頭で、校長も回るときもあるんですが、巡視をしているが、今年度は学校閉庁日に合わせて、夏季休暇を連続してとることができた。休むことができて、働き方改革につながった。学校は教育委員会の管轄でございますので、教育委員会のほうで、丁寧というわけにいきませんが、学校の状況は把握させていただいています。学校閉庁日の4日間ですが、中学校、部活動も計画することなく、全職員が休むことができた等、議員おっしゃられた働き方改革につながっていたという所見をいただいております。

今年度、初めて学校閉庁日を実施したわけですが、これからの課題としては、お盆のところを4日間をとって、来年度もその方向でいるんですが、それ以外の長期休業中のところをどうしていくかというあたり、広がっていくと、先ほど管理職といいたしよるか、の先生方のところでお盆は削減というか、働き方改革につながっているんですが、それがもう少し広がると、一般職員の勤務時間への短縮にもつながるかなと、そんな見方もございます。

それから、もう一つ課題として、閉庁日に学校に連絡された方がもしかしているかもしれない。それは保護者の方は周知していますし、地域の方も広報等でお伝えしてあるんですが、学校に連絡があった場合もなきにしもあらずで、そのときに、学校から教育委員会へ、あるいは宿直の方へアナウンスする留守電があったらどうかなという、そんなことも検討課題かなというふうに受けとめております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 幾らか成果があったということで、続けて来年も取り組んでいただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時29分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、唐澤由江議員。

6 番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

あらかじめ通告いたしました6点についてお聞きしたいと思います。

大災害列島となりまして、相次いだ災害があります。

9月4日の台風21号の農作物の被害額は、県下7億3,200万円で、本村も御多分に漏れず、強風でリンゴの落下はすさまじかったです。ある地区の区長が、避難所開設をして、早目の対応をしたそうです。自主防災や各区の取り組みは、地域の力や声かけなどが重要です。

また、暑い夏ということで、村の将来を担う子供たちのエアコン投資が必要ではないかと思えます。名古屋の河村市長、横浜の林市長、100%に近いと言われております。ぜひ、村長のリーダーシップをお願いし、3分の1の補助がなくても予算化をお願いしたいと思います。

さて、1件目の質問です。

こども館開館1年が過ぎ、夏休みには放課後児童クラブ140名という。猛暑でプールは中止になり、大芝高原や八幡森など、分散して対応したとのこと。ほかに、こども館に遊びに行く子供もいるわけです。現場は、館長、こども館係などの職員も常駐しているので、今までの学童クラブからすれば、村体などの環境とは大いに違っております。人手が間近にいることは、支援員や指導員は落ちついて対応できたのではないのでしょうか。冷房もあり、熱中症が予防できました。

開館記念イベントの中学校の吹奏楽、また、学童クラブのこども館体操、本当にすばらしいものでした。

4月からコーディネーターにかわって配置された放課後児童クラブ健全育成指導員の職務と役割とは何か。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブ健全育成指導員の職務はという質問でございます。

放課後児童健全育成指導員の職務につきましては、こども館に来館する児童、主には、放課後児童クラブが主となりますが、その児童の家庭、学校との連絡及び情報交換、子供に対する指導及び職員へのアドバイスや放課後児童クラブの運営に従事しております。

こども館につきましては、近年、本当に特性のある児童等がふえてくる中、こども館や放課後児童クラブを利用する児童に対して、どのように接していくのか、学校や家庭での状況を聞きながら、なるべくその子に合わせた指導を目指しています。児童を含めた、家庭、学校、こども館の三者をつなぐ役目を担っているのが放課後児童健全育成指導員であります。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 学校の教職をやっていた先生ということで、ちょっとお話を伺いまして、本当にいろんな面で、子供と学校とお母さん方と連携をとっているのではないかなというふうに感じて、安心いたしました。

続いて、南部小の放課後学童クラブはどうであるか、今後はどうするのかということですが、南部小学校の学童クラブも夏休み中に訪問いたしました。40人の子供を3人で分かれてみているということで、アスレチックと体育館とクラブ室で分かれておりました。10年ほど前に改築された部屋ということで、机が、座り机が置けずに、座って学習や遊びで過ごしているという。余りにも南小と違い過ぎるのではないか。このままでいいのだろうか。昼は全員でほかの教室で食事をとっているということだそうです。学童クラブ室へは、南原保育園から2クラス、小学校へ入学するということですので、今後の南部小の学童クラブの方向性はどうなるか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 南部小の放課後児童クラブの質問でございます。

現在の南部小の放課後児童クラブの登録者数は40人です。夏休み中は、やはり一時利用という方がふえますので、60人以上となっております。そのうち、登録者の約7割の人数が日々利用をしております。南部小学校の児童数の増加に比例して、放課後児童クラブを

利用する家庭もふえてきております。利用する児童が35人を超える場合は、クラブ室だけでは対応できなくなるため、クラブ室と隣接する図工室の2部屋を使用するなどして対応しております。南部小の放課後児童クラブ室、改築、増築しましたがけれども、足りないというのが現状であります。

支援員は4人体制をとっております。20人以下になる日は3人体制とするなど、その調整につきましては支援員に任せておるのが実態であります。国の基準は、一つの支援として、40人に対して支援員2人以上を配置ということになっておりますので、基準以上に手厚い配置をしておるところでございます。

放課後児童クラブ、南部小どうするのか、あのままでいいのかどうかというのは、しばらく検討する必要があるかというふうに思いますけれども、学校の中にありますので、体育館や校庭を活用できる、このことも非常にいいことだなというふうに思っておりますし、また、放課後児童クラブでありますので、児童が帰ってからの利用であります。したがって、隣に図工室2部屋があります。この利用で十分賄っていただけるのかなというふうに考えておるところであります。当面はこんな体制をとっていききたいというふうに考えております。もともと、この放課後児童クラブというのは、学校の空き教室、これを利用することが多いというのが実態でありますので、そういった面では、図工室の使用も可能でありますので、そんな御理解もお願いしたいというふうに思います。

児童数がどのぐらいになるかによって、また考えていかなければならないだろうというふうには思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 南原保育園、南部小学校へ行きたいというお母さんが本当に急増しておりまして、学校自体はいいかもしれないけれど、南部小の学童クラブ室は、確かにちょっと劣りますので、ぜひ、今後の対応として、頭の中に入れていただいて、善処をしていただければと思います。

こども館の中にある子育て教育支援相談室のことなんですが、公民館の一室から、私が初代の子育て相談ということで、教育相談と一緒に、発達障がいの子供たちの相談に乗ったことがあります。発達障がいの子供の母親から、教員の連絡ノートに、あなたの子のせいで授業が妨害されると書いてあり、校長にかけ合っても理解されなかったこと、それから、要保護児童対策協議会の開催の決裁を課長に出しても、臨時はこんなことはしなくてもいいと言われてたり、発達検査の適用も認められなかったようなことがあります。

また、相変わらず、13万件の児童虐待など、現状は解決できない問題があります。現場の、本当に尽きない悩みを聞くにつけ、相談員も係長も臨時も、保健師であり、専門職でありますので、目黒の虐待事件を受けて、警察と児相が連携をとり合っているわけですが、もう本当に警察からも6万5,431人もの相談があるというようなことで、連絡があると、児童虐待防止法によってですけど。

そんな意味で、ちょっと現場の尽きない悩みというものがあったら、お聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 相談室の体制でありますけれども、昨年度から、教育委員会から

子育て支援課に移しました。所管課を移したということであり、保健師の正規1名を係長として配属しましたので、あとは臨職含めまして、4人の相談員と1名の作業療法士で、それぞれ支援に当たっております。したがって、以前より大分充実したかなというふうに考えております。

ただ、相談の内容でありますけれども、それぞれの抱えている課題や家庭の状況などが複雑で、簡単に解決できないというケース、これはふえてきております。悩みは尽きないんじゃないかというふうに思っておるところでありますけれども、できる限り、相談者に寄り添った支援を行っておるところであります。また、時間外の相談もかなり多くなっているようでもあります。相談の内容も、子育て相談であったり、あるいは教育相談であったりと、多様にわたっておるところであり、対応が難しい内容も数多くあるようでございます。それらは、それぞれ協力し合いながら対応しているということでもあります。

児童虐待の話が出ました。児童虐待につきましては、一時的なものですぐ終結となるケースもある反面、なかなか終結できない深刻なケースというのも少なくない状況であります。これらのものにつきましては、児童相談所や警察など、関係機関と情報を共有しながら対応しておるところであります。

悩みは尽きないという話でありますけれども、本当に悩みは尽きないところありますけれども、その尽きない悩みをどう解決していくかというのが、この相談員の一つの仕事でありますので、これからも頑張ってもらっていただくようお願いはしてまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 虐待と子供の貧困というか、お母さんが共働きで働いて、子供に余り深くかかわれないというような、貧困も言われておりますので、子育てについての積極的な経済的支援ができることがあれば、また村長にお願いしたいと思っております。

2番に移ります。

何年か前に、水道水の濁りについて一般質問し、それは、大雨で、川からの水が無防備に第2配水池に流れ込み、水道の蛇口から流れ出たためということでありました。大泉であっても、出るところがまちまちで、何となく濁っているのではと思って、コップにとったものが、泥がほずんでいるというようなことを以前に議場で示しましたが、殺菌水できれいになった水に土砂の流れ込まない装置をつけてもらったわけですが、平成29年8月、去年の8月ですが、また風呂がどろどろになり、ひどい泥水が水道水に流れきて、あちこちから苦情が殺到し、その原因が沈殿槽の床にたまった泥を除去することで解消したわけです。

このたび、第2配水池の改修の予定があるようですが、その計画と、それから原因は後でお聞きしますが、先日、ある会議の際に、企業の売り込みで、水道の蛇口へつないで、水素水が出てくる仕組みを紹介され、活性酸素を抑えて、がんや糖尿病を防ぐことができるというおいしい話。こんなオレオレ詐欺のような話、多分、家族に反対されると思うがというようなことがありました。今では、水はほとんどの家庭がミネラルウォーターを買っている、または浄水器をつけている人もいるのだそうです。箕輪の人にそういうふうに言いましたら、特に箕輪ダムからの水だから、そういうものは要らないねというふうに言ったり、また、大型店へ行き、アルカリイオン水をとりに行く家庭もあるようです。ただ、私は昔から、滝洗の水を飲んでいたので、まさか本当にこんなに汚れた水だとは思ってもよらなかったわけです。

泥でも、胃酸で浄化され排せつされるものというぐらいに無頓着だったわけですが、その第2配水池の改修の原因は、なぜ、大泉、北原、大芝なのか、築何年か、それから今後の維持管理で気をつけることはという質問をお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大泉、北原、大芝の水道水の濁りの質問であります。

議会の定例会の一般質問でも、唐澤議員のほうから御質問いただいたところでございます。大変御迷惑をおかけした点につきましてはおわびを申し上げたところであります。

1回目の濁りににつきましては説明したとおりであります。2回目の濁りににつきましては、今、唐澤議員のおっしゃったように、配水タンク内の状況の中で、堆積物がたまっていったという、水中カメラによって確認ができ、その除去を行ったことによって、きれいになったということでありまして。維持管理の面で、定期的に行ってこなかったという、まさか配水タンクの中にそういった堆積物がたまるということは想定していなかったようなことでありました。大変御迷惑をおかけしましたけれども、今後は定期的に堆積物の検査をしながら、除去をまいります。

なぜ、大泉、北原、大芝なのかということでありまして。

これは給水区域の問題があります。現在、第1配水池、第2配水池、南原配水池の三つの区域に区分されております。この配水池の区分につきましては、水源地の維持や水量、土地の高低差による水圧、供給水量などによって、村の配水計画によって決まっております。これ、ずっと以前から決まっておるところであります。したがって、大芝、大泉、北原及び北殿区の一部が、本村の第2配水池の給水区域となっております。この給水区域につきましては、表流水を使っておるということでありまして。そのほかの水源につきましては、上伊那広域水道用水企業団からの水、受水をしております。そんな状況でございます。

第2配水池につきましては、昭和54年に大芝に完成し、今年度で約40年が経過するところでありまして。特に、その中で、ことしと来年度、2カ年にわたって、薬注室の建てかえを計画しております。水を浄化する上で欠かせない薬品類を注入する設備となっており、薬品の影響もあり、老朽化が著しく、耐震も兼ねて更新することといたしました。また、薬品を注入する機械も老朽化しているために、ここ数年は注入量が安定してこなかったという、そういうデータもありますので、この機械装置も更新をするということで、来年度完成をいたします。そうすると、薬注の部分につきましては完全になるというふうに思っております。現在使用している薬注室につきましては、建物が完成すれば、取り壊していくということで考えております。安定したきれいな水が供給できるのではないかとというふうに思っております。以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 安心して、おいしい水を飲んでいきたいと思っております。

3番の6月18日、大阪府北部を震源とする地震が発生し、倒壊したブロック塀等により、小学生を含む2名の方が亡くなりました。

問題は学校に限らない。危険なブロック塀は通学路にも建ち並ぶ。一般の所有者が管理する塀の安全確保は、依然手探りの状態が続いています。

松本市は、震度5強を受けて、在宅の塀を生け垣に転換する場合の補助を充実させた。私も10年前、低学年用南小プールの塀は、レッドロビンのコンクリートから緑へということだ

やっております。

校舎の耐震化はほぼ100%。ブロック塀は、文科省の年1回の耐震化の調査でも対象になっていなかった。地震はブロック塀を凶器に変える。守れたはずの命、これは、旧基準にさえ違反したまま放置されていた。改修や撤去されていればと思うと悔しい。

大泉の旧街道沿いに立って歩いてみた。村の危険ブロック塀の調査結果はどのようなのか。

また、長野市では、小学校周辺の危険なブロック塀が571カ所に上り、教育委員会と情報共有せず、学校の安全指導に生かされていなかった。ブロック塀の倒壊で多数の死者が出た1978年の宮城県沖地震をきっかけに、83年から調査を始め、3月、9月の年2回、小学校周辺を調べたところ、鉄筋の有無や高さ1.2メートルのブロック塀があったことを点検。3割が改善の余地があると判断され、半数近い961カ所が小規模の補強で維持可能、400カ所が危険とされた。市が改善を促したが、22件が改善したぐらいでとどまっているという現実があります。

建設水道課のブロック塀の調査結果はどうであったか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ブロック塀の調査の御質問であります。

御指摘のように、大阪北部地震での事故を受けまして、学校や公共施設におけるブロック塀の点検が全国的に実施されました。本村の各学校におきましては、調査の結果、ブロック塀がないということを確認したところであります。通学路につきましては、PTAや校外指導部を中心に、危険箇所の確認、安全点検等を実施していただいております。こういった事故を受けまして、土曜日や夏休みを利用して、地区懇談会で子供と共有をしていただきたい、危険箇所を共有していただきたいという願いをしたところであります。そんな周知も図ったところでございます。

学校にはありませんけれども、村で管理をしております公衆用道路等に接するブロック塀につきましても一斉点検をいたしました。倒壊の危険性のあるものが3カ所ありましたので、今年度中に撤去し、1カ所は、撤去後に転落防止のためのガードレールを設置する工事を予定しております。その他の公共施設にかかわるブロックづくりの施設につきましては、学校関係の物置等の建物が3カ所のみとなりますが、この建物につきましては、点検の結果、安全性が確認されておるところであります。したがって、村で管理する部分3カ所につきましては、今年度中に全て撤去をいたします。その予算もお認めをいただいたところでありますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 次に、通学路のグリーンベルト沿い、それも、その反対側も危険と思われ、塀が多く、極めて道幅が狭く、早急の撤去が必要ではないかなと思います。

昭和43年6月の都市計画法により規定されたものがグリーンベルトというふうになっておりまして、村の実態は、都市計画というのはほど遠く、道幅がとりわけ狭いと思います。

子供にちょっとグリーンベルトと塀についてちょっと意見を聞いてみました。とにかくグリーンベルトを歩くにも狭くて、雨が降ったときには、青垣にもさわると、刈り込みがされておらず、本当にずぶぬれになったりする。それから、道幅が狭いので、ピーピーピーと車が通りながら、子供が本当に通り抜けるのに大変なぐらい狭い道だというようなことを

言っておりましたけれども、所有者任せではなくて、行政の指導で、長野市のように、22カ所は自主的に撤去したということです、そういった顔での指導もいいんじゃないかなと思います、いかがですか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ブロック塀の撤去の問題であります。グリーンベルト沿い等々の御質問であります。

村でも、南箕輪村のブロック塀等撤去事業補助金交付要綱を制定いたしまして、10万円を限度にして補助金を出すことにいたしました。交付要綱に基づく補助金は今議会の一般会計補正予算（第3号）でお認めをいただいたところであります。これから周知をしまいいります。これを活用して撤去をしていただきたいということをお願いはしてまいるところでございます。グリーンベルト上の有無にかかわらず、ブロック塀であれば補助の対象とするものでありますけれども、グリーンベルトのところにもブロック塀があるというお話であります。それにつきましては、それぞれ安全を確認しながらということになろうかと思っておりますし、教育委員会でもその辺の対応につきましては親子で確認していただいて、そういうところは通らないというお願いもしておるところでございます。

基本的には、個人の所有にかかわるものは所有者の責任ということで考えておるところであります。本当に危険なところは、指導というよりもお願いはしていくという、こういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。指導という部分まではなかなか難しいのかなというふうに思います。お願いということで、本当に危険なところはそういった対応はとらせていただくつもりでありますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 4 番に移ります。

糖尿病の講演会に参加しました。糖尿病と車の普及が連動しているということで、自家用車の保有率が高くなり、歩かなくなった、余分なカロリーを取り過ぎて消費できずになるといいます。食べ過ぎ、運動不足、太り過ぎ、ストレスなど、有意義な講演でした。その意味で、活動量計を使って歩くことは重要であります。

県の保健師の仲間に誘われ、県の在宅看護職信濃の会に参加し、国保連合会の主催であった研修会に参加しました。そこで、いろいろ、活動量計の取り組みなどを話すと、もっとしっかり現役の保健師は訪問し、住民目線で仕事をするべきだというような声が上がりました。

それはそれとして、箕輪町の取り組みなんですが、活動量計読み取り事業を実施し、7月で2年を迎え、270台を購入し、活動量計を持つだけでも数値が見えることや、やる気につながる。購入により、200ポイント獲得。料金は、やはり補助金があつて3,000円。2カ所で販売していると言います。駒ヶ根市は、1,300から1,400近く普及し、33カ所の健康ステーションが管理して、これは薬局と医療機関に読み取り機、カードリーダーを設置し、健康の維持管理と指導の材料にしているということだそうです。まさに一石二鳥です。

消極的な対策でなく、いろいろ積極的に取り組んで、あらゆる機会を捉えて、すぐに用立てることが大事ではないかと思っております。申し込んでも、1カ月たつてもまだ活動量計が来ないというのでは、歩く動機づけになりにくいわけですし、その意味で、現在数と今後の普及のための目標値、予算の予備の予算化を、それから、先ほどの箕輪町、駒ヶ根方式などの検

討で積極的な普及をにお答えいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 歩くことによって健康維持をという御質問であります。

御指摘のとおり、この糖尿病は大変恐ろしい病気でありまして、糖尿病が疑われる人、可能性を否定できない人は、それぞれ1,000万人と推計をされております。議員御指摘のとおり、これは糖尿病の増加というのは、運動不足、食生活の変化、この二つに尽きるわけでありまして、大きな要因と言われております。

村では、これは今年度より始めた事業でありますので、なかなか普及していかないというのが実態でありますけれども、今年度より、歩くということの習慣づけをするために、活動量計を普及をしたところでありまして、ウォーキングも健康ポイントの対象とするようにしたところでもあります。

現在の参加者数は67名であります。普及の目標値というのは特に定めておりませんが、今後も折に触れてPRを行い、参加者数の増加を図ってまいりたいというふうに考えております。

期間を区切って、また希望の取りまとめを行う予定であります。予定でおるというよりも、行っていかなければならないと思っております。この辺は担当課で進めるということと考えております。したがって、この予備の活動量計を予算化してということは、今のところは考えておりません。期間を区切って、また再募集をかけていきたいと、そしてPRもしながら普及してまいりたいという、こういうことで考えております。

読み取りであります。本村の場合は、役場と大芝にあります森の交流施設、2カ所で行っております。駒ヶ根市は病院や薬局でもできるということでもありますけれども、駒ヶ根市の場合、考えてみますと、エリアがかなり広いものですから、これはそういうところがないと大変だなというふうに思います。本村は20平方キロしかありませんので、2カ所あればいいのかなというふうに思っておりますけれども、この辺はまた参加者の要望があれば考えていく必要はあるというふうに思っているところであります。現在67名でありますので、これはもっともっとふやしていかなければならないということで、再度募集をしながら、PRをしながらふやしていきたいというふうに思っております。

蛇足ではありますが、このうちの1人は私でありますけれども、ほとんど歩いていないというのが実態であります。歩いていないというよりも、歩けないというのが、そんな状況かなという、こういう人も中におりますので、購入したら歩いていただくということで行っていったらというふうに思いますし、本村の場合は、本当に、先ほどの質問にもありましたけれども、ウォーキングに最適な場所があるわけでありまして、森林セラピーロード、これを1日200名の方に利用していただいておりますが、その6割の余が村外の方だというデータも出ておりますので、もっともっと大芝のセラピーロードをPRしてまいりたい。と同時に、そこまでいなくても、家の周辺を歩いていただくという、こういう取り組みを強化していかなければならないだろうなというふうには思っておりますのでございます。健康教室といいますか、松本大学へも行っていただいておりますけれども、そのOB会がなかなかふえてこないという悩みもあるわけでありまして。参加した人もOB会に入っていないという悩みもあります。その辺も解消しながら、運動づけをどうしていくのか、また再構築をしていかなければならないなと思っておりますので、そんな点はよろしくお願ひいたしま

す。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） WHOの世界保健機関は、5日、世界の成人、18歳以上の28%に当たる14億人が運動不足で、心臓疾患やがん、糖尿病になるリスクが高いとする研究報告を発表し、日本は36%で、がんリスクは高いとされています。社会保障費の抑制を図ることが重大な要因ですので、病気になったら、高額医療療養費分だけ払えば、その差額は村が無制限に払っているわけです。住民みずからが義務を果たしていくことが努めではないでしょうか。1週間に14キロ歩いている人は、脳の萎縮が進んでいないと言われておりますので、これもさらに進めていきたいと思っております。

2番の、7月に、森の交流施設コンシェルジュのトレーニング機器など、十分なよい施設が開設しました。その中には、本当に、運動の量をはかる計量、体脂肪計などもあり、体の中の中性脂肪、コレステロール、ヘモグロビンA1cなど、BMIも理想的に私もなってきましたけれども、そういうことの指導がされているということですので、そのコーディネーターの役割は何か、お願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康コンシェルジュの役割の御質問であります。

今年度、大芝高原に配置いたしました健康コンシェルジュであります。昨年までは、大芝高原の森の交流施設で週2日、村の健康運動士が利用者の健康指導を行ってまいりましたが、大芝高原の利活用を考える中で、観光面からのアプローチも含めた、さらなる交流人口の増加が必要だという考え方の中で、森の交流施設やセラピーロードなど、大芝高原の資源を有効に活用して、訪れた方々に健康と癒やしを体験していただくためのガイド役として、健康コンシェルジュを配置したところであります。これ、以前、全協でも説明申し上げましたけれども、総合的な事業の中で、味工房の備品購入の関係もありまして、一緒に組み合わせた事業ということで御理解をお願いいたします。

今までは週2日であったところではありますが、現在は木曜日と日曜日、祝日を除く毎日、午前中、午後、この健康コンシェルジュが常駐し、運動指導を行っております。これから村報でもお知らせしてまいりますので、多くの方に利用いただきたいと思います。最近、この森の交流施設の利用者がかなり多くなってきているという話であります。時には、実施内容を変更しなければ、人数が多過ぎてできないとか、あるいは、午後の1番に行った人を午後に2番目に回ってもらうとか、そういう工夫をしながらやっておるようであります。本当にこれはありがたいなというふうに思っております。設置したかいがあったかなど。この利用も、村外利用者もかなりいるようであります。村内の皆さんにはもう少しPRが必要かということで、担当課にも村報できちんと広報しろということで指導いたしました。来月号には載るのかなと思っております。

私の考え方といたしましては、歩数計も8,000歩歩けば1ポイント付与ということになっております。村内利用者には、森の交流施設の健康コンシェルジュの指導を受けた人には、健康ポイント、1ポイントぐらいの付与をしてもいいんじゃないかと、こんな考え方も持っておるところであります。途中からというわけにはいきませんので、来年の4月に向けて、この辺も検討していきたいというふうに考えております。村内の人に何か特典があったほう

がいいのかなと、村外者のほうが、今はどうも、状況的に考えると多いのかなという状況もありますので、そんなことも考えておるところでありますので、よろしく願いいたします。本当に、施設が狭いほどの利用があるということで、ありがたいなと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 女性が多いと思いますけれど、頑張ってください。

次に、信州型コミュニティスクール、学校支援ボランティア運営委員会と協働、協議して、学校、地域、家庭が一体となって子供を育てることだということで、南部小は既に、平成21年度より学校支援本部事業から始めております。教育関係者懇談会の中で、南小の校長から課題を投げかけられ、どうしたら実施につながるかという相談があり、議員からは、学校から頼まれれば、喜んでボランティアするだろうという声や、何回か集まって話し合う中で、得意な場面で協力できるのではということが話し合われました。何年前に立ち上げたはずが、立ち切れるということが問題で、社協のボランティア保険360円でしたか、それも社協でかけることは可能ということだそうで、名札を作成したり、校長からも、先ほどの安全見守りボランティアの話もありましたけれど、それ以外についても、目的が達成できるといいと思います。

それで、ボランティアの組織を立ち上げてということで、岐阜市の、可児市のボランティアの組織を立ち上げた。教育委員さんだそうですけど、この方は、部活動の顧問や事務文書作成など、多様化する業務に追われて、教員が子供とかかわれないということで、現在はボランティア約50人が校内の草刈りや見守りなどをしているけれども、一番取り組みたいのは、不登校や、いわゆる保健室登校の生徒たちの支援、学校教育を補助する業務、そこをやって、先生にゆとりを持ってもらえれば、一人一人の子供に寄り添い、小さな変化も気について対応できるようになるのではという記事が乗ってありました。

いいこと、やり始めればいいことではないかと思えます。実態はどうでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号6番、唐澤由江議員、信州型コミスクールにつきまして、南小の状況ということで御質問をいただいています。よろしく願いいたします。

南箕輪小学校ですが、議員御存じのように、平成28年2月に準備委員会が動き出しました。昨年度、南箕輪小学校の信州型コミュニティスクールが立ち上がってきています。それまでの状況でございますが、学校運営協議会というものを持たずに、地域の方々が、先ほど議員おっしゃられたように、このところで協力していただけないかということで、つながってということで、例えば、読み聞かせ、それからクラブ活動の支援、それから、議員の方々にもお力をいただいています。お米づくりとか、リンゴ学習、しめ縄づくり等々、本当に活動が動いてきているなと思っています。また、子供たちの安全見守り支援、学習支援、学校行事支援等々、本当にいろんな方々が学校と協働してということで来ています。

これまでの経緯をもとに、先ほど申し上げました学校運営委員会、南箕輪小では学校運営委員会と称していますが、を整え、学校だけではなく、議員おっしゃる、地域と学校とがもっと協働して育てていきたい子供像、共有していく、そのところ、情報交換も含めてですが、それを明確にし、共有した上での確かな営みが動き出しているというふうにとめて

おります。

また、南小の信州型コミュニティスクールの充実については、県のコミュニティスクールの促進委員会のメンバーでもある議員さんからも、大きな声援をいただいております。また、教育委員会としても、切なる願いで今に至っております。

今年度の南箕輪小の信州型コミュニティスクールの動きですが、今までのように、それぞれのところで行われてきた、お力をいただきながらですが、それをもとに、6月に運営委員会を開き、講師の方においでいただいて、コミュニティスクールの基本理念の学習、本年度は子供の安全見守りについて、先ほどお話しされましたが、重点的に取り組むことを確認し、現在に至っております。

私、思うのは、コミュニティスクールというのは、ある程度、組織化して、先ほどの運営協議会、学校委員会ありながら、つないでいくということだと思えますけれども、一番の、地域の子供は地域で育てるということを考えたときに、学校に入る、入らないは別にしても、何て言いましょ、この間、こういうお話を聞いたことがあります。議員の方からのお話なんですけれども、「おじちゃんね、僕、こんなことができるようになったんだよ」、縄跳びだったと思います。そういう話が、本当に隣近所とか、各地区でできて、「自転車で事故したのか、危ねえじゃねえか、気をつけろや」とか、何か、そういうことが一番大事なのかなという、それが各地域で、うんと整ってくればという、私の、自分自身のことをうんと反省している点あるわけですけど、そんなことに乗っかかりながらの信州型コミュニティスクールかなというふうに思っております。

安全見守りボランティアの募集、先ほど、重なりますが、また大事に行きたいなというふうに思っております。

また、10月に、職員研修として、講師の方にお話をいただきながら、基本理念を共有していくと、しっかり固めながら、ゆっくり、じっくり、しっかりと動き出している、そういうふうに私は受けとめております。また、いろんなお考え、お力をいただければと思います。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 立ち上がっているということですので、継続的にやっていければいいなと思います。

コーディネーターのことについて、私がいろいろ言うことではありませんが、協力し合って、いろんな面で大勢の方がかかわっていければいいので、専任とか、そういうことはどちらでもいいんですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。どのように考えているのか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） コーディネーターは、コミュニティスクールのキーパーソンというふうに思っております。なので、今、2人を置いてあります。2人を並列というか、同立ち位置ではなくて、主、副というような形で入っていますが、通常の業務をしながらのところで、ちょっとことし、2人体制で、状況を見ながらというところでございます。本人たち、一生懸命やる気はありますし、学校との連携、連絡、地域とのかかわりも持つ方々というふうに思っています。また、今まで、学校でコミュニティスクールを経験してきた2人でございますのでということで、礎をしっかり築いてほしいと願っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 私も、保育園の読み聞かせも行っていきますので、グループが違うんですよね、学校へ行くグループが。ですので、個人的に、ぜひ小学校の読み聞かせに行かせていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次は、南原保育園の子供たちがどこも増員していて、南中に行ってから、南箕輪小学校の学校給食の改修にかかわるのかどうなのかということで、先ほどから村長の方針が示され、まだはっきりわからないというようなこともあるわけですが、南小が減ってくるからこのままというようなお話にもとれましたけれども、ただただ、あの場所が、運動会のときに、どうしても増改築を繰り返しているの、南部小は増改築を繰り返し、今もまた4教室ふやしているんですが、運動会の場所がとにかく狭くて、暑くて外で御飯が食べられないものですから、本当に、体育館に行くけれども、こういう感じで、体育館でみんなが本当に御飯をやっとこさ食べてという感じでして、場所が狭いからちょっとどこかへ移転したほうがいいんじゃないかなというふうにも思ってしまうんですよ。だから、そういう意味も込めてですので、特にどのようということだと思いますけれども。

とにかく南原保育園は、未満児が本当に22人いて、赤ちゃんも別にしてあげたいと。1歳も33人で2クラスで、年少が60人、2クラス、年中が40人で2クラス、年長が40人で2クラスというように、本当にすごいんですよ。それで、あるお母さんとお話をしたら、南部地区へ家を建てたいんで、下の段の家では要らないと、こういうような話をして、もう絶対、何が何でも南部小へ入れたいというような意思を感じられまして、ちょっとそういうのもどうなのかなと思った次第です。お願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 運動会、本当に、自分、両方の学校を見させていただいて、いい運動会というか、子供たちが本当に一生懸命やっているなという、そんな思いをしています。手狭さは感じながらでございますが、校庭の広さは基準の中で当然入っていますので。

学校給食施設設備についてですが、ほかの議員の御質問にも、村長と答えています。検討材料とするためにということで、調査業務を業者に委託、作業を進めております。結果は年内に提出される予定でおりますので、また来年度予算に反映できるようにということで、最終決定を仰ぎたいなど、そんなことを思っています。

それで、子供たちの学習環境をどう整えていくかというのは、そういったいろんな状況を含めながら、その中に給食センターも入っていると私は思いますけれども。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） これで質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

なお、1名の議員の質問が残っていますが、あす20日の午前9時から一般質問を続けることとして、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午後 4時18分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 3 0 年 9 月 2 0 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

3 番 山 崎 文 直

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	住民環境課長	唐澤英 樹
副村長	原茂 樹	健康福祉課長	堀正 弘
教育長	清水閣 成	子育て支援課長	唐澤孝 男
総務課長	藤田貞 文	産業課長	出羽澤平 治
地域づくり推進課長	田中俊 彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	松澤厚 子	教育次長	伊藤弘 美
財務課長	平嶋寛 秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	小澤久 人
議会事務局次長	松澤 さゆり

会議のてんまつ

平成30年9月20日

午前9時00分 開議

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

的確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは質問を許可いたしますが、一般質問の前に、昨日の加藤議員の質問に対する答弁で訂正がありますので、教育長の発言を許可いたします。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 昨日、加藤議員の御質問に答弁させていただきました公民館の設置に関してでございますが、自治体における公民館の設置義務において、社会教育法、その他関連法において明文化はされておられません。設置の義務はないということで、おわびして訂正させていただきたいと思えます。

なお、公民館は、建物、施設ではなくて、社会教育法で定める目的の事業を行うための組織と言いましょか、ということでつけ加えさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（丸山 豊） それでは一般質問に入ります。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） おはようございます。3番、山崎文直です。

9月議会の最後の質問になりました。

今朝も役場に入ってきました、役場の玄関にあります災害の募金を呼びかける箱が五つもありました。インドネシアのものを除けば、あと全部、日本の、それも全国各地にわたっているということで、それにはまだ北海道のものはありませんので、今後またふえるかと思えますけれども、日本じゅうが、いつ災害が起きてもいいというような時代になってきたのかなというのを改めて感じたところでもあります。各地の災害で被害に遭った皆様にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものです。

同時に、自然災害ということでもありますけれども、自然災害の恐ろしさをつくづく感じるわけですが、その原因の一因には、地球の温暖化だとか、洪水等で流された部分については、住宅地の開発など、人間が社会生活を続けてきたことの背景も原因の一つにあるのではないかなというふうに考えさせられました。行政というのは、地域に住む人々が、安心して安全に暮らすことができるように、それを手助けしていく部分も行政の責務だと思います。そういう意味では、災害対策と同時に、その災害の起きないような、根本からの地域の環境づくりだとか、総合計画等もそれぞれ自治体で定めておりますから、そういうものを対策の前に、根本からそういう過剰な住宅開発、そういうものがないのかどうか、そういう部分についても計画を練っていく必要があるのではないかというふうに今回もつくづく感じているところであります。

私は、今回の一般質問で、最後の数字が4のままになってしまったけれども、5点について質問をいたします。前向きな答弁等をお願いしたいところであります。

1 番目の質問であります。

障がい者雇用問題についてであります。

ことしの夏前から、突然、各中央省庁で障がい者雇用の水増し問題が報道されるようになってきました。それに引き続き、各県や全国の市町村においても水増し等が多くされてきているという報道がされてきました。南箕輪村も地方自治体の一つであります。そういった厚生労働省のガイドラインに基づいて雇用してきているということではありますが、突然のこの障がい者雇用問題、なぜ長年にわたって水増しが行われてきたのかということが、私も非常に疑問に思っています。

政府では、第三者委員会というのを設けて、10月中に再発防止策や雇用の確保策を示す計画を立てるということになっていきます。第三者委員会と、このごろ何かはやり言葉のようにいろんなところで第三者委員会というのは設けられますけれども、第三者委員会の委員の選出についても、この第三者委員会、今回のには、障がい者の人たち自身は入っていない。そういうことでは、第三者委員会と言えるのかどうかということもありますけれども、そういう形が始まるようになってきます。

そもそも、私が少し考えるところによると、障害者雇用促進法で定められております、民間は達成できないと納付金だというお話がありますが、中央省庁にはそういったペナルティーがないということからも、障がい者雇用について考えが浅かったのかなというふうに考えます。

そういった意味で、中央省庁に並ぶ地方自治体にも同じ問題がかかってくることでありますから、最初の質問ということで、本村については、この障がい者雇用についての現状についてをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3 番、山崎文直議員の御質問にお答えを申し上げます。

障がい者雇用問題についてであります。

地方公共団体の任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、毎年、障がい者の状況報告書によりまして、障がい者である職員の任命に関する状況を報告しております。

このたび、国の行政機関におきまして、障害者雇用義務制度の対象となる障がい者の範囲に誤りが見られました。いわゆる水増し問題であります。これを受けまして、全自治体で再調査が実施されております。

本村の状況であります。当村では水増しはありません。障害者手帳で確認を行い、その上で適切に報告をしております。ただ、今回の再調査の見直しの中で、算出時に使用する全体の職員数であります。本村、報告を正規職員のみで報告しておりましたけれども、臨時職員も加えなければならないということのようであります。そのことによりまして、雇用率の修正が生じたところがございます。従来の雇用率2.02という部分ですが、これによりまして1.26となりました。法定雇用率は2.5%でありますので、いずれもこの水準を下回っているというのが現状であります。この点につきましては、臨時職員を加えるということですので、そういうことで修正報告をしたところがございます。

今後さまざまな工夫をしながら、雇用の場の拡大にさらに努力したいと思っておりますが、なかなか採用というのが難しいわけがございます。本村の場合も、従来から法定雇用率の部分がありましたので、職員採用時におきまして、障がい者枠を設けて募集をしておりますが、なかなか応募がないというのが実態であります。そんな点は御理解もいただきたいというふうに思いますけれども、これからも精力的に障がい者の採用につきましては行ってきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 本村においては水増しはないということで、残念ながら目標数には達してはいないけれども水増しはないということで、それは正直な数字だというふうに思っています。

そういった意味で、私が考えるに、国で2.5%という数字を設けて今までもずっとやってきた中で、多くの省庁で足りなかったということに対して、果たしてこの2.5%というのが可能な数字だったのか、そこに無理な目標があったのではないかなという疑問もわきますし、それに対して、それぞれの省庁、自治体等で障がい者が働ける職場の環境づくりをしてこなかったという、そういう意味では、目標はあるけれども、笛吹けども踊らずというような部分が多分にあったのではないかなというふうに考えざるを得ないというふうに思います。

本村の場合、今、村長の答弁で、採用がやっぱり難しいという答弁がありました。枠は設けているんですが応募がないということです。その点で、今まで障がい者を雇用するという、こういう仕事ならできるといふ部分を示すとか、障がい者にもいろんなタイプがあるかと思っておりますので、この仕事についてはきちんと採用するといふような、そういう努力をしてきたかどうかということについて、もう少し細かな経過を答弁をいただきたいなというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） こういう仕事ならとか、いろんな御質問はありましたけれども、本村の場合は、一般行政職と資格を持った保育士等々が主になるところであります。したがって、その両方で可能だといふふうには考えておりますけれども、ただ、障がいの程度という部分がありますので、この辺はどの仕事ということではなくて、一般事務職の部分ではできる範囲内だといふことで考えて採用募集をしてきておるところでございます。

これは、障害者手帳の問題でありますけれども、手帳を申請すれば交付になるという、以前はそういう方も見られましたけれども、申請をしないという実態もあるわけであります。その辺はいろんな工夫もしていかなければならないかなというふうには思っております。

臨時職も加えろということでもありますので、その幅というのは、臨時職員含めて、広くなったのかなというふうに考えております。その辺はそういったことを考えながら、また臨時職募集におきましてそういう枠を設けながらやっていくというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この2.5%の達成というのは従来から大変難しい数字かなという部分はありましたけれども、それが定められておりますので、これは達成をしていかなければならないというふうには思っておるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） やはり2.5%かなり難しいという数値だと思いますが、これからも枠を広げて努力をするという答弁であります。

ちょっと聞き漏らしたんですけれども、この達成をするか、しないかということで、いわゆるペナルティーだとか、交付税だとか、そういった問題、そのほかいろんな事業をするために、こういう障がい者の雇用枠があることによって、補助金等に関係するのか、そういう点はいかがでしょうか。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） この達成状況によつての不利益な部分というのはないということでございます。

議 長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 先日、県で、民間の事業所、四つの事業所に雇用の部分が達成できたということで、表彰されたということで新聞に載っていました。ある事業所では、四十数名の従業員のうち15人が障がいを持つ人だということで、非常に、いわゆる達成率というか、割合が大きい中での雇用だということで表彰されたというのが載っていました。民間の職場と行政の職場がイコールではありませんけれども、そういった意味でも、今後とも障がい者の雇用についての前向きな取り組みを要請しながら、この問題の質問を終わりたいと思います。

2 番目の質問であります。

文化財保護活動の一環としての県宝指定はということでありあす。

先般の新聞に、信濃毎日ですか、長野県の文化財保護審議会で、その都度されていると思うんですけれども、諏訪地方でも県宝に3件を答申したと載っていました。以前にも、村の文化財についても県宝登録に申請という話を聞いたことがございます。数点申請中という話がありました。それについて、たまたま今朝の新聞に、南箕輪の4点の文化財が保護審議会で県宝に答申ということで、答申されたということが載っておりました。そのことについてはすばらしいことだというふうに思います。

神子柴遺跡のレプリカも寄附によってできましたし、前からあります有孔鏝付土器、これについては大英博物館にも行って展示をされました。それから、骨つぼなども有名になっております。全国の土偶展にも出展されたということで、本村にも多くの文化財があります。昨日も村長の答弁がありました。郷土館もいずれ、最後のほうになるわけですが、これも建設をしていくという方針が示されました。そういうためには、器ばかりでなく、中身の整備、これも大事でありますので、そのためには、展示ケースなどとか、文化財の保護については劣化を防ぐ対策、そういうこともこれから準備をしていかなければならないというふうに思います。その一つとしての県宝指定というのも大きな目標ではあると思います。

そういった点で、できればこの4点がどんなようなものなのか。それから、県宝に登録されるということの結果として、例えば、メリットですね、そういうものがあるのかどうか、そういう点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号3番、山崎文直議員、県宝登録に数点、4点なるという方向で、そのメリットという御質問でございます。

村では、村指定文化財の、先ほどもお話がありましたが、人体紋付有孔鏝付土器を含む縄文時代の中期の土器4点でございますが、今申し上げた人体紋付有孔鏝付土器、これは久保の上ノ平遺跡から出土でございます。それから、台つきの鉢形土器、これも同じ久保の上ノ平遺跡、それから、釣手土器と言いまして、釣り手の形をしていて、高根遺跡という、北高根のところから1点、それから、同じく釣手土器が、これも高根のほうから出土している、この4点でございます。

その4点を県宝指定とするために、長野県教育委員会に8月8日付で申請をいたしました。県内18市町村の158点が信州の特色ある縄文土器として指定される予定、この中に今申し上げた4点の縄文土器が含まれております。既にマスコミ各社からも報道されておりますが、8月29日に開催された、先ほどの長野県文化財保護審議会において、審議、決議、議決され、審議会から県の教育委員会に県宝として指定するよう答申がなされております。今後、特に問題がなければ、県教委から県宝に指定されるはこびとなっております。

県宝に指定される時のメリットなんですけれども、一番大きなメリットとして考えられるのは、やはり県宝に指定されるということで、我々村民を初め、多くの方が改めてこの土器の重要性を認識し、関心を持っていただけることと考えます。また、県宝に指定された場合ですが、修理等を要したときに、その経費の一部を県から補助していただけることとなります。村から出土した重要な文化財であるこれらの土器が、県民全体の宝になることは大変喜ばしいというふうに考えます。

今後でございますが、これらの土器の保存と、今お話しいただきましたけれども、活用について、県教委と協力しながら、必要な措置を講じていきたいと考えております。

なお、県宝指定となった場合に、先ほど申し上げた村の指定でございます人体紋付有孔鏝付土器は解除ということになりますので、あわせて報告をいたします。

以上でございます。

議 長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 4点の上ノ平の二つと北高根の二つ、ちょっと有孔鏝付土器以外はどんなものか、ちょっと頭の中に入っていないんですけれども、いずれまた文化祭のようなときに行って、展示会等があれば、確認をさせていただきたいというふうに思います。

それで、済みません、いわゆる骨つぼという部分については、特に今回には入っていないのかなということと、今後、それが、古いものですから、傷まないようにしていく、保存していくというのが非常に大事だというふうに思いますが、この辺については、ケースだとか、温度だとか、湿度だとか、そういう部分に対する保存方法というのは、どんな方向で考えられているのかなというのをお聞かせさせていただきたいと思います。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 骨つぼに関しては、残念ながらということでございます。

それから、4点も含めての保存等々ですが、担当の係がしっかり把握して、県からの指導もいただきながら大事にしていくと。今、心配しているのは、大きな地震があったときに大丈夫かなという、ちょっと事務局でも話題になっています。いずれにしろ大事な宝物でございますので、大事に保存していく、そういうことを考えています。

以上でございます。

議 長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） まさしく、地震で、せっかく掘って、きれいな形で保存しているのが、再び壊れてしまうということになれば、非常に残念なことです。ぜひその辺のところについては、まだ郷土館建設には間があると思いますので、それまで大事に保存活動を一生懸命していただくということをお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

部活動指導員の活動の状況であります。

今年度から、2名の方が部活動指導員ということで活動を始められました。ただ、指導員の皆さんも、それぞれほかに任務というか、兼務をされているという状況のようでありますから、部活動指導員としての活動が十分にできているのかどうかという部分について、始まって間もない制度でありますけれども、私もわくわくクラブの一員として非常に期待をしているところであります。わくわくクラブとしても、学校の部活動について、スポーツ等の専門の皆さんを派遣しているというか、活動についてお手伝いをしている立場ではありますけれども、やはり3時ごろからの時間ということで行くと、職業を持った人たちはなかなか部活動に十分にお手伝いできないという、これはもう宿命的な問題があるかと思えます。そういう意味で、部活動指導員という人たちがその時間帯も携わることができるという、この制度については一歩前進かなというふうに考えています。

そういう点で、始まって間もない制度でありますけれども、1番目の質問として、この指導員の方の活動の状況はどんなふうなのか、兼務も含めて、かなり忙しい部分もあるように見受けられますけれども、この辺についての状況についてお話をいただきたいというふうに思いますが。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 部活動指導員という新しい制度が動き出しました。今、お二人の方のお力をいただきながらという、で今には至っておりますが、今年度2名を配置して、4月の6日に、スポーツ文化活動運営委員会、学校、先生方と、それから保護者の方が代表の方です。それから指導員、教育委員会事務局、私も行きまして、紹介の形をとらせていきました。国からの予算の関係があり、実際的には5月に入ってからという運びとなってからのスタートとなりました。お二人は、今お話がありましたけれども、通常の業務がありながらの部活動指導員もあります。ですので、休日の練習、あるいは練習試合にお力を発揮していただくという状況が多いかなというふうに思います。平日、都合がつくところはサポートしていただいて、そんな状況でございます。

ほかの市町村の例ですと、フリーな方がいて、もう本当に入り込んでいる、そういう状況もございしますが、地域の方で適任の方がいらっしゃれば、その形がとれると思うんですが、現状としてはそこまで至っていない状況でございます。

要領を定めてありますが、年間210時間が上限でございますので、その範囲の中で今後お力をいただきたいと願っているところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 2人とも兼務をされているということであります。そもそもの目的が、目的の一つにあると思うんですが、教員の皆さんの忙しいのを少しでも解消していくということでありますが、そのためになった、活動指導員の方がほかの兼務されていて、こ

の方たちが今度は忙しくなっちゃうという、また意味が違ってくるのかなというふうに思いますので、この辺については常に様子を見ながら、余裕を持って活動できるようなふうに手当をできればいいかなというふうに思います。

それで、2番目の質問でありますけれど、この教員の皆さんの働き方改革に対してということで、部活動が非常に忙しいということの少しの改善策にもなるのかなというふうに期待をしています。そういう点で、この部分については有効に進んでいるのかどうかという部分について、教育長としての見解をお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 指導員の活動が働き方改革に対して有効となっているかどうかについてお答えいたします。

部活動指導員の制度が動き出して、先ほど申し上げたとおり、5月からですので、3年生が中体連の大会を終えて、今、2年生が新人戦で活躍しているという、メール等でも配信がありました、そういう状況が学校の中でございます。

中学校からは、まだ大会や練習試合の引率を指導員の先生お一人に任せることはしていない状況がございます。一緒に指導していただくことで、顧問の負担は大分軽減されている。生徒も、大会で結果を出せて、満足感や達成感を味わっております。今後、今2年生が今度主体となっておりますので、生徒との関係づくりが進み、これから顧問不在の場合も練習を見ていただくなどお願いしていくことができる状況かなというふうに学校としては考えております。

議員御存じのように、部活動指導員の導入というのは、働き方改革という側面もあるんですけれども、もう一つの大事な柱が、部活動の質の向上でございます。働き方改革の観点では、顧問の部活動指導の時間が軽減も、時間的な軽減も確かに大事なことと考えますが、部活動指導を実際にやる中で、顧問と分担して生徒を指導する、そういう場面、あるいは、顧問が所用でその場を離れたりとか、あるいはメンタル面で支え、相談したりとか、あるいは体力的な面等々で大きな軽減になっているかな、そんなことを受けとめています。

いずれにしましても、まだ半年にならないわけですので、今後、後半のところを見ながらというふうに考えていますが。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3番（山崎 文直） 新しい制度でありますし、日もたっておりませんので、今後に改善する方向も出てくるかと思えます。ただし、制度については一步前進ですので、私どもも期待をしていますので、その辺については活動の指導員の人たちの連携もとりながら、これから進めていっていただきたいなというふうに思います。

3番目ですけれども、一步前進という形の中で、今現在2名の方をお願いをしているわけですが、今後、増員などというような見通しがあるのかどうか。現在している指導員の方の意見等も当然これから聞かれていくかと思えますが、今後の見通しですね。

本村の場合は、教員だった方がお二人だと思います。そういう意味では、教員のOBということで、現職の教員の皆さんとも、ある意味では意思疎通がしやすいのかなという立場にはあるかと思うんですけれども、この指導員をお願いするときに、いわゆる教員の経験がない、いわゆる民間の方というか、そういう方も後は考えられるのかどうか。そういった場

合に、今までも現職の教員の部活の顧問の皆さんとの指導の方針の違いとか、そういう部分も問題になったことがございます。そういう点で、教員のOBの方でなくても考えられるのかどうか、この辺のところについてお聞かせいただきたいと思いますが。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今後の見通しについての御質問でございます。

今後の見通しについてですが、現在はそれぞれの文化、それから競技に精通している職員がいるので、問題が顕在化していない、そういう状況もございます。今後、まだ設置されていない部について、部活動指導員のニーズ、生徒のニーズと重ねながらとか、あるいは、未経験の顧問が部活動を指導しなければならない、そういう状況、あるいは、顧問が毎日指導することが難しい、そんな状況も生じてくる可能性がございます。その中で、学校側のニーズと、それから部活動指導が可能な地域との方とのマッチングがうんと大事かなというふうに思っております。本年度2人がうまくマッチングしてという、そういう状況でございます。

本村にはわくわくクラブがあります。非常にありがたいというふうに私は思っていますが、わくわくクラブのコーチの方が部活動指導員へという、そういうつながりが今後できればいいかなと。

それから、先ほどの教員というお話をいただきましたけれども、村の要綱では、例えば、教員免許を所有している者とか、あるいは日本体育協会等公認の指導者資格または同等の指導者資格を所有している方、あるいは学校の部活動において指導した経験を有する者、または地域のスポーツ文化活動において指導した経験を有する者、こういう観点でその方を適任かどうかという、そんな判断を教育委員会でさせていただいておりますので、もっと言うと、わくわくのコーチの方が、今後、部活動指導員になる可能性というのはいくらというのか、そこをうんと大事にしたいというふうに思って、現に、2人の指導員もわくわくクラブに所属しながらという、そういう立ち位置でございます。

文科省のほうでは、2019年度の概算要求で、部活動指導員の配置増が現時点では出されております。予算面の裏づけをもとに、可能であるならば、先ほどのマッチング等々あわせながら検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） ありがとうございます。

予算要望もされているようでありますし、今の指導員の方の、そういう意味では初めての経験という部分もありますから、意見等もくみ上げていただいて、今後に生かしていただきたいなど。ぜひともこの制度が発展していくように、一つ努力をお願いしたいなどというふうに思います。

それでは4番目の質問に移ります。

道の駅開駅後の状況ということであります。

7月21日にめでたく開駅をされて、セレモニーが行われました。その後、何度か道の駅にも行きましたら、こういう道の駅旅案内という情報誌が、この前のときには開駅前だったんですけれども、大芝高原が一面というのか、ところに大々的に載ってしまっていて、いよいよ開駅だなどという、そういう感動を覚えたわけなんですけれども、これは2018年の秋冬号ですね。無料でということでは置かれているわけなんですけれども、この中に見ましたら、長野県で16番目の道

の駅で大芝高原が載っています。この中で、一つ載っているのは電気自動車の充電施設は以前からあるのに、ここにマークされていないとか、味工場のすぐ横にある足湯はあるんですけども、足湯、いろんな施設があるというのがマークでされていますけれど、そういうのが何で載っていないんだろうという部分があります。よく見ましたら、平成30年の1月現在の情報に基づいて載っているというようなのも載っていましたが、電気の充電施設はずっと前からあるよね、足湯ももっと前からあるよね、何で載っていないんだろうと、こういうふうに疑問を感じたところであります。それと同時に、付近には大芝荘だとか、大芝の湯という、これ、もしかしたら、道の駅の登録のエリアから外れているから載らないのかという部分がありますので、この辺について、そのエリアの部分についてはかなり厳格なものがあるのかどうか。せっかくの足湯だとかそういうものが、以前からあるものに対して何で載っていないんだろうという疑問がわきました。この点について、その状況がおわかりになりましたら教えていただきたいなというふうに思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 道の駅の御質問でございます。

おかげさまで、大芝高原も道の駅に登録をされました。それ以降、県外ナンバーがとまっているのは見受けられますので、効果は出てきておるのかなというふうには思っております。

その中で、道の駅の情報誌としての御質問でございます。

大芝高原の道の駅につきましては、EVの充電施設を含む駐車場、トイレ、公衆電話、情報発信施設としての公園管理棟、地域振興施設としての味工房が登録となっております。そういった関係で、情報誌に紹介される施設としては、日帰り温泉施設や宿泊施設は紹介されないということであります。当初は、大芝高原全体といいますか、都市公園部分を主に登録申請をしていったらという考え方もありましたけれども、エリアが広過ぎるということの中で、部分登録の申請となったところがございます。

大芝高原を情報発信する際には、道の駅の楽しみ方としてのセラピーロードや日帰り温泉施設、あるいはアウトドア施設等々の景観含めまして紹介をしていく必要はあるのかなというふうに思っております。これは情報誌ということであって、村のPRということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

EVの充電施設や足湯が載っていないということであります。この辺は若干調べてみたいというふうには思いますけれども、その雑誌自体が村が関与している雑誌じゃありませんので、その点はそんな御承知おきをお願いしたいというふうに思います。

村のPRの方法としては、そういうのを含めた道の駅のPRはしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3番（山崎 文直） 開駅前と同僚議員が、ホームページ上の部分についても、十分に載っていない部分等の指摘をされました。そういう意味で、新しいものに向かっていくということでは、いろんな情報誌も出るわけですから、そういう点で、少し、もう少しきめ細かな、多分、これは照会は来ているかと思えます。開発公社なり、村の観光担当等にも来て、こういうのが載るといような、もう勝手に向こうで載せるということはないというふうに

思いますので、そういう点では、せっかくこんなお金がかかった情報誌が出るわけですから、これについて、もう少しきめ細かなチェックをして、この施設を売り出していくという、そういうことも大事かと思っておりますので、この辺について、そういうことが、調査に対して、したかどうか、この辺のところをもう少しわかりましたら教えてほしいなというふうに思いますが。

議長（丸山 豊） 出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） ただいまの御質問ですが、観光面等で照会が来ているものについては、全て細かくお答えをして、載せていただくようにしております。ただ、今ありましたような駐車場にEVの施設があるのに載っていないとかという部分については、こちらも全く把握していない情報誌でありますので、こちらとしては、逆に言うと、そのような情報をだしていただいたら困ると、逆に言いますと、もっと、こちらとしては宣伝してほしい部分では、全て情報を提供しておりますので、そういったところでは、問い合わせに対しては全て対応しているというところであります。また、こちらでも、ホームページ等でチェックしていく中で、大芝高原、既にオープンになっているのに、いまだされてないという分とかも見かけておりますので、そういう分については、既にオープンされているよという分での、早く情報を直してほしいというお願いをしているという状況であります。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 見たところ、地図を発行している会社が出している情報誌だと思います。そういう点では、問い合わせがなかったのかなというふうに思いますが、いずれにしても、この後、毎年出る情報誌だと思いますので、その辺については、ほかの情報誌も含めて、チェックをしながら、確実な、充実したものにしていくような要請をお願いしたいというふうに思います。

2 番目の質問であります。

7月21日の開駅以来、今も答弁にありました県外ナンバーが多くなったということで、非常に、確かに、行きますと、県外ナンバー、それもかなり高級車のようなものがいっぱいまとまっているのを改めて感じました。バスについても、合宿ばかりでなく、大きなバスがとまっている部分も見えて、この部分については非常によかったなというふうに思いますが、そこで、開駅前に、村長の方針の中で、味工房について、夜間も営業していきたい、カフェだとか、そういう部分についても提供をしていきたいという事前の意気込みがありました。そういうことで、味工房も、現在、夜間の営業をしているわけですが、何度か行くについて、やはり夜というのは非常に厳しいものがあるなということで、そこに最低3人は働いているわけですが、かつての大芝荘の食堂、そういう部分についても夜間の営業をやって、やはり途中で断念をした経過もございます。従業員の皆さんも、働いていて、お客さんが来ないというほど寂しいものはないというふうに思いますが、これについて、現在の状況と、今後について検討していくことがあるのかどうかについてお聞かせいただきたいと思っております。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 味工房の夜の営業の御質問でございます。

試行的に、金、土、日、試行的ということで申し上げてきたところであります。営業をやってみて、その状況により考えていきたいというふうに思っているところであります。

今、味工房の状況を見ますと、カフェ部分につきましては、11時から2時のこの3時間に圧倒的に集中しておるという状況であります。夕方になれば、めっきりとお客様が少なくなるという、そういう状況となっております。宣伝の部分につきましてもしてきております。大芝の湯等でも、味工房やってますよという、カフェやってますよという、そんな宣伝の効果もありまして、若干ふえてはきておりますけれども、大変厳しい状況でありますので、この辺は検討しながら考えてまいります。たまたま、10月から、イルミネーションフェスティバルが始まります。この期間は味工房、かなり夜もお客さんが来ますので、この期間はやっていきたいと、それを過ぎてからどうしていくのか、こういったことで今考えておるところであります。

私の考え方といたしましては、幾らやっても、この日曜日はやめざるを得ないのかなと、日曜日というのはほとんどないというのが実態であります。また、金曜日、土曜日につきましても、再検討していく必要があるというふうに思っておりますし、ここは予約、もっと力を入れて、予約者に対してのみ夜やっていくという、こういう方法もあるのかな、忘年会季節含めまして、女性客等々の中で考えていければということであります。そんなことで今考えております。

若干、7月以降の各部門の状況、申し上げます。時間がなくて、申しわけありません。5番目は不可能かなというふうに思いますけれども。

味工房の増改築以後であります。

ジェラートにつきましては、ふるさと納税の返礼品が、4、5、6の途中まで止まっておりますので、70%ぐらいであります。8月の売り上げは、これはふるさと納税を復活させましたので、29年度の309万円に対し454万円と、1.5倍となっております。パンにつきましては、これは4月から8月まででありますけれども、1.6倍であります。それから、直売所関係につきましては2.5倍、カフェにつきましては1.6倍、売上増となっております。

こういった状況でありますけれども、経費も大変かかっておりますので、私自身は、8月までは経費、採算度外視して、宣伝の意味でやってまいりました。9月からは経営を重視という、これは前に申し上げましたけれども、経営を重視してやっていくようにということで指示をしておりますし、来月の執行会議、私自身も出ていって、この辺の経費の部分、徹底的に分析したものを職員に協議をしながら、お願いといたしますか、指示をしていく予定であります。売り上げは順調でありますけれども、それに伴いまして経費も順調でありますので、この経費の順調さをいかに抑えていくかという、この部分、しっかりとまた私自身も先頭に立ってやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

時間が来ておりますので、お願いします。

3番（山崎 文直） それでは、5番目は次回に回すとして、9月からは経営重視ということで、ぜひとも頑張っていただきたいなというふうにお願ひして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（丸山 豊） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

以上で、一般質問を終わります。

あす21日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。
事務局長（小澤 久人） 御起立願います。礼。〔一同礼〕
議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午前9時52分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 3 0 年 9 月 2 1 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|----------------------------|-------|
| 第 1 | 行政報告 | |
| 第 2 | 議員定数検討特別委員会報告 | 質疑～討論 |
| 第 3 | 議案第13号～議案第17号 | 提案～質疑 |
| 第 4 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 5 | 発議第 1 号 | 提案～採決 |
| 第 6 | 議案第 1 号、議案第 2 号 | 討論～採決 |
| 第 7 | 議案第 3 号～議案第 8 号 (委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 8 | 議案第10号～議案第17号 | 討論～採決 |
| 第 9 | 諮問 | 提案～採決 |
| 第10 | 継続調査事項の採決 | |

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	唐澤英樹
副村長	原茂樹	健康福祉課長	堀正弘
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	藤田貞文	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	松澤厚子	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	小澤久人
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成30年9月21日

午後3時00分 開議

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案並びに発議が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） 議会運営委員会より御報告を申し上げます。

本日、追加議案並びに発議が提出をされております。それに伴いまして、先ほど議会運営委員会を開かせていただきました。次のように決定をさせていただきましたので、御報告を申し上げます。

議案5件、報告1件、諮問1件、発議1件が提出をされておりますので、本日の会議日程とさせていただきます。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案5件、報告1件、諮問1件、発議1件を本日の会議日程とします。

日程第1、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第2号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。

別紙のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、1件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、報告いたします。

細部につきましては報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わりといたします。

議長（丸山 豊） これで行政報告を終わります。

日程第2、議員定数検討特別委員会報告を議題といたします。

議員定数検討特別委員会の報告を求めます。

百瀬議員定数検討特別委員長。

議員定数検討特別委員長（百瀬 輝和） 議員定数検討特別委員会の最終報告をさせていただきます。

会議規則第74条にのっとり、結果報告をさせていただきます。

お手元に資料をお配りしてあります。

済みません、最初に、当議会は、平成28年7月に、任意の議員定数・報酬等研究委員会を設けて研究を行ってきました。その中間報告が平成29年9月に出され、同規模類似自治体の状況、人口増加している状況、議会運営、特に委員会運営について支障を感じていること、

自立の道を選択後、平成16年の議員定数削減の検討時に危惧された財政問題については、当時示されていた内容ほど厳しいものにはならなかったことなどを判断して、議員定数の増も視野に入れた上で、議員定数検討特別委員会に移行して、さらに一步進めた検討をしていく必要があるということで、全会一致で設置され、検討を重ねてきました。

委員構成ですが、委員長、百瀬輝和、副委員長、小坂泰夫議員、委員、大熊恵二議員、委員、都志今朝一議員、委員、唐澤由江議員の5名で携わりました。

開催の状況についてですが、1 ページ目の3の部分で、ここについては主なものだけ発表させていただきます。

平成29年11月17日、岐阜県岐南町議会、ここは人口が増加中で、定数10人の議会の現状を視察させていただきました。平成30年2月8日、議員定数検討懇談会として、村の行政評価委員、むらづくり委員の方々と懇談を行いました。2月15日、区長会との懇談を開催しました。2月24日、地域のみなさんと語る会ということで、北原区の皆さんと懇談を行いました。6月28日、全員による定数の考え方について意見表明を行いました。7月28日、地方議会改革講演会開催、明治大学の牛山久仁教授を迎えて、講演会を開きました。2 ページ目に行ってください、8月7日、議員定数検討に関する議員討論会を開催いたしました。

4の経緯です。

当委員会は、開始時から、構成委員の中でも、議員定数現状維持の意見と議員定数増を求める意見とに分かれていたため、どちらの意見に偏ることなく、中立的に定数のあり方を検討する姿勢で活動してきました。

まず、類似議会の現状を探るため、人口増加中の町村で、かつ議員定数を10人に減らしてきた議会を視察した。そこでの現状は、いったん減らした定数は、議員が定数をふやす必要性を考えても、住民にそれを理解し受け入れてもらうことは非常に難しく、現状維持が妥当と考えているであり、現状維持にしてもふやすにしても、その判断のもとには、住民のための現状維持か、改革か、が一番になければならないとのことだった。

視察内容をまとめ、その時点で、当委員会の各委員がお互いに意見表明を行う中で、次に、住民の意見を聞き、懇談する機会を計画した。

村行政に関連する審議を行っている村民、各区の区長、そして地域住民と懇談する中で、意見は、議会改革の全国表彰を受けているほどの村議会が、現状の議員定数で困っているのかなど、現状維持でやるべきだという意見が多く、一方で、現在の議員が定数の不足を感じるのなら、ふやすべきでないかという意見もあった。

各懇談会の取りまとめや、各議員が、それぞれの住民、支持者から定数に関する意見を聞いた上で、その時点での全議員の意見を提示し合った。そこでは、定数増を求める意見は過半数に満たなかった。

当委員会としては、最終的な判断を検討する機会として、住民も参加できる講演会を開催した。

その講演会も参考に、最終的に全議員で定数検討に関する討論会を行った。

5の定数検討に当たっての全議員の意見として、議員定数現状維持と議員定数増ともに、地域社会の変化、人口、財政規模等の変化、委員会主義の議会運営の原則、地域住民の代表制の実現などの根拠を踏まえ、全議員間での各意見の提示と討論を行った。

その内容が下にあります。

議員定数現状維持を求める意見やその根拠。

議会や議員だけの意見で議員定数増を決めてよいことではない。議員定数増は、議会が努力して住民の理解を得てからでなければ、住民からの議会不信につながってしまうので、議会議員の考えだけで定数をふやせない。地方では小規模自治体の存続が危ぶまれる現在、議員定数をふやすことなど考えられない。3ページに行きます。現在の定数で、議会や委員会の活動に支障はない。当村は、今後、大幅な人口増は考えられず、議員定数増も考えられない。近年、当村議会議員選挙の立候補者数は少なく、いわゆる、なり手不足であって、その現状から、当然、議員定数をふやす必要はない。

議員定数増を求める意見やその根拠についてです。

委員会は、合議体として、一つの委員会の委員5人プラス委員長、計6人が最低でも必要で、6人が二つの委員会で、計12人が最低限必要だ。村議会議員選挙では、定数10のところ、立候補者が1人オーバーが3期続いた。定数10という少な過ぎる数が立候補者の少ない要因であろう。10人の現状では、政策提言ができていないから、可能にするため、ふやすべき。もっと多様な民意を行政に反映することができる仕組みづくりのために、定数増が必要だ。

6の結論です。

議会内では、議員定数の増を求める意見もあるが、議会活動が住民には見えにくい現状で、それが恐らく多くの住民の声と考えられる現状では、到底、定数をふやすことは住民に理解されない。現状の定数の中で、議会全体の質の向上がなお一層求められることを、議員一人一人が強く自覚しなければならない。現時点で、定数をふやす意見は議会内でも過半数に満たない。したがって、結論として、議員定数は現状のまま、ふやすことには至らなかったとしてください。この後の部分は少し直していただきたいと思います。

以上で、議員定数検討特別委員会委員長報告とします。

議長（丸山 豊） ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告を了とし、報告のとおり、議員定数検討特別委員会をこの報告をもって終了とすることにいたします。

日程第3、追加議案の上程を行います。

議案第13号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、去る4日の夜、長野県に最接近しました台風21号の影響による災害復旧にかかる経費の補正が主なものであります。

予備費からの調整をするものであり、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第13号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」の細部説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出の組み替えのみでございます。歳入に変更はございません。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

この補正は、村長が提案理由で申し上げましたとおり、台風21号被害対策が主なものでございますが、この4款、衛生費の1項1目は、台風関連ではなく、これまで保健センターで健診時に使用してまいりました体重、体組成計が最近故障をいたしまして、長らく使用してきたものでございまして、交換部品もないということでありますので、18節に更新費用を追加させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、次は台風被害対応というふうになりますが、8款、土木費の2項1目、0803道路維持事業、13節は、災害復旧に関する協定に基づきまして、南箕輪建設業組合に道路上に倒れた倒木の処理ですとか、飛び地の村道に流出した土砂の除去、土のうの作製、河川に流入した土砂の除去等を依頼し、290万円を要しましたので、13節、委託料の増額をお願いするものでございます。

次の4項2目、0821国庫補助公園整備事業と、その次の10款7項2目、1063大芝公園管理総務事務につきましては、ともに都市公園整備に係る社会資本整備総合交付金事業で実施をするものでございますが、マレットゴルフ場南トイレ改修と、これと同時に実施をいたします下水道の排せつ管の整備工事、この事業内容が固まりましたので、交付金事業の中で事業費の組み替えをさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、11款、災害復旧費でございますが、3項1目、1125福祉施設災害復旧事業は、こども館北側に設置してありますフェンスが強風によりかき倒れましたので、11節に修繕料を、2目、1126公園施設災害復旧事業は、大芝野球場の周囲の樹木3本が倒れたり、裂けたりいたしましたので、13節に処理の委託料を、3目、1127教育施設災害復旧事業は、中学校体育館屋根のシールが一部破損しまして、雨漏りするようになりましたので、11節にこの修繕料を、それぞれ計上をさせていただくものでございます。

次の14款、予備費は、調整で384万5,000円の減額とさせていただきます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第14号「財産の取得の一部変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第14号「財産の取得の一部変更について」、提案理由を申し

上げます。

本案は、平成28年12月16日に議決をいただきました財産の取得につきまして、その一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） それでは、議案第14号の細部説明を申し上げます。

説明資料により御説明申し上げますので、議案書の2ページをごらんください。

平成28年度南箕輪村巡回バス購入事業の変更でございます。

まず、1の車両の型式でございます。

変更前がSKG-HX9JHBE、変更後は2DG-HX9JHCEでございます。

変更内容及び理由でございます。

一つ目といたしまして、エンジンの型式の変更でございます。理由といたしましては、契約時には、平成28年排出ガス規制値への対応内容、仕様が決定しておらず、その後も明らかになっておりませんでした。先ごろ確定してまいりまして、排出ガス規制に適合したエンジンに変更となったことによるものでございます。

二つ目といたしまして、トランスミッションの変更でございます。理由といたしましては、排出ガス規制への対応内容の確定に伴い、5速オートマトランスミッションのみの製造となったことにより変更が生じたものでございます。

これらにより、車両の型式が変更となったわけですが、ノンステップ型小型バス、社名、日野ポンチョ、主な仕様は当初のとおりで、変更はございません。

変更に伴う増加金額は、106万6,425円でございます。

したがって、2の取得価格でございますが、変更前が2,098万5,611円、変更後は2,205万2,036円でございます。

それでは、議案書の1ページにお戻りください。

財産の取得の一部変更についてでございます。

1、取得価格、変更前2,098万5,611円、変更後2,205万2,036円でございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

メーカーは日野というお話ですが、これは納期はいつの納期というふうに考えたらよろしいのか、おわかりになりましたら御説明をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

田中課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 契約上の納期は来年の3月31日までということでござ

います。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第15号「工事の変更請負契約の締結について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第15号「工事の変更請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年7月5日に議決をいただきました平成30年度南部小学校教室棟増築工事建築工事の請負契約につきまして、工事内容の変更が生じたため、変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） それでは、議案第15号「工事の変更請負契約の締結について」につきまして、細部説明を申し上げます。

議案書第15号の2ページ、済みません、議案第15号の2ページですね、説明資料をごらんください。

1の工事内容の変更部分でございます。

既存の一番南側の校舎が教室棟になりますけれども、その東側に鉄筋コンクリートづくり、2階建て校舎の増築工事を行っております。その基礎くい工事を行いましたところ、9メートルのくい14本のうち1本が支持層に達しなかったため、これを支持層に到達させるため、隣接の1本と合わせた2本のくいを5メートル延長し、14メートルとするものでございます。

3ページの図面をごらんください。

赤色の部分に変更するくいがございます。くい打ちの箇所は8カ所でございます。うち、図面で申し上げますと、一番上の両角の2カ所が1本ずつのくい、残りの6カ所が2本ずつのくい打ちとなっており、くいは全部で14本となります。このうち、赤色でお示しをしました2本のくいを変更するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、2の工事費でございます。

当初請負金額1億6,956万円、変更請負金額は、設計額194万4,000円に入札の際の落札率98.125%を考慮いたしまして、190万800円の増額でございます。変更後の請負金額は1億7,146万800円となります。

次に、1ページにお戻りいただきまして、工事の変更請負契約の締結についてでございます。

す。

契約内容、1、契約の目的、平成30年度南部小学校教室棟増築工事建築工事。

2の契約の金額でございますが、当初請負金額1億6,956万円、変更請負金額、これは増額分でございますが190万800円、変更後請負金額1億7,146万800円。

3の契約の相手方、南箕輪村4767番地2、宮下建設株式会社、南箕輪営業所、営業所長、三澤欣一でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（丸山 豊） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

これからお聞きすることは愚問だとは思いますが、お聞きしたいんですが、これは当然、地質調査をされて、こういうものが何メートルでということになっていると思うんですが、調査不足でこういうことが発覚したために、深く、さらに必要だということの理由は理解できるんですが、これは設計者の、要するに瑕疵と言いますか、そういったことは、これは当たり前のように今までもずっとやってきましたけれど、民間感覚でまいりますと、私も家を建てたときに、基礎工事をするとき、全部地質調査をして、くいを53本ばかり打ったんですが、それが全部地質調査をして、3メートルのくいを全部地下に打ったんですが、中にはもうちょっと深く入るところもあって、追加でもらいたいという話があったんですけど、今さら何を言っているんだと、そんなことは最初から調べてきちんとやるのがあなたたちの仕事じゃないかというようなことで、わかりましたということで契約になったわけですけど、こういう公共工事の場合に、こういうものが後から、下水のときもそうだったんです。大きな石に当たったために、追加工事で、例えば、推進工法をやっているときに、大きな石に当たって、その石を除去せにゃならんもんで、追加工事をお願いしたいというようなことがあって、それはずっと今までも認めてきているんですけど、こんな議論をするのは私も久しぶりなんですけれど、これは愚問かもしれませんが、こういったことに対して、設計者のミスとか、そういったことは何ら考えられないというか、仕方のないことなのか、えらい物わかりがよ過ぎている行政なのか、その辺を確認したいわけですが、改めてお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） この工事につきましては、今回の工事、以前の地質調査を参考にしたということで、この工事に関する地質調査はしてございません。増築、増築できておりますので、一番最初に行ったときの地質調査をもとに設計をしたということでありまして。そんなことで、地質調査、詳しくは、この場所についてはしていないということでありまして。

と同時に、今、大熊議員の御質問の中で、民間であれば、それは、そういうことは可能かなと、それは当然そういうことになると思いますけれども、行政の場合には、そういうことがなかなか厳しく、いろいろの部分がありまして、設計変更を生じた場合には設計変更をしていくという、これが基本的な考え方になっております。下水道の場合の推進の話もありましたけれども、推進の中で、大きな石が出てしまったとか、地下のことですので、そういう

部分につきましても、それは設計変更をする中で工事の請負契約の変更をしていくというのは、これは行政の基本的な考え方となっておりますので、民間とまあまあという、こういう話の中でいかないところでございますので、そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 逆に、思ったより短く済んだとか、安く済んだとか、そういう場合には、やっぱり設計変更の契約で、お金が戻るといことはほとんどないですね。聞いたためしがない。だから、そういう、かかる場合はそうやって請求してくるけれど、逆に、浮く場合だってあるわけですね、やっていく中で。そういう場合はどういうふうに理解したらいいんですかね。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 当然、逆の場合もあります。これ、まああるところでございます。それはやはり設計変更して、減額の契約変更をしております。中にはそういう事例もないことはないということがあります。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第16号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第16号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」の提案理由を申し上げます。

三澤久夫教育委員が9月30日で任期満了となるため、新たに薄田東氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所、南箕輪村6073番地4、氏名、薄田東氏、生年月日、昭和31年12月5日、満61歳でございます。

経歴につきましては議案の添付資料をごらんいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この任命についてであります。人事案件ですので、ほとんど反対というようなことはなく、今までも任命をされているわけですが、今回の薄田さんの件以外でも、果たしてどういふ方なのかなと、お顔も存じ上げない、経歴は書いてあるんですが、ああ、こういう経歴な

んだなということはわかるんですが、要するに、教育委員として、どんな方針で今後その養育委員会の中で御活躍をいただけるのか、そういう抱負なり、お考えを、議会が承認する際に、承認をされた後、お聞きしたいなということがあるわけです。本村の場合は、今までずっとそういうことがなくて来ているんですが、今度の教育長の場合は、新しい教育委員会法で、特別職ですから、あれですが、前の教育委員会は互選で、教育委員で選ばれていって、互選で教育長が決まるというようなことだったんですが、自治体によっては、任命された後、抱負なり、方針なりをスピーチして、議員の皆さんに語りかけてもらうということも私は大事だと思うんですが、そういうことをやっている自治体も中にはありますが、そういったお考えが、これから後、あるのかどうか、また、ないのかどうか、その辺もお考えがあったらお聞かせをいただけないでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 今まで、本村の場合は、そういうことを行ってこなかったわけがあります。どういう委員までという、こういうことはなかなか難しいのかなど、いろんな委員さんがおいでになりますので、ただ議会の議決、同意をいただかなければならない委員の中でも、特に教育委員さんだとか、監査委員さんだとか、重要な役職につきましては、そういった自治体があるかどうかというのは私も承知しておりませんので、その辺はちょっと他を調べてみまして、また議会のそういう要請があれば、全協の折にでもお話をさせていただければというふうには思いますけれども、若干そういった事例があるのかどうかということ进行调查させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第17号「南箕輪村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第17号「南箕輪村固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査する固定資産評価審査委員の選任に関するものであります。固定資産評価審査委員会委員3名の任期が9月30日をもって満了となることに伴い、委員を選任したいので、地方税第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案書をお願いいたします。

お願いをする3名の委員の皆さんであります。初めに、南箕輪村724番地89、氏名、小嶋静夫氏、生年月日、昭和25年5月26日、満68歳で、再任でございます。続きまして、住所、6276番地9、氏名、新村典久氏、生年月日が昭和36年1月26日、満57歳でございます。新任でございます。税理士の方でございます。続きまして、辰野町大字伊那富3830番地3、三澤

聡、生年月日、昭和48年4月10日、満45歳であります。新任でございます。土地家屋調査士であり、本村に事務所を構えておる方でございます。

植田幸一委員さんと塩澤肇委員さんが退任ということでございます。

以上で、説明を終わります。御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

日程第4、請願・陳情の討論、採決をいたします。

福祉教育常任委員会に付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（唐澤 由江） 福祉教育常任委員会に付託されました陳情第5号「国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書」について、議会議規則第91条第2項の定めにより、審査の結果を報告します。

審査は9月5日に行いました。審査に当たっては、三澤議員から、関係資料により説明がありました。委員会からの主な質疑として、2015年にも同様な陳情書が出されていること、現実の賃金はもっと高いのではとの指摘があり、調査をすとの答弁がありました。調査の結果は、平成28年賃金構造日本統計調査のとおりの記事でありました。

採択すべきものとして、小さな介護事業所は大変だから、しっかり国が見るべきや、総合事業の報酬は単価が下げられ、経営が無理。介護離職が多く、人手不足が経営を圧迫しているなどの意見があり、不採択すべきものとして、対応改善すべきことは感じているが、加算がつくよう、事業者や従業員が努力すべき、内部留保せず、給料を上げればよいなどの意見があり、趣旨採択すべきものとして、大切なことだが、何でも国が負担すればよいものではないとの意見がありました。

採択すべきものと不採択すべきものと趣旨採択すべきの三つの意見があったため、まず、議会議規則の例外である趣旨採択すべきの採決をしました。採決の結果、賛成少数でしたので、改めて採択すべきものの採決をしました。採決の結果、賛成、反対同数であったので、議会委員会条例第13条第1項の定めにより、委員長が決するところの採択すべきものと決しました。

以上、福祉教育常任委員長の報告を終わります。

議長（丸山 豊） これから、委員長報告に対する陳情第5号「国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第5号の討論を行います。

先に反対討論はありませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

陳情第5号ですが、この介護従事者の処遇改善というのは当然必要な視点であります。た

だ、委員長も先ほど言っていました、2015年に同様の陳情書が出されて、採択されて、意見書も当議会から出ていると思います。

この介護保険制度、2000年から始まって、18年がたって、50%が第1、第2号保険者が保険料を負担し、公費は国が25%、県と市町村が12.5%ずつの仕組みで、それをサービス事業所が各サービスに対して支払われる、介護報酬が支払われるわけです。これ、3年ごとにやはり国も見直していきまして、介護保険制度を見直して、修正をかけております。介護職員に対しても優遇改善がされて、今まで4万7,000円の処遇改善がなされてきております。

私はなぜ反対するかということなんですけれども、国もしっかりと取り組まなきゃいけないということで、これから来年、消費税が10%に上がる時点で、またさらに介護報酬を4万7,000円上乘せするのと、介護福祉士に対しては勤続年数の条件がありますけれども、8万円相当処遇改善をしようと言っております。2025年問題も言われておりますが、実は日本の高齢者のピークは2042年と予測されております。そのこと、2025年も42年もそうなんです、生産人口というのはかなり減ってきているということで、これ、介護職員の問題だけでなく、日本全体の問題になってきているわけです。そこで、やはり高齢者社会の構造を見直していかなくちゃいけない時期に来ているんじゃないかなってということで、国もそれを当然知って、取り組むということで言われておりますし、この秋から取り組んで、来年の3月に公表すると言っておりますので、この内容で当議会から意見書、この陳情を採択して、意見書を出していくというのがどうなのかなってということで、もう少し国の流れを見た中で、国も当然やっていることですから、しっかりと見てから、もう少し細かい、掘り下げて、どういふところがじゃあ改善すべきなんだというような形でやっていかなくちゃいけないと思いますんで、私はこの陳情書に対しては反対させていただきます。

議長（丸山 豊） 賛成討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 反対討論よろしいですか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

陳情第5号を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第5、発議第1号「介護職員の待遇改善を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 御苦労さまです。

介護職員の待遇改善を求める意見書の趣旨説明を行います。

先ほども討論がありましたように、介護職員の不足という課題が、これから超高齢化社会

の大きな課題ということで言われております。そういう中で、介護人材が不足するというところで、2025年には37.7万人が不足するという、厚生労働省、国の機関も指摘しているところがあります。そういうような状況は、この身近な上伊那地域でも、介護職員の不足ということで事業所の閉鎖というのにも影響が出てきているということです。その一つの原因に、介護報酬が少ないということで、いろいろな職業の中の平均よりも、月額平均で10万円も低いというのが現状であるということです。その現状を打開して、国の責任でしていただくと、こういうことの陳情でございます。

この意見書の欄に三つの課題が載っています。朗読いたします。

1、介護現場で働く全ての介護職員の待遇改善策を講じ、全産業労働者並みに賃金水準の引き上げを図ること。

2、介護職員の待遇改善を図るため、介護報酬の引き上げを行うこと。

3、介護職員の待遇改善に当たっては、利用者や地方自治体の負担を求めず、介護保険財政に対する国の負担割合の引き上げを含め、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月21日、南箕輪村議会議長、丸山豊。内閣総理大臣、安倍晋三様。

以上ですので、御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 小坂です。

細かい指摘で恐縮です。字句の訂正が必要かと思えます。上から10行目の「介護職員の人材確保・離職防止を進めていく上で」と、「い」が要らないんじゃないかなと思えますが、お尋ねします。

議長（丸山 豊） 答弁と求めます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） そのとおりでございますので、このところを訂正した上で、意見書を提出したいと思えます。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案の討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村学校改築基金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号から議案第8号の討論、採決を行います。

議案第3号から議案第8号は、決算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

唐澤決算特別委員長。

委員長、事務局のほうで用意されてあるものと同じものでいいですか。

決算特別委員長（唐澤 由江） 失礼しました。決算特別委員長報告をします。

決算特別委員会に付託されました議案第3号から議案第8号までの6議案につきまして、審査の結果を報告いたします。

議案第3号「平成29年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第4号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第5号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第6号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第7号「平成29年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第8号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において各議員から出されました指摘事項等を十分留意の上、より一層の効率的な事業展開を図り、健全な行財政運営に当たるよう、また、次年度の予算編成に生かしていただくよう要望いたします。

以上で、決算特別委員長報告を終わります。

議長（丸山 豊） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

これから、議案第3号「平成29年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第3号は、認定することに決定いたしました。

議案第4号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第4号は、認定することに決定いたしました。

議案第5号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第5号は、認定することに決定いたしました。

議案第6号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第6号は、認定することに決定いたしました。

議案第7号「平成29年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第7号は、認定することに決定いたしました。

議案第8号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第8号は、認定することに決定いたしました。

日程第8、議案の討論、採決を続けます。

議案第10号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「財産の取得の一部変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「工事の変更請負契約の締結について」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「南箕輪村固定資産評価審査委員会委員の選任について」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、諮問「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、村長から配付資料のとおり、議会の意見を求められております。

村長から、本件についての説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣により行われておりますが、人権擁護委員法の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、人権擁護について理解のある者を議会の御意見をお聞きして推薦しなければならないとされています。

今回は2名の委員が本年12月末に任期満了となるため、長野地方法務局長から次期委員候補者の推薦依頼がありましたので、現人権擁護委員であります高橋紀美代氏を再任とし、ま

た、4期務めていただきました中村榮三氏にかわる新たな委員として、神子柴の原雅章氏を推薦してまいりたく、御意見をお聞きするものであります。

資料をごらんいただきたいと思います。

まず、高橋紀美代氏であります。生年月日は昭和24年11月4日、満68歳、住所は上伊那郡南箕輪村4241番地6であります。経歴につきましては、資料の履歴書をごらんください。

高橋氏は、長年、村の男女共同参画推進委員やむらづくり委員などを務められており、現在、人権擁護委員1期目であります。また、伊那人権擁護委員協議会では、男女共同参画部会の会長を務められており、人格、識見とともに、人権擁護委員として適任であると考えられます。引き続き推薦してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、原雅章氏であります。生年月日は昭和24年10月18日、満68歳、住所は上伊那郡南箕輪村7787番地であります。経歴等につきましては、資料の履歴書をごらんください。

原氏は、長野県社会福祉事業団の職員として長年勤務され、西駒郷の所長を務められるなど、特に障がいのある方とのかかわりは深く、人権擁護委員として適任であると考えます。現在、神子柴区長を務めております。人権、見識等も高く、人権擁護委員としてふさわしい方であると思いますので、新たに推薦をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

これから、本件に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきまして、初めに、高橋紀美代氏を適任者とする意見に決することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

次に、原雅章氏を適任者とする意見に決することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は原案の2人を適任者とする意見に決定いたしました。

日程第10、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

9月定例会、17日間の会期、お疲れさまでした。また、全議案可決認定をいただき、ありがとうございました。決算審査や議案審議、一般質問でいただきました御意見、御提言は、可能なものは今後の行政執行に生かしてまいります。

今議会では、平成29年度の各会計の決算の認定をいただきました。

税収につきましては3.9%と伸び、21億円台の後半の税額となってきました。5年前は20億円に満たず、その後は20億円台の後半で横ばいとなっていましたので、税収が伸びたことは本当にありがたいこととあります。このことは、景気の回復、人口の増加によるものであり、人口増のありがたさを実感しております。

このところ、毎年予算が大型化をしてくれており、財政面の心配もありますが、健全財政を維持しながら、運営ができておるところであります。人口増に伴う施設不足、教育環境や子育て環境の変化による人件費を含めた経費の増加、減災への対応、公共施設の老朽化等々、経費が増大したり、まだまだやらなければならない事業は数多くあります。財政状況を見きわめながら、対応をしていかなければならないと考えております。本当に頭の痛い部分もありますが、気を引き締めて行政運営をしております。

また、今議会で、平成30年度当初予算で計上しました財政調整基金や学校改築基金の繰り入れをゼロとし、なおかつ学校改築基金に1億円の積み立てができ、合わせて1億9,000万円の基金保有ができたところとあります。来年度計画をしておりますエアコンの設置、学校のICTへの対応等々に充てることができ、本当にありがたいこととあります。

さらに、長年、本村の負の遺産として重くのしかかってきておりました南原住宅団地の灰の処理が完了いたしました。このこともありがたいこととありました。この事業につきましては、本当に村の負の遺産となっておりました。15億を超える経費がかかったところとありますが、ようやく片づいたということとあります。これからは、後処理等々、しっかりと対応をしております。

さて、平成30年度も後半に入っております。計画しました事務事業は、今のところ、ほぼ順調に推進ができております。時代の流れの中で、イベントも多くなり、職員も大変な面もありますが、全職員一丸となって村の活性化のために取り組んでまいります。

また、来年度の予算編成に向けて動き出す時期となっておりますが、教育の無償化や子育ての無償化、来年10月からの消費税10%の動向等々、先が見えない状況があります。国の動向を注視しながら対応をしていかなければならないと思っております。この辺につきましては、あらゆる資料や国の文書等々を参考にしながら考えておるところとありますが、議員の皆さんもそれぞれのお立場で情報を入れていただければと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

このところ、天候が思わしくなく、稲刈りもおくれぎみであり、心配であります。また、ことしは、台風の発生が多い年だというふうに言われております。そんな心配の面もありますが、台風の影響もなく、収穫の秋が終わることを願うところであります。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。長い期間でありましたが、ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これをもちまして、平成30年第3回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午後4時15分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員